



令和3年 第4回
本別町議会定例会会議録

自 令和3年 12月 7日
至 令和3年 12月15日

本別町議会

令和3年本別町議会第4回定例会会議録（第1号）

令和3年12月7日（火曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | | 議会運営委員長報告 |
| 日程第 3 | | 会期決定の件 |
| 日程第 4 | 認定第 1号 | 令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 2号 | 令和2年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 3号 | 令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 4号 | 令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 5号 | 令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 6号 | 令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 7号 | 令和2年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について |
| | 認定第 8号 | 令和2年度本別町水道事業会計決算認定について |
| | 認定第 9号 | 令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について
(令和2年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第 5 | | 本別町国保病院の運営に関する調査の件
(本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会 委員長報告) |
| 日程第 6 | | 諸般の報告 |
| 日程第 7 | | 行政報告 |
| 日程第 8 | 議案第60号 | 本別町地域福祉基金条例の廃止について |
| 日程第 9 | 議案第61号 | 令和3年度本別町一般会計補正予算（第14回）について |
| 日程第10 | 議案第62号 | 令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について |
| 日程第11 | 議案第63号 | 令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について |
| 日程第12 | 議案第64号 | 令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 |

		4回) について
日程第 1 3	議案第 6 5 号	令和 3 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算 (第 5 回) について
日程第 1 4	議案第 6 6 号	令和 3 年度本別町簡易水道特別会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 1 5	議案第 6 7 号	令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算 (第 3 回) について
日程第 1 6	議案第 6 8 号	令和 3 年度本別町水道事業会計補正予算 (第 2 回) に ついて
日程第 1 7	議案第 6 9 号	令和 3 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算 (第 6 回) について

○会議に付した事件

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		議会運営委員長報告
日程第 3		会期決定の件
日程第 4	認定第 1 号	令和 2 年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について
	認定第 2 号	令和 2 年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 認定について
	認定第 3 号	令和 2 年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算認定について
	認定第 4 号	令和 2 年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算 認定について
	認定第 5 号	令和 2 年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出 決算認定について
	認定第 6 号	令和 2 年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定 について
	認定第 7 号	令和 2 年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認 定について
	認定第 8 号	令和 2 年度本別町水道事業会計決算認定について
	認定第 9 号	令和 2 年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定 について
日程第 5		(令和 2 年度各会計決算審査特別委員会 委員長報告) 本別町国保病院の運営に関する調査の件 (本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会 委 員長報告)
日程第 6		諸般の報告
日程第 7		行政報告

日程第 8	議案第 60 号	本別町地域福祉基金条例の廃止について
日程第 9	議案第 61 号	令和 3 年度本別町一般会計補正予算（第 14 回）について
日程第 10	議案第 62 号	令和 3 年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 11	議案第 63 号	令和 3 年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 回）について
日程第 12	議案第 64 号	令和 3 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 回）について
日程第 13	議案第 65 号	令和 3 年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算（第 5 回）について
日程第 14	議案第 66 号	令和 3 年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 15	議案第 67 号	令和 3 年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第 3 回）について
日程第 16	議案第 68 号	令和 3 年度本別町水道事業会計補正予算（第 2 回）について
日程第 17	議案第 69 号	令和 3 年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 6 回）について

○出席議員（12名）

議長	12番	高橋利勝	副議長	11番	藤田直美
	1番	水谷令子		2番	柏崎秀行
	3番	梅村智秀		4番	石山憲司
	5番	篠原義彦		6番	大住啓一
	7番	山西二三夫		8番	黒山久男
	9番	方川一郎		10番	阿保静夫

○欠席議員（0名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	保健福祉課長	長屋和幸
住民課長	倉崎景一	子ども未来課長	大橋堅次
建設水道課長	坪忠男	企画振興課長	小川芳幸
老人ホーム所長	前佛清治	国保病院事務長	松本秀規
総務課主幹	上原章司	建設水道課長補佐	小出勝栄

総務課主査 石川 雅康
教育次長 阿部 秀幸
農委事務局長 高橋 優
選管事務局長 三品 正哉

教 育 長 高橋 哲也
社会教育課長 千代 孝徳
代表監査委員 畑山 一洋

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中川 雅之
総務担当主事 今井 綾香

総務担当主査 越後 忠

開会宣告（午前10時00分）

◎開会宣告

○議長（高橋利勝） ただいまから、令和3年第4回本別町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋利勝） 日程第1 会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、阿保静夫議員、山西二三夫議員及び水谷令子議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議長（高橋利勝） 日程第2 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員会、阿保静夫委員長、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 報告いたします。

令和3年10月14日第3回定例会において、閉会中の調査付託を受けた議会の会期、日程等の議会運営に関する事項について報告いたします。

まず、会期について申し上げます。本定例会の会期は本日12月7日から12月16日までの10日間とするよう予定をいたしました。

次に、一般質問の締め切りについて申し上げます。一般質問の通告は、本日から12月9日正午をもって締め切ることといたしました。

次に、陳情文書の取り扱いについて申し上げます。本日までに5件の提出がありました。適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入中止を求める意見書の採択についての陳情書、中華人民共和国による人権侵害問題に対する調査及び抗議を求める意見書の採択について陳情書、商工会に対する令和4年度市町村補助金についての要望、北海道農業の基幹作物てん菜の生産を守ることを求める意見書の採択についての陳情、以上4件については、議会運営基準138運用例5によることとし、後刻議員の回覧に供することといたします。

次に、地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書の採択についての陳情、以上1件については議会運営基準138運用例6によることとし、議会運営委員会発議にて最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

○議長（高橋利勝） これで報告済みといたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議長（高橋利勝） 日程第3 会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、12月7日から12月16日までの10日間とすることにしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日12月7日から12月16日までの10日間とすることに決定いたしました。

お諮りします。

議事の都合により、12月8日から13日までの6日間を休会にしたいと思いを。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、12月8日から13日までの6日間を休会とすることに決定いたしました。

◎日程第4 認定第1号ないし認定第9号

○議長(高橋利勝) 日程第4 認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、以上9件を一括議題とします。

以上9件について、委員長の報告を求めます。

令和2年度各会計決算審査特別委員会、大住啓一委員長、御登壇ください。

○令和2年度各会計決算審査特別委員長(大住啓一)〔登壇〕 報告いたします。

本委員会は令和3年10月14日第3回定例会において付託を受けた下記事件について、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

記、1、事件。①認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、②認定第2号令和2年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、③認定第3号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、④認定第4号令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑤認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について、⑥認定第6号令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑦認定第7号令和2年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定について、⑧認定第8号令和2年度本別町水道事業会計決算認定について、⑨認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について。

2、決算審査特別委員会開催日。令和3年10月25日、26日。

3、審査の結果。認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について、ないし認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、いずれも認定。

4、意見。①違法と認める事項、特に認められませんでした。②不当と認める事項、特に認められませんでした。③特に留意すべき事項、特に認められませんでした。④監査委員の意見に対する意見、なし。その他ございません。

以上で、委員会審査結果報告といたします。

○議長（高橋利勝） これから委員長報告に対する質疑を行ないます。
ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について及び認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について、反対の立場で討論を行ないます。

まず認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定について行ないます。

本決算提案につきまして、現状認識といたしましては引き続き厳しい町財政であると位置づけられながらも、継続事業に終始し、効果的な新規事業の導入や未来に向けたその具体的成果などが見受けられず、持続可能な本別町の将来展望を抱くことは到底できないと認識するところであります。

個別事案といたしまして、行政の政治的中立性を損ないかねない公金による特定の政党機関紙赤旗のみの購読がなされ、その利活用実態が不明であることや購読紙の選定について、行政が公金支出をなす姿勢としては不十分である現状と断じざるを得ません。また、ウタリ住宅改良資金貸付制度の運用において、条例や規則に基づく適切な運営がなされていない実態も伺え、制度利用者への偏見を招きかねず、町民の負担の公平性を損なう現状については看過することはできません。令和3年度の予算執行、行政運営は、町長選挙を控えていたことから準骨格予算と位置付けられており、本提案となる令和2年度の決算認定は実質上の前高橋町長における町政の総括的位置付けにあると認識しているところでありますが、聖域なき改革、町民生活に密接、将来の財政基盤の確立、町民の信頼回復などと美辞麗句ばかりが踊り、具体的に何を達成できたと評価できるのか甚だ疑問であります。法に則った最小の経費で最大の効果を得るとの行政運営の大原則からは程遠く、コロナ禍という点を割り引いたとしても後年度本別町の将来に負担を残す行政運営であったと評価せざるを得ないことから、本決算認定には反対をいたします。

続きまして、認定第9号令和2年度国民健康保険病院事業会計決算認定についてでございます。本提案に際しまして、これまで繰り返し述べてきたとおり、早期に運営の主体を変える抜本的改革を行なうことが必要であるとの私の考えが改まることはありませんでした。まず、経営面といたしましては、新改革プラン第2次や議会答弁においても、地域包括ケア病床の導入を病院経営、改善改革の目玉と位置付けておりますが、交付金

のみならず一般会計からの多額の繰入等に頼る体質は変わらず、公立病院の独立採算の大原則からは程遠いのが実状です。厳しい町財政の中、いつかはその財源に限界が来る恐れがあり、人口減が加速的に進む中、それもそう遠くない未来であることは明白です。

続き運営面についてです。議会の病院特別委員会で病院職員等に対して行なったアンケート集計結果からも読み取れるように、職員からも病院への信頼や将来への期待が大きく失われ、住民からの評価のみならず内からも既に組織としての連帯感が瓦解し、それらが住民に対する医療サービスへの低下へとつながっている様子が伺えます。しかるに思いを抱く職員が一定数いることもわかりました。こうした職員の皆さんの心が折れる前に、可及的速やかに経営運営の改善改革をなすことが急務であります。当該年度も含め、これまでは前高橋町長の責任の下、病院経営、運営がなされておりました。責任の所在については御自身も認識されていたようではありますが、この実態、この現状についてどのように責任を取っていただけるのでしょうか。

100名を超える病院職員の皆さん、気づいていらっしゃるのか、既に一部の議員や病院関係者の念頭には、改革が進まなければ早期の規模縮小をとの点も視野に入れられているということがあります。つまりは、住民への高い医療サービスへの提供が叶わなくなり、現状規模の雇用の維持がなされなくということでもあります。果たしてそれで良いのでしょうか。それが住民に望まれている地域医療の形なののでしょうか。北海道糖業の砂糖生産からの撤退が決まり、病院の規模縮小がなされるようなことがあれば、この本別の未来はどのようになっていくのか。早期に抜本的改革、広尾町のように運営の主体を変えるように舵切りをし、真に持続可能な地域医療体制を構築することが急務であります。

幸いにも十勝東北部、本町近隣域には帯広市内の病院のように高度医療を提供する病院がなく、高度医療を提供できる管内民間病院、北斗病院等が意欲を示してくれているそのうちに、現在新得や清水町で地域医療連携がなされているように、本町のみならず隣接町村などの近隣域からも頼られる医療サービスを提供できるようにすべきです。

もって収支の改善、雇用の維持、地域医療の質を高めることで、住民に頼られ愛されて真に持続可能な医療サービスを提供できるようにすべきであります。それらの機運が全く伺えない、本決算提案には反対をいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 それでは、認定第1号及び認定第9号についての賛成討論を行ないたいと思います。

先ほど反対討論の中にもあったとおり、この本会計の予算はコロナ禍という非常にかつて経験のない中で進められた予算であります。各課での十分の協議で作られたものがありますが、コロナ対応にしっかりと対応していくという上で作られた予算として十分な対応がされているというふうに思います。また、町民の暮らしをしっかりと守るという上では、限られた予算の中でこれまで対応されてきた各種事業、あるいは各方策についてもこの本予算の中で組み込まれているというふうに認識をしているところです。そうい

う点からも、認定第1号の本別町一般会計歳入歳出決算については賛成の立場を表明したいと思います。付け加えますが、町の行政に要する資料というのは、町の行政の考え方あるいは行政の運営の中の一つの仕事だというふうに思います。日本共産党の新聞赤旗が資料としての価値がどうかという判断はその行政に委ねられるべきものでありますし、ほかの政党の新聞がそこにあってもそれは行政の中で資料として必要であればそれはそういう取るということになるかと思いますが。いずれにしても、一般の新聞も含めて行政では多様な情報を、あるいはそれをより早く受け取りながらそれを行政に生かしていくという役割があるというふうに思います。そのことによって、町民の暮らしにプラスになればそれはまさに望まれることだというふうに思います。そういう点からも赤旗が資料として取られていることを、事細やかに批判すること自体が私には理解ができません。

以上を含めまして認定第1号については賛成討論といたします。

次に、認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定について賛成討論をしたいと思います。

皆さん御承知のように、このあと病院の特別委員会の報告がありますけれども、非常に厳しい経営だということは全員が認識しているところだというふうに思います。ただその中で公立病院としての使命は、町民の命や暮らしを守ることだと、健康を守ることだということです。そのための経費というか、そのための必要経費というものがどこまで許されるか、これは今後ですね、我々議員も含めて町民の皆さんと話していかなければならないことだと思います。ほかと比べるわけではありませんけれども、公立病院を持ってる町で町の持ち出しが非常に多い所はほかにもある、だからいいということではありません。当然その町でもその改善のために努力をしていることだと思います。それから再三独立行政法人に移行したほうが経営が良くなるという趣旨の話がありました。私は実際に独立行政法人になった町の関係者というか、議員の方に聞きました。基本的には町の持ち出しというのはそんなに減らないということです。ただ経営の主体が独立法人に移行するという点で、そういう意味での町のなんて言うんですか、負担というか精神的な負担というか、そういうものが一定軽減されたのかなというふうには思いますけれども、お金のことだけで言うと、独立行政法人になったからと言って今まで必要な経費が一挙に下がるという訳ではありません。これはその関係者から聞いた話ではありませんけれども、なかなかそこに独立行政法人として入ったところの医者サイクルというんですか、そういうこともなかなか大変な状況もあるという話も小耳に挟んでおりますが、これは議会関係から聞いた話ではありませんので、私がそういうことも聞いているということで報告しておきます。そういう点では、本町の国保病院については町民の命と健康を守るという上でどうしても必要な病院だというふうに思います。今後人口減の中でいろんな移行はしていくと思うんですけども、公立としてしっかりと、責任をもって町民の皆さんの命と健康を守るという立場で、この病院が経営を続けていくことを望みたいというふうに思うところであります。またこれは町民の多くの方も同じような意見を述べてるというふうに思っております。

以上の観点から、認定第9号についても賛成の立場を表明したいと思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 一般会計補正予算決算認定についてないし第9号決算認定について賛成の立場で討論させていただきます。

まず、先日行われた決算委員会について、十分な質疑があり十分な答弁があり、未来について希望の持てる委員会だったというふうに認識しております。そういった中で、反対討論のほうでもありました赤旗、ウタリそういったこと、この町の未来、まちづくりに対してもっと議論するべきところがあるというふうに思いますし、この行政執行、まちづくりの中でイデオロギー論争はこの議場でいらないというふうに感じるところでございます。

決算認定第9号につきましては、先ほどこの中で賛成した阿保議員と同じということで議案第1号9号ないし賛成の立場の討論とさせていただきます。議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第1号令和2年度本別町一般会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定することに決定いたしました。

これから認定第2号令和2年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者11人。

起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第2号令和2年度本別町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから認定第3号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

暫時休憩をいたします。

午前 10時30分 休憩

午前 10時32分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(発言する者あり)

○議長(高橋利勝) 暫時休憩をいたします。

午前 10時32分 休憩

午前 10時49分 再開

○議長(高橋利勝) 休憩前に引き続き会議を開きます。

認定第3号令和2年度本別町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定については、賛成多数で認定することに決定いたしました。

これから認定第4号令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者11人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第4号令和2年度本別町介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 11人。

よって起立多数です。
お座りください。

したがって、認定第5号令和2年度本別町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから認定第6号令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。
本件に対する委員長報告は認定するものであります。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 11人。

よって起立多数です。
お座りください。

したがって、認定第6号令和2年度本別町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから認定第7号令和2年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。
本件に対する委員長報告は認定するものであります。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 11人。

よって起立多数です。
お座りください。

したがって、認定第7号令和2年度本別町公共下水道特別会計歳入歳出決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから認定第8号令和2年度本別町水道事業会計決算認定についてを採決します。
この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。
委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。
(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者 11人。

よって起立多数です。
お座りください。

したがって、認定第8号令和2年度本別町水道事業会計決算認定については、全会一致で認定することに決定いたしました。

これから認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定についてを採決します。

この採決は、起立によって行ないます。

本件に対する委員長報告は認定するものであります。

委員長報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者10人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院事業会計決算認定については、賛成多数で認定することに決定いたしました。

◎日程第5 本別町国保病院の運営に関する調査の件

○議長(高橋利勝) 日程第5 本別町国保病院の運営に関する調査の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

本別町国保病院の運営に関する調査特別委員会、藤田直美委員長、御登壇ください。

○本別町国保病院の運営に関する調査特別委員長(藤田直美)[登壇] お手元に配布の委員会調査結果報告書に基づいて報告をさせていただきます。

本委員会は令和元年12月11日第4回定例会において設置された本別町国保病院の運営に関する調査の件については、このたび調査を終了いたしましたので、会議規則第77条の規定により報告いたします。

報告書を朗読いたします。

1、はじめに。

町立病院として昭和25年に新設、内科、外科、婦人科、20床されて以来、地域に根ざした医療の充実に努め、住民の健康、福祉の増進に貢献してきました。50年が経過して施設面の老朽化が進み、平成12年に現在の施設、太陽の丘へ移転新設、60床となり、地域の基幹病院である本別町国民健康保険病院、以下国保病院という、を中核に、民間が設置する介護老人保健施設アメニティ本別、福祉行政の窓口と質の高い介護サービスを提供する機能を備えた本別町総合ケアセンターの2施設がともにオープンしました。本別町国保病院は、おもいやりをもち、人にやさしく、ていねいな医療の実践により、地域に愛される病院になろうを基本理念に内科、外科を中心としたプライマリ・ケアを充実させながら、小児科、眼科、泌尿器科など1.5次医療圏における診療機能強化を図っています。これらの診療科を中心に慢性疾患、理学療法、初期救急、訪問診療など身近で容易にサービスを受けられる1次医療を基本にしながら、広域医療として人工透析を実施し、周辺地域の人工透析センターの役割も担っています。

地域における基幹的な医療機関として、地域医療の確保のため重要な役割を果たす公立病院は、近年その多くにおいて経営状況が悪化するとともに、医師不足のため医療体制の縮小を余儀なくされる等、経営環境や医療提供体制の維持が極めて厳しい状況になっています。

国は公立病院の更なる改革を目的として平成27年3月に新公立病院改革ガイドラインを策定し、各公立病院に対し令和2年度までの期間を対象とした新公立病院改革プランの策定を求め、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や効率的な運営を進めるよう促してきました。また、令和元年9月に国は地域医療構想に関する各病院の具体的な対応方針に関して、2025年、令和7年における各病院の提供する医療機能について診療実績等から鑑みて再検証が必要な病院が抽出され、道内では54病院が該当し、本別町国保病院もその一つとして捉えられています。

そのような中、本別町国保病院の運営は、医業収益については平成28年度の9億3,600万円から年々減少し、平成30年度では8億8,900万円となっており、平成30年度の総収益で約1億1,500万円に対し総費用が約1億2億3,900万円と純損失が約1億2,400万円となり、年度末には地方財政法上の資金不足の状態となったことに伴い、翌年度に現金不足の解消を目的として年度途中に約3億円の繰入れを行なうこととなりました。

なお、累積欠損金は平成30年度末時点で約2億4,400万円となっていますが、その要因は減価償却費が主なものになっているため実質的な現金不足を生じさせる要因とはなっていませんが、引き続き収支改善へ向け経営計画に沿った事業運営をさらに進めていかなければならない状況となっています。

以上のことから、議会としても病院経営の現状と課題、経営改善の取組について早期に調査しなければならないと判断し、本特別委員会を設置し、これまで12回の会議を開催して鋭意調査、検討を重ね、このたび結果を会議規則77条の規定により報告することとします。

2、委員会設置の目的。

町民の生命を守る病院を存続させるため、運営・経営の健全化に向けた調査。

委員会構成は議長を除く議員全員です。

3、設置期間。

令和元年12月11日から調査終了まで。

4、活動の経過についてですが、44項目にわたる資料の提出を求め、質疑や町民意見交換会など調査に関わる活動の概要となっております。

5、調査報告。

(1) 自治体病院としての現在までの役割。

自治体病院は、その地域に不足している医療に積極的に取り組み、住民の健康維持、増進を図り、地域に貢献することを使命としています。本別町国保病院は町内唯一の入院施設であり、救急医療や災害対応などはもちろん日常生活圏内において、医療、介護、予防、住まいが切れ目なく、継続的かつ一体的に提供される地域包括ケアシステムの確

立や訪問看護の推進、町内の基幹病院としての働きも持ち合わせています。

(2) 現状と課題。

ア、医療機能及び施設について。

病床数は一般病床で60床を保有し、その他医療機能としては、人工透析室、理学療法室、臨床検査室、内視鏡室、放射線室を備え、16列CTスキャンやMRI装置といった高度医療機器も整備し、地域の急性期医療を支えています。中でも人工透析室は昭和63年に3床から開始し、その後増床を重ね現在では20床を整備し、他町の医療機関において人工透析が開始されるまでは、十勝東北部の人工透析センターとしての役割を担ってきました。また、24時間いつでも受け入れ可能な救急外来があり、救急車搬入は年間約300件受け入れています。

町の医療における基幹的な役割を担っている本別町国保病院ではありますが、その運営には各種の課題もあり、施設が中心市街地から2キロほど離れていることから、通院のための交通利便性確保は必須であることや、災害等における地域の避難所機能として位置づけ、救急医療体制を維持するための病床数と検査体制や設備に対する多額の費用、救急医療体制は人力的にも厳しいことから初期救急のみの対応しか行なえないため、重傷者は早期の判断により高度救急医療機関に搬送しなければならないことなどがあります。

イ、経営、財務について。

町財政が厳しい状況にあり大幅な経費削減が求められる中、一般会計からの繰入金が増加傾向で、繰入金の抑制が求められています。平成30年度の純損失は約1億2,400万円と高水準で推移している状況となっています。外来患者数を見ると、過去5年間では平成28年度の約4万7,000人から毎年約3,000人減少し、収益の減少幅が大きくなっており、そのため収支バランスの悪化により資金不足が発生し、平成29年度に4,000万円、平成30年度には2億円の一時借入れを行ないましたが、年度中の清算ができなかったことにより、令和元年度に借入金の返済と現金不足解消のため年度途中の3億円という増額補正が行なわれました。

要因として、収益に関しては外来患者数の減のほか、主として近隣町の足寄町、池田町に透析室が設置され透析患者の減によるものとなっています。費用に関しては収益が減ることによる人件費率の増加となっています。人件費については他町と比べても経費の割合は多く、職員の年齢構成が高いためなどの説明があったところです。また、出張医師に係る多額の人件費抑制のため、常勤医師による当直の可能性など模索する必要がありますが、現状では当直翌日も出勤している現状もあり、週末の夜勤派遣医師は必要であるとの説明がなされました。

看護師については夜勤専門の派遣看護師や応援看護師で対応している状況で、看護師不足は依然として厳しい状況であることから、今後も募集を継続していくとしています。

病院収益を上げる取組として、地域連携室による連携業務を効果的に推進し町内外医療機関からの入院患者の積極的な受け入れや、令和元年6月から夜間診療の開設、令和3年1月からの地域包括ケア病床の導入による効果的な病床稼働で外来患者の確保や診

療単価のアップによる収益の増を目指しています。また、地域医療構想の4つの医療機能に応じた再編では、本別町国保病院は急性期と捉えられていましたが、機能的な指摘を受け、現状も回復期患者も多いことから、今後は回復期機能を進め地域包括ケア病床を増やしていく方針となっています。

新型コロナウイルス感染症の影響について。

令和2年4月の患者数の状況は外来患者が前年度より384人減っていることから、緊急事態宣言による外出自粛や受診控えの影響はあったと推測されます。令和2年度決算では、がん検診などの受診も減っています。

臨時交付金を使いコロナやインフルエンザなどの感染症対策に必要な予算措置が行なわれており、新たな熱外来の窓口が設置されています。町民のワクチン接種対応では外来窓口を減らし医師や看護師を派遣して集団接種を行ないました。

ウ、医師の確保。

医師は全国的にかつ慢性的に不足している状況にありますが、本別町国保病院においては確保できている状況です。しかし、専門医師の退職等により閉鎖された診療科目も出ています。医師の確保問題については自治体病院のほとんどが直面している課題で、本別町国保病院においても、その確保は今後大きな課題であると考えられ、このことは病院経営にも大きく影響することが予想されます。本町においては医師5人態勢が維持されていましたが令和3年1月で耳鼻咽喉科医師の退職により医師と診療科が減となり、収益においても減となりました。その後、間もなく医師の招聘ができたことは良かったことと思いますが、令和3年8月で医師1名が一身上の都合により退職となっています。

健全な経営を今後維持することは、現在の診療科目と医師体制の中では非常に厳しいことが推測されますが、令和元年3月から、病院の経営状況と今後の方策に関わる経営検討委員会が町理事者、病院長、副院長等で毎月1回開催されているとのことでしたので、今後の結果に期待をすところでは。

エ、経営形態について。

本別町国保病院の現在の経営形態は、地方公営企業法の財務規定のみが適用される一部適用であります。全部適用との違いは、病院トップの権限が限られており、組織や人事労務に関する意思決定、中でも職員の給与に関しては、自治体の長に権限があることから、自治体が決定している医療職給与と同額であることです。これまでは全部適用の検討はしていないとの説明がありました。また、今後の方針について経営面においては、入院や外来に加え訪問診療などの在宅医療も一体とした取組を継続し、都市部の救急病院とも連携を取りながら町民や地域の医療ニーズの変化には適切に対応していき、経営面においては、収支の面で資金の減少は避けるよう健全な経営を目指し、今のところは直営堅持という考えで診療報酬、収益の確保に努めていくとの認識を確認しました。

6、国保病院にかかわる町民との意見交換会の実施。

町民からの意見聴取を目的とした町民懇談会を令和2年9月に開催しました。

交付税や単独費用で賄われている経営の内容、令和元年度途中には一時借入金の返済等による追加繰入金が発生し、経営改善が必要な病院の収支状況を説明しました。町民

の方からは療養型の施設にしては、診療所でも良いのでは、累積赤字が多いが民間に委託しては、病床は必要だなど様々な意見があり、病院存続のため町民が求めている医療体制について、その後の調査の参考とさせていただきます。

7、病院職員アンケートの実施。

令和2年12月に現場の声を聴くことを目的に、本別町国保病院に働く皆さんを対象としたアンケート調査をしました。自由記述を含めた26項目の設問に答えていただきました。回答率が大変高く、自由意見を書くところにも多くの意見があり、職員にとっても関心は高かったことがうかがえます。調査結果をしっかりと受け止めて各委員により分析をしました。アンケート調査結果は9ページ以降に参照しております。

(1) 病院職員アンケートの結果からの考察のまとめ。

適正な病院運営に向けた組織体制の強化について。

職員意識改革による患者サービス向上への環境づくり。

医師から事務職員に至るまでの全職員が、本別町国民健康保険病院新改革プランの目標達成のために情報を共有し、自分の立場でなすべきことが日々明確になっているか否かという点が脆弱であるように感じます。また、職員の満足度低下は患者の満足度低下につながる可能性が大きいと考えられます。組織に対する不満が高じれば、職員のモチベーションは低くなり、業務意識や生産性が低下し、能力を最大限発揮してもらえないような職場環境には、組織管理の幹部の姿勢が問われていると感じます。上司との適切な関係、他人と協働できる職場、経営理念、方針への評価、理解は衛生要因としての条件であり、仕事に対する不満を予防し、職務満足を高めるための前提条件として重要であると考えます。

医師と患者の対話の充実度や看護師の接遇などのサービスの低下につながらないよう可能な範囲で情報を共有しながら職員の理解を求める姿勢が必要です。早期の課題解決に取り組むべきと考えます。

② 経営参画意識の向上。

コンプライアンスと意識改革の徹底、日常業務のチェック体制の強化について、確実に実行していくためには、組織体制の強化と人材の確保、育成が重要と考えることから、医師や看護師の連携と職員の研修は必要です。

全職員参画の病院経営とコミュニケーション改善などに重点を置き、全ての職員が業務経営や経営状況を理解し、意思等を述べる機会を確保することが必要不可欠と考えます。

8、各委員が考える今後の病院経営形態について。

職員の責任ある働き方などの意識改革や、地域包括ケア病床などによる医療機能や人口減少に伴う病床数や人員体制など、病院改革は必要ではあるが現状の規模を維持し、公立病院として存続させていくとの意見が多数ありました。また、改革が進まず、利用減となれば早い時期の診療所化も視野に入れて検討すべき、他町に倣い独立行政法人化による病院存続、同じく問題を抱えている近隣自治体も巻き込んだ運営が可能ではないかという意見もありました。

9、期待される役割機能や今後の方向性。

病床を保有する中核病院として医師看護師の確保に努めながら必要な医療機能を充実させることにより、保健、医療、福祉の切れ目のない連携と、将来にわたり地域に密着した医療を提供していくことが求められます。

地域包括ケア病床の導入による回復期病床機能の充実は、今後町民のニーズが高まることが予想されます。収益においても増収が見込まれており、必要に応じて包括ケア病床数の増床をしていくべきです。

病院長はじめ医療スタッフが情報を共有し、考えたことを実行できる自律的な組織体制を構築する必要があります。

地域の医療環境や交通事情を勘案すると、救急医療や災害医療の中心的役割を担う必要があります、地域診療所との連携が求められます。

国保病院の役割機能が担える医療スタッフの確保育成への取組強化が必要であります。

常に診療科目ごとの地域への必要性和コスト面からの検証を行なう必要があります。

公的病院として現在の規模を維持していくためには、地方交付税で措置される約2億5,000万円を含めて、現状では一般会計から毎年約4億円の繰入れをしています、人口減による収益の減、繰入れの増となった場合は今後ますます厳しくなる財政事情を勘案すると、経営形態の見直しの検討が必要になると考えます。

経営検討委員会で協議されている今後の方策やモニター会議等、第三者の意見を反映し、より良い形態を検討されることと、内容と結果の見える化を望みます。

10、おわりに。

本委員会は、全12回の審議を重ね、町立病院の使命と取り巻く環境について理解を深め、その課題を明らかにし、最終的に本委員会の意見をまとめ、本別町国保病院が地域や町民とともに歩んでいくための目指すべき方向を調査してきました。今後、本別町国保病院や町においては、本委員会の意見の趣旨を踏まえ、医療機能の充実と健全経営のために改善を図っていくことが望まれます。なお、今後は執行部においてさらなる検討を行ない、町民負担と医療体制の必要性や方向を町民に十分説明し、理解された中での事業運営を進めることが重要であります。本別町国保病院が地域の病院として、将来にわたって地域に本当に必要な医療を提供し、同時に地域の医療体制の中で貴重な病床を町民のために保持しながら、町民の安心安全を守る最後の砦として、医療を提供し続けていかれることを切に願うものであります。

以上が本委員会の今日までの主な活動の概要であります。令和3年11月18日の特別委員会の開催をもって終了となりましたが、今後は議員各位の通常の活動の中で町民の方々と意見交換をし、町民一人一人が病院経営に参画できる本別町国保病院になることを願い、議会として引き続き調査、研究などを行ない見守っていくことが必要であると考え、常任委員会において本別町国保病院を取り巻く諸課題について、さらに議論を深めていただくことをお願い申し上げ最終報告といたします。ありがとうございました。

○議長（高橋利勝） 本件の委員長報告に対する質疑は、議会の運営に関する基準103により質疑を省略します。

これから、本別町国保病院の運営に関する調査の件、委員長報告についての討論を行ないます。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから本別町国保病院の運営に関する調査の件、委員長報告についてを採決します。お諮りします。

委員長報告のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本別町国保病院の運営に関する調査の件、委員長報告のとおり承認されました。

◎日程第6 諸般の報告

○議長(高橋利勝) 日程第6 諸般の報告を行ないます。

監査委員から、令和3年10月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がありました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、十勝圏複合事務組合議会の令和3年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、とちぎ広域消防事務組合議会の令和3年第3回定例会以降における主な審議内容について、お手元に配布のとおり報告いたしましたので御了承願います。

これで報告済みとします。

次に、議長の動静について、令和3年第3回定例会以降における議長の主な動静についてお手元に配布のとおり報告いたしましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第7 行政報告

○議長(高橋利勝) 日程第7 行政報告を行ないます。

佐々木町長、御登壇ください。

○町長(佐々木基裕)〔登壇〕 行政報告をいたします。

まず初めに、令和3年度各会計の予算執行状況について報告いたします。

10月末現在の一般会計の執行状況につきましては、予算額72億9,228万3,000円に対しまして、歳入の収入済額は37億1,130万9,000円で50.9%の執行率となっており、歳出の支出済額は32億6,474万3,000円で44.8%の執行率となっております。

次に、地方交付税の状況であります。普通交付税は前年度比7.6%の増、額にして2億221万4,000円増の28億4,587万9,000円になる見込みであります。交付税財源の不足分を地方が直接借入れしている臨時財政対策債は、前年度比33.1%の増、額にして3,972万7,000円増の1億5,988万7,000円で、普通交付税を加えた総額では、前年度を8.8%上回る結果となっております。特別交付税につきましては、12月交付額が12月3日に決定し、前年度比32.2%の増、額にして3,908万1,000円増の1億6,051万9,000円となりましたが、3月交付分が未確定であるため、現時点では、前年度比6.4%減の2億6,543万6,000円で見込んでいるところであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。予算額11億1,510万9,000円に対しまして、歳入の収入済額は5億212万4,000円で、45.0%の執行率となっており、歳出の支出済額は4億9,870万5,000円で、44.7%の執行率となっております。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。予算額1億4,804万5,000円に対しまして、歳入の収入済額は6,449万9,000円で43.6%の執行率となっており、歳出の支出済額は5,421万7,000円で36.6%の執行率となっております。

次に、介護保険事業特別会計であります。予算額10億7,341万9,000円に対しまして、歳入の収入済額は4億9,202万2,000円で45.8%の執行率となっており、歳出の支出済額は5億2,956万5,000円で49.3%の執行率となっております。

次に、介護サービス事業特別会計であります。予算額3億7,132万9,000円に対しまして、歳入の収入済額は1億3,554万7,000円で36.5%の執行率となっており、このうちサービス収入につきましては、調定額1億643万5,000円に対しまして、収入済額は1億515万8,000円で98.8%の収納率となっております。歳出の支出済額は1億8,427万3,000円で49.6%の執行率となっております。

次に、簡易水道特別会計であります。予算額1億1,104万8,000円に対しまして、歳入の収入済額は2,825万5,000円で25.4%の執行率となっており、歳出の支出済額は5,144万円で46.3%の執行率となっております。

次に、公共下水道特別会計であります。予算額5億5,292万5,000円に対しまして、歳入の収入済額は5,423万2,000円で9.8%の執行率となっており、歳出の支出済額は1億8,965万5,000円で34.3%の執行率となっております。

次に、水道事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、水道事業収益の予算額1億4,377万4,000円に対しまして、決算額は6,498万9,000円と、おおむね前年並みで、額にして3万1,000円の減となり、予算に対する執行率は45.2%となっております。水道事業費用につきましては、決算額は6,985万1,000円で、前年度比5.0%の減、額にして366万5,000

円の減となり、予算に対する執行率は48.6%となっております。

資本的収入及び支出につきましては、資本的収入の予算額1,733万6,000円に対しましては、決算額は0円となっております、資本的支出の予算額8,637万2,000円に対しましては、決算額は4,108万6,000円で47.6%の執行率となっております。

次に、病院事業会計の上期の決算状況であります。収益的収入及び支出につきましては、病院事業収益の予算額11億7,081万3,000円に対しまして、決算額は6億6,547万1,000円で、前年度比0.7%の増、額にして433万6,000円の増となり、予算に対する執行率は56.8%となっております。このうち入院収益は1億8,166万9,000円で前年度比4.0%の減、額にして754万円の減、外来収益は1億3,623万円で前年度比9.1%の減、額にして1,358万4,000円の減、その他医業収益は1億9,972万2,000円、前年度比14.2%の増、額にして2,490万9,000円の増となっております。

病院事業費用につきましては、予算額12億3,185万4,000円に対し、決算額は5億1,328万8,000円で前年度比3.9%の減、額にして2,081万4,000円の減となり、予算に対する執行率は41.7%となっております。

事業収益から事業費用を差し引いた上期の純利益は1億5,218万3,000円となったところであります。

収益の増加は、入院収益、外来収益ともに減となっておりますが、新型コロナウイルスワクチン接種に係る委託料収益が大きく、全体で増となっております。費用では入院患者数の減に比例した材料費の減が大きく、全体で減となっております。

資本的収入及び支出につきましては、令和2年度からの繰越を含めた資本的収入の予算額5,990万8,000円に対しまして、決算額は5,304万3,000円で88.5%の執行率となっており、同じく令和2年度からの繰越を含めた資本的支出の予算額1億74万6,000円に対しまして、決算額は4,748万8,000円で47.1%の執行率となっております。

次に、患者数の動向であります。4月から9月までの上期の入院患者数は7,340人で、1日平均40.1人となり、そのうち地域包括ケア病床の入院患者数は1,172人、1日平均6.4人となっており、入院患者全体を前年同期と比較すると1,000人、1日平均5.5人の減となっております。外来患者数は1万4,798人で、1日平均121.3人となり、前年同期と比較すると3,622人、1日平均29.7人の減となっております。入院患者、外来患者とも内科は増となっておりますが、外科は減となっており、併せて耳鼻咽喉科が閉科となったことの影響による減が要因と捉えております。また、外来においては、新型コロナウイルスワクチン接種のため、外来を休診にしたことによる影響もあるものと考えております。

以上、令和3年度各会計の予算執行状況の報告とさせていただきます。

次に、令和4年度予算編成方針について報告いたします。

令和4年度の予算編成方針につきましては、11月26日に職員による予算編成会議

を開催し方針を示したところであります。

国は、6月18日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針において、引き続き新型コロナウイルスの感染状況や経済的な影響を注視し、状況に応じて新型コロナウイルス感染症対策予備費の活用により臨機応変に必要な対策を講じていくとし、我が国経済の自律的な経済成長に向けて、ちゅうちょなく機動的な財政・金融政策運営を行なうとともに、新経済・財政再生計画の枠組みの下、手を緩めることなく本格的な歳出改革に取り組むとしています。

8月に公表された総務省の概算要求では、地方の安定的な財政運営に必要となる一般財源の総額について、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとともに、地方交付税については、本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう総額を確保することとし、国税4税の税収と、法人住民税の一部を国税化する措置の拡大による地方交付税法定率分等の増加を見込み、前年度比0.4%増の17兆5,008億円としております。

本町の財政運営につきましては、これまで、町債の減などにより、各種財政指標の上では健全財政を堅持しているものの、引き続き、予算の重点化、効率化を図る中で、経常経費の削減、基金依存の解消、公債費負担軽減などに取り組み、歳入に見合った歳出の原則の下、行政諸課題への適切な対応を実現できる持続可能で安定した財政運営に努めてまいりたいと考えております。

財政試算につきましては、歳入では、予算編成に大きな影響を与える地方交付税について、総務省概算要求では、経済状況の推移、税制改正等の内容を踏まえ前年度比0.4%増で見込まれておりますが、令和3年度の本町における算定結果を基に、普通交付税は決算見込額の1.5%減で試算しているところです。

また、町税につきましては、総務省仮試算では5.4%増で見込まれていますが、本町の地域経済状況等を踏まえ増減なしで見込んでおります。

さらに、基金からの繰入れにつきましては、当初予算で財源調整のため繰入れした額に対し、決算時には同規模の積み戻しができるよう基金に依存しない体制を目標にしています。

なお、歳入の推計につきましては、令和3年度決算見込額を基礎に現時点での財政規模を推計したものであります。

次に、歳出であります。人件費、扶助費、公債費の義務的経費は、前年度決算見込額に対して1.3%の増、物件費・維持補修費は10.2%の減、補助費等は11.7%の減、繰出金は0.1%の減、投資的経費は9.1%の減を見込んでおりますが、引き続き行政改革推進計画等の確実な実施を指示しているところであります。

一般会計の財政規模といたしましては、69億円程度を見込んでおりますが、現時点では不確定な要素が多く、1月以降に示されます地方財政計画を踏まえて、最終的な調整が必要となると考えております。

以上のように、令和4年度の予算編成につきましても、引き続き厳しい状況となることが想定されますが、第7期本別町総合計画に基づいた地域活力を維持する取組を推進

するとともに、私が公約に掲げる5つの笑顔構想、43の取組を実現するため、各種事業を着実に推進し、笑顔が輝き続ける本別町を作り上げるよう、町民の皆様と協働したまちづくりを展開してまいりたいと考えておりますので、議員各位の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。

次に、新型コロナワクチン接種事業について報告いたします。

まず、11月30日現在のワクチン接種状況であります。12歳以上の全対象者6,130人に対し、1回目の接種を終えた町民は5,218人、率にして85.12%、2回目の接種を終えた町民は5,155人、率にして84.09%となっております。希望する方はおおむね接種していただいたものと考えているところではあります。今後新たに接種を希望される方への対応といたしまして、町国保病院での接種は継続してまいります。

追加接種となる3回目の新型コロナワクチン接種につきましては、2回目の接種から8か月以上経過している18歳以上の接種希望者を対象に、3つの時期に分けて集団接種を予定しております。

第1期目は、令和3年6月18日までに2回目の接種を終えた方を対象に、令和4年2月18日から、第2期目は、令和3年8月11日までに2回目の接種を終えた方を対象に、令和4年4月中旬から、第3期目は、令和3年9月16日までに2回目の接種を終えた方を対象に、令和4年5月中旬からの接種を予定しています。

町民の皆様への周知につきましては、12月15日号町広報紙への折込チラシによりお知らせするとともに、接種時期のおおむね1か月前に対象者への個別通知を予定しております。

なお、3回目接種の関係予算につきまして、本定例会に提案しておりますので、よろしく御審議をお願いいたします。

以上、本別町議会第4回定例会行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時45分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第8 議案第60号

○議長（高橋利勝） なお、先ほど休憩前に町長の行政報告の終了を宣告していませんでしたので、これで行政報告を終わり、日程第8 議案第60号本別町地域福祉基金条例の廃止についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第60号本別町地域福祉基金条例の廃止につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本別町地域福祉基金は、地域福祉の推進を図るために必要な財源を長期的かつ安定的に確保することを目的とし、地方交付税を原資に果実運用型の基金として平成3年に創設されました。

本条例案につきましては、昨今の超低金利情勢により本基金の果実運用が見込めなくなったこと、また、国が進めておりました高齢者福祉推進十か年計画による介護サービス基盤の整備等によりまして、一定程度の役割を終了したことから、条例の廃止を提案するものであります。

なお、廃止後につきましては、当該基金1億8,202万円の全額を財政調整基金に積み替えるもので、積替え後の財政調整基金につきましては、令和3年度末決算見込みで7億4,160万4,000円、標準財政規模の17.4%となる見込みであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

本別町地域福祉基金条例を廃止する条例。

本別町地域福祉基金条例（平成3年条例第26号）は、廃止する。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、議案第60号本別町地域福祉基金条例の廃止についての提案説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） この基金は先ほど説明あったとおり、福祉の関連で積み上げてきたもので、一定の役割を果たすということだったので、これまでの積み上げだけでなく一定の使われ方がされたのかなって思って聞いたものですから、その部分も伺いたってことが第1点です。それから福祉基金として積み上げてきたものが財政調整基金に組み込まれるということで、本来の目的に沿った使い方というのが今後どうなっていくのか、それとも財調というのは結局町の福祉のために使われると、広い意味での福祉に使われるということだから、そこで使うのが順当だというような考え方なのか、その辺について伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 村本副町長。

○副町長（村本信幸） それでは私のほうから答弁をさせていただきます。

まず1点目の関係でございますけども、この地域福祉振興基金につきましては、国のほうで高齢者の保健福祉策を促進することを目的に、平成3年度に高齢者保健福祉推進特別事業を創設をいたしまして、その事業の1つとして地域福祉基金制度が創設をされております。平成3年から3か年にわたりまして、その地域福祉基金を設置する経費を地方交付税措置を行ないまして、町といたしましてもそれを積み立ててきたものでございます。

今御質問にもありましたけども、今までこの基金の果実運用型という基金でありまし

て、基金を運用してその利息、そういったものをそういった施策の経費に充てるということなのですが、平成の17年から19年というのは、だいたい運用益、利息だけで30万円から40万円の利息があったわけですが、最近では定期預金でも利率が0.01%という状況でございますから、1万7,8,000円程度の利息しか生まないという状況でございます。それとこれまで運用益でどういった事業をといるところでございますけれども、これは予算編成にあたって、例えば高齢者福祉ですとか地域福祉全般そうですけれども、国費とか道費だけで事業費が賄えることではございませんので、当然一般財源発生しますので、そういったものに運用益を充当しているということですから、特定の事業ではなく幅広く運用益を充当してこれまでやってきました。今回財政調整基金に組み替えるわけですが、これまで議会の御質問等いただいた中で、財政調整基金の確保ですとかあるいは財政運営全体にわたっての御質問の中で、基金の見直しも検討したいということで答弁をさせていただきました。その1つとして、今回地域福祉基金はそういったことで総務課長の説明でもありましたけれども、一定程度の役割は終えたのかなという判断をいたしまして、財政調整基金に組み替え、そして今後財政運営にあたって様々な事業を展開する際の財源調整として活用してまいりたいという考えで今回提案をさせていただきましたのでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第60号本別町地域福祉基金条例の廃止についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第60号本別町地域福祉基金条例の廃止については原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第61号

○議長（高橋利勝） 日程第9 議案第61号令和3年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第61号令和3年度本別町一般会計補正予算（第14回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、子育て世帯への臨時特別給付金事業費、新型コロナウイルスワクチン3回目接種事業費、大雨による災害復旧費の増、令和2年度決算の確定に伴う前年度繰越金の増及び基金条例廃止に伴う財政調整基金への積立て、その他事務事業に係る計数整理が主な内容でございます。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2億9,468万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億4,909万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

15ページ、16ページをお開きください。

2、歳出ですが各科目にわたります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の人件費につきましては、人事異動などによるもので、47ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

また各科目にわたります、10節需用費中、燃料費の増額補正は、原油価格の高騰によるA重油、灯油等の値上げによるものであります。

中段の2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、7節報償費、ふるさと納税記念品代600万円の増額、11節役務費、ふるさと寄付金業務手数料457万1,000円の増額、12節委託料、ふるさと寄付金事業業務委託料110万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金、ふるさと納税の増収見込みにより、記念品代、ポータルサイト利用手数料及び返礼品配送管理業務に係る委託料を調整するものでございます。

その下8目企画費、13節使用料及び賃借料、会場使用料45万9,000円の減額補正は、首都圏等で開催される移住相談会開催中止などによる3回分の出展会場料の減額を行なうものであります。

その下18節負担金補助及び交付金、地方バス路線運行維持対策費補助金150万5,000円の増額補正は、事業費の確定による調整であります。

17ページ、18ページをお開きください。

3つ目の11目元気まち推進費72万1,000円の減額補正は、毎年札幌市で開催されておりますオータムフェストが中止になったことに伴う調整でございます。

3つ下の14目基金費、24節積立金中、財政調整基金積立金2億7,378万円の増額補正は、前年度繰越金が確定したこと等による積立て9,176万円、先ほど議決いただきました地域福祉基金から1億8,202万円の積替えを行なうものでございます。

なお、今回の補正による現時点におけます基金残高につきましては8億3,336万4,000円となる見込みでございます。

21ページ、22ページをお開きください。

一番下段の3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、10節需用費中、消

耗品費 2 万 7,000 円、23 ページ、24 ページをお開きください。

上段の印刷製本費 4 万 5,000 円のうち 2 万 5,000 円、11 節役務費 1 万 2,000 円、12 節委託料中、データ作成電算業務委託料 1 万 4,900 円のうち、執行額確定の減額調整分を除きまして 1 万 7,400 円、18 節負担金補助及び交付金中、子育て世帯への臨時特別給付金補助金 3,750 万円の増額補正は、国が進めております令和 3 年度子育て世帯臨時特別支援事業、子育て世帯への臨時特別給付であり、5 万円を先行支出するもので、対象者は 750 人を予定しております。

25 ページ、26 ページをお開きください。

下段の 4 款衛生費、1 項保健衛生費、3 目予防費、1 節報酬から、27 ページ、28 ページをお開きください。

13 節使用料及び賃借料までの 2,090 万 7,000 円の増額補正は、3 回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に要する経費であります。

29 ページ、30 ページをお願いいたします。

2 段目の 4 款衛生費、2 項清掃費、2 目塵芥処理費、18 節負担金補助及び交付金、池北三町一般廃棄物共同処理事業負担金 1 万 4,070,000 円の減額補正は、施設管理費等の事業費負担金変更により調整するものであります。

下段の 3 項上水道費、1 目水道公営企業費、18 節負担金補助及び交付金 234 万円の増額補正は、燃料の高騰及び薬品使用予定数量増による収支を調整するものであります。

31 ページ、32 ページをお開きください。

上段の 6 款農林水産業費、1 項農業費、3 目農業振興費、18 節負担金補助及び交付金中、新規就農者等支援事業補助金 1 万 1,000 円の増額補正は、補助対象者が 1 名増えたことによる増、畑作構造転換事業補助金 307 万 5,000 円の増額補正は、省力・効率作業に向けた機械の導入によるものであります。

その下 5 目農地費、13 節使用料及び賃借料、重機借上料 251 万 1,000 円の増額補正は、排水路の土砂埋塞解消等のために増額するものであります。

中段の 2 項林業費、2 目林業振興費、13 節使用料及び賃借料、重機借上料 100 万 7,000 円の増額補正は、11 月 9 日以降の大雨により被害を受けた林道の復旧のため、オペレーター付の重機を借上げ、復旧を行なうものであります。

下段の 7 款 1 項商工費、2 目商工業振興費、18 節負担金補助及び交付金中、新型コロナウイルス緊急対策支援事業補助金 982 万 5,000 円、33 ページ、34 ページをお開きください。

本別町中小企業等休業協力・感染リスク低減支援金補助金 170 万円、雇用安定化支援事業補助金 564 万 7,000 円の減額補正は、いずれも補助額等の確定による調整によるものであります。

下段の 8 款土木費、2 項道路橋りょう費、2 目道路維持費、13 節使用料及び賃借料、重機借上料 820 万円の増額補正及び 35 ページ、36 ページをお開きください。

上段の 15 節原材料費 81 万 6,000 円の増額補正は、11 月 9 日以降の大雨により

被害を受けた町道等の復旧のため、オペレーター付の重機を借上げ、復旧を行なうものであります。

37ページ、38ページをお開きください。

下段の9款1項消防費、2目非常備消防費、8節旅費207万6,000円の減額補正は、予定されておりました消防操法訓練大会が新型コロナウイルス感染症の影響により中止になったことによる調整であります。

39ページ、40ページをお開きください。

中段の10款教育費、1項教育総務費、4目諸費、18節負担金補助及び交付金、本別高校の教育を考える会補助金189万2,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴う、高校生の海外研修派遣事業の中止により1,030万7,000円を減額、小中学校に続き、高校の新学習指導要領開始に伴い、ICTを活用した情報活用教育の推進と、地域連携特例校導入に伴う新たな遠隔授業対策のため、タブレット端末100台を整備するため841万5,000円を増額するものであります。

下段の2項小学校費、2目教育振興費、18節負担金補助及び交付金、修学旅行キャンセル料支援事業補助金39万3,000円を増額補正は、9月の新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言により延期された修学旅行のキャンセル料の支援を行なうものであります。

43ページ、44ページをお開きください。

下段の5項保健体育費、2目スポーツ振興費、45ページ、46ページをお願いいたします。

18節負担金補助及び交付金、スポーツイベント実行委員会補助金148万円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により事業の一部が実施できなかったことによる調整であります。

下段の11款災害復旧費、2項1目公共土木施設災害復旧費、12節委託料、災害復旧事業調査設計業務委託料300万円の増額補正は、11月9日10日の大雨により被害を受けた河川災害復旧の調査設計のために増額するものであります。

以上で歳出を終わります。7ページ、8ページにお戻りください。

1、歳入ですが、3段目の14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目衛生費国庫負担金、1節保健衛生費負担金、新型コロナウイルスワクチン接種事業負担金364万4,000円を増額補正及び下段の2項国庫補助金、9ページ、10ページをお開きください。

3目衛生費国庫補助金、1節保健衛生費補助金中、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金1,718万8,000円を増額補正は、歳出で説明いたしました、3回目の新型コロナウイルスワクチン接種体制の確保に対するものであります。

7ページ、8ページにお戻りください。

下段の2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金中、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金34万7,000円を増額補正及び子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,750万円の増額補正は、歳出で説明いたしま

した、子育て世帯への臨時特別交付金事業に対するものであります。

9 ページ、10 ページをお開きください。

上段の14 款国庫支出金、2 項国庫補助金、4 目土木費国庫補助金、1 節道路橋りょう費補助金1,270 万円の減額補正は、社会資本整備総合交付金、道路事業の執行見込みによる調整であります。

一番下段の15 款道支出金、2 項道補助金、4 目農林水産業費道補助金、1 節農業費補助金、畑作構造転換事業費補助金307 万5,000 円の増額補正は、歳出で説明いたしました、効率作業等に向けた機械の導入に対するものであります。

11 ページ、12 ページをお開きください。

4 段目の17 款1 項1 目寄付金、1 節総務費寄付金2,000 万円の増額補正は、個性あるふるさとづくり基金指定寄付金の収入見込みによる調整であります。

なお、これまでの計上分と合わせまして1 億円を見込んでおります。

一番下段の18 款繰入金、2 項基金繰入金、5 目農業振興基金繰入金110 万円の増額補正は、歳出で説明をいたしました新規就農者等支援事業補助金に充当するものであります。

その下18 目地域福祉基金繰入金1 億8,202 万円の増額補正は、歳出で説明いたしました財政調整基金に繰入れるものであります。

13 ページ、14 ページをお開きください。

一番下段の21 款1 項町債、3 目土木債、1 節道路橋りょう債3,910 万円の減額補正及び次の2 節都市計画債40 万円の増額補正は、いずれも事業執行見込みによる調整であります。

その下7 目災害復旧債、1 節公共土木施設災害復旧債、令和3 年発生公共土木施設災害復旧事業債500 万円の増額補正は、歳出で説明いたしました被害河川の調査設計業務委託料に対する地方債であります。

以上で歳入を終わらせていただき、5 ページをお開きください。

第2 表地方債補正であります。1、追加、これは災害復旧事業に対するものであります。起債の目的、災害復旧事業限度額500 万円。

なお、起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりであります。

下段の2、変更、これは、事業量、事業費の変更及び確定に伴い限度額を変更するものであります。起債の目的、辺地対策事業、限度額6,970 万円を4,260 万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

6 ページをお開きください。

起債の目的。

過疎対策事業、限度額4 億1,510 万円を4 億350 万円に変更するものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和3 年度本別町一般会計補正予算（第14 回）の提案説明に代えさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、地方債補正一括とします。

質疑ございませんか。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 4款衛生費、第1項保健衛生費、25ページ、26ページですが、3目予防費、28ページにわたってあります予防事業、新型コロナワクチンの接種事業についてですが、1回目2回目はファイザー社のものを使用していたと思いますが、3回目についてはどのようなワクチンを使うのかどうかということと、1回目2回目の接種後の町民の副反応の状況と言いますか、被害まではいかなくてもそういうどのような状況だったか把握されているのかどうか、またそのワクチンの回数、接種時期を把握し案内ミスなどを防ぐような対策っていうのはどのように考えられているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員からのワクチン接種の御質問について答弁させていただきます。

まずワクチンの種類であります。藤田議員も御存じのとおり1回目につきましてはファイザー製、2回目もファイザー製を用いております。3回目につきましては、国から供給されるワクチンの数がファイザー製では全て足りないということで、一部モデルナ製を使用する予定であります。

2つ目の健康被害と言いますか、副反応のあった方ではありますが、1回目2回目とそれぞれ御自宅等で副反応、熱があったり関節が痛んだりという方については多くいらっしゃいますが、病院等で措置、または打ってから少し休んでいただいている様子を見たという方につきましては10人ほどいらっしゃる形になっております。

案内の方法で間違いのないようにということでありますが、これも御質問にありましたとおり、8か月を経過後接種するということで、先ほど行政報告の中でもお話をさせていただきましたが、3つの時期に分けて実施をいたします。1回目の時期としましては、6月18日までに2回目の接種を終えた方で接種を希望する方が4年の2月の18日から、2回目の時期としまして、8月上旬までに2回目の接種を終えた方、こちらにつきましては令和4年の4月上旬に、3時期目としまして令和3年9月中旬までに2回目の接種を終えた方が5月中旬という形で、それぞれ個別の案内につきましては接種時期の1か月前に、ですから例えば2月の今年の18日からの接種にありましたら、1月17日におおむね対象者には御案内を送付させていただきます、問診票とですね。そういった形で、若干時期は重なる方もいらっしゃいますが、そういったことを用紙の案内の色を変えるですとか、そういったことで受付、コールセンターで分かりやすいような形をして間違いのないように工夫をしていきたいと考えております。以上であります。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） ただいまの答弁を聞きますと、2回目を接種終えた方ってのは今まで接種受けた方の日にちは町のほうでは全員把握していて、それぞれにそのような案内をするということでよろしいのかどうかと、またその確認ですね、接種を受けると

きの確認などをなんかするものというのがあるのかどうかという点を聞きたいと思います。

また、そのファイザー社製以外の一部ワクチンを使うということでしたが、その3回目の接種の有効性について町としてどのように捉えているのかということ伺いたと思います。なんか一部の医療機関では3回目は受けないような御案内もあったというふうに町民の方からチラシを頂いたことがありますので、町としての考えを伺いたと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

まず1回目2回目の接種の把握ですが、健康管理センターの中でシステムを持っておりまして、その中で全て把握をしているところであります。

また有効性のお話でありましたが、今のところ国等ではやはり有効であるというようなお話がされているところでありますが、町民の方々に対しましてはいろいろな情報を開示しながら、皆さんが選んでいただけるよう、3回目の接種をするかしないかはあくまでも御本人の判断によるものってふうにしていきたいと思いますので、そういった情報を皆さんにお伝えしていきたいというふうに考えています。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 1点お聞きします。

24ページ民生費、18節負担金補助及び交付金の中の子育て世帯への臨時特別給付金、こちら750人の対象とお聞きしました。こちらの対象の支給方法と時期等をお聞きいたします。また残りの5万円、こちらにつきまして国のほうからどういった指示が来ているのか、チケットなのか現金なのかポイントなのか、もし来てればお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 柏崎議員の質問にお答えをします。

国のほうから令和3年度子育て世帯臨時特別支援事業に係るメールの、新聞ですとか報道では結構前からきてるんですけども、北海道振興局から正式な第一報が来たのが11月の17日にメールが入りました。それ以降子ども未来課においてこの業務をするということを理事者と協議をしながら進めてきました。対象者は750人を対象としております。方法なんですけども、テレビ新聞等で児童手当対象者、だから早く支給ができるという報道がなされていたと思います。児童手当というのは、子ども未来課で行なってます児童手当っていうのは非公務員の中学生以下の方々に児童手当を支給しております。ですからそのデータは私たち子ども未来課のほうにあります。国のほうからのメールの中で、高校生以下、公務員を含むものを把握し、10万円のうち5万円を年末までに支給するという連絡が来ておりますので、子ども未来課のほうでは本日提案しました事務費ですとか事業費が議決いただいた以降、システムの契約をしながら正式な対象者を把握、大枠の750というのは今の私たち持つてるデータの中でつかみで750を持

ってます。正式には今日以降契約をしながらシステム会社と打ち合わせをして、正式にやります。前段の5万円は12月の24日に本別町は支給予定をしております。

あと方法なんですけども、前段のほうは現金ということで指導がありますので現金で24日に把握をし振り込みます。先ほど言いましたように高校生も児童手当いただいてない子がいます。それと、公務員についてもうちの課で把握しておりませんので、その分についても把握をし、所管官庁、役場ですとか消防ですとか農大ですとか保健所ですとか教員先生方の部分を把握しながら、公務員分については12月29日までに進めるよう課としては実施計画を作りながら進めております。残りの5万円であります。新聞テレビ等では、今クーポンですとか商品券ですとか現金ということで、まだその案内が来たのも3日前くらいに、テレビがあった後メールが来ました。本別町としては理事者とも協議をしながら、まだ後段の分の5万円の支払いの仕方、クーポンですとか商品券ですとか現金については、今後理事者と協議をしながら、一番子どもたちにとって親にとっていい方法で進めたいと考えてます。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

篠原議員。

○5番（篠原義彦） 31ページ、32ページの農業費の中の3目の農業振興費、18節負担金補助及び交付金の中で、新規就農者110万円、これは業種は畑作なのか畜産なのか育成なのかをお聞きしたいと思います。また、JAとの協議の上こういうふうになったのかをお聞きしたいと思います。それから畑作構造転換事業の中の高能率の機械っていうふうにありますけども、これは何の機械でどの程度の面積をこなせるかお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） お答えいたします。

新規就農者支援事業の部分ですが、こちらにつきましては1法人の方の対象になっております。この部分につきましては、ちょっと一度休憩させていただいていいですか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時08分 休憩

午後 2時09分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦） 申し訳ございません。

業種につきましては畜産業になります、畜産業。あとJAとの協議という形ですが、この部分はJAとも協議はしております。

2点目ですが、畑作構造転換事業、こちらはですね、ビートの収穫機ともう1台リーフシュレッダー1台、ビートのハーベスターにつきましては機械の商品番号でいきますと、よく書いてある680というような機種になります。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

水谷議員。

○1番（水谷令子） 4款衛生費、3目予防費の中で、コロナワクチン接種なんですけれども、今回医師が1人減るということで、前は医師と看護師が町立病院から派遣されてたと思うんですけども、今回はどのような対応になるのかお聞きいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 水谷議員の医師の確保について答弁させていただきます。

前は町立病院の先生方に御協力いただいたところではありますが、今回につきましては町立病院のおっしゃるとおり医師も今退職された医師もいらっしゃいますので、人数が少ないということで今回に関しましては、1名につきましては新規就農で入られました〇〇さんをお願いをしていきたいというふうな形で考えております。また、国のほうの接種体制が変わるという形も考えておりますので、今回の補正予算につきましては、そういったことにつきましては紹介状を介してまた答弁……

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時12分 休憩

午後 2時13分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 改めて答弁させていただきたいと、説明させていただきたいというふうに思います。

おっしゃるとおり町立病院の医師につきましては不足が生じているということで、今回の接種につきましては外部からの医師を用いて実施したいと考えています。以上であります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは歳出、15ページ、16ページ、1款議会費についてお伺いをいたします。

21節補償補填及び賠償金、遅延利息ということで7,000円の計上がございます。こちら今朝議員への机上配布の資料には、除名処分取り消しに伴う議員報酬未払いの遅延利息との記載がございました。ここで記載されているこの除名処分とはいかなるものであったのかその詳細と、またいわゆる本提案7,000円の遅延利息ってということで提案がございますが、この提案が必要となるその法的根拠っていうものは何になるのかお伺いをいたします。

2点目でございます。同様に議会費補償補填及び賠償金についてでございますが、今回につきましてはその7,000円の計上ということで除名処分取り消しに伴う議員報酬未払いの遅延利息ということでございますが、本事案に際して先の6月でしたかね、弁護士費用等についても補正で支出がされてございます。また議長及び懲罰特別委員会委員長なんかは出張等もなされているというふうに思いますし、当時の議会事務局長も札幌市への出張がなされているという事実がございます。本事案に関連いたしました経費の総額というものはいくらになるのかお伺いをいたします。

続きまして2款の総務費でございます。17ページ、18ページでございます。2項の徴税費のうちにあります4節の共済費でございます。こちらの町税人件費ということで、一般職7万9,000円の計上がございます。こちらのこの内容とその必要となる背景等についてお伺いをいたします。

続きまして4款衛生費でございます。25ページから28ページに及びます。

3目の予防費でございます。28ページに手数料、医師看護師紹介ということで93万9,000円の計上がございます。こちらの内容等についてお伺いをいたします。

続きまして8款でございます。33ページから36ページに及びます。

道路橋りょう費のうち13節使用料及び賃借料、こちら借上料ということで各種機械820万円、また15節でございます町道補修用資材ということで81万6,000円、コンクリートブロックや材料費が計上がございます。こちら提案説明の中で、いわゆる11月9日以降の大雨によるもの、その復旧等に必要となるオペ付の重機の借上ということでございました。被害が大きかったことは周知のことでございますが、この修繕等に向かわれた箇所と言いますか、補修等を行なった箇所等が何か所くらいに及ぶのかという点と、今現在でまだ未着工、未完工というような箇所があるのか、その辺のそちらについてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時17分 休憩

午後 2時35分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑答弁からとします。

中川議会事務局長。

○議会事務局長（中川雅之） それでは私のほうから議会費、遅延利息についての答弁をさせていただきます。

まず除名処分の内容についてですけれども、こちらにつきましては委員長報告の読み上げをもって内容とさせていただきますけれども、議会の議決事項を反故にしたことは議会の秩序、品位を低下させる行為であり、委員会で弁明の機会を与えるも出席せず意思表示を行なわなかったことは、懲罰内容に反論がないものと捉え懲罰を科すことに決定、除名が妥当ということで委員長報告がなされたところです。これをもってして4月27日に可決がされ除名処分というふうになった内容となっております。

法的根拠につきましては、その間支給が遅れた報酬並びに期末手当に関する遅延分に関して利息を生ずるべき債権として、民法404条の規定に基づきまして計算をしているところであります。7,000円のほか本事案に係る経費につきましては、今議案に係る予算の部分とはちょっと離れますので、答弁は差し控えさせていただきます。以上です。

○議長（高橋利勝） 三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 私のほうからは17ページ、18ページ、税務総務費の共済費7万9,000円について答弁させていただきたいと思っております。

こちらの費目につきましては、本町の税務担当職員7人分のですね人件費をこちらのほうで見えておまして、標準報酬月額が4月から6月の実績により9月で改定されるんですけども、その増分を見込んだ7万9,000円となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の4款衛生費、27ページ、28ページの11節役務費の医師看護師の紹介について答弁させていただきます。

こちらにつきましては、医師看護師の紹介所でありますエージェントのほうに配置を依頼し、そのときの手数料であります。以上です。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） それでは私のほうから借上料と原材料の関係について御説明申し上げます。

今回の被害ですけども、まず11月9日から10日の雨におきましては、道路におきまして37路線47か所、河川におきましては3河川4か所、あと水道用管理道路で1か所、合計52か所の被害が出ております。そのうち復旧済につきましては37か所、うち3か所が借上で対応済みでございます。残り15か所、未復旧というか未着手の部分が現在ございます。そのうち9か所については、借上で対応したいと考えております。あと11月22日から23日の雨におきましては、7路線で7か所の被害を受けております。そのうち復旧済が6か所、未復旧が1か所となっております。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1款の議会費についてお伺いをいたします。改めてお伺いをいたします。

こちら御答弁にあったとおり、私が自身が除名処分を行なわれた、私自身が特段の請求行為を行なわなかったというところから、民法709条の不法行為責任に基づくものではなく、民法404条に基づくいわゆる遅延利息を要する債権というふうに位置づけての支払いという法的位置付けはそのような理解でまずよろしいのかというところがございます。こちらその民法に基づいて賠償責任が生じたということがございますけれども、その賠償責任が生じたという客観的事実は、令和3年10月8日付北海道鈴木直道知事により出された審決書によるものという認識でまずよろしいのかお伺いをいたします。その審決書に基づくもので、審決書をもって客観的事実となされているということであれば、その審決書においてはどのように結論づけられていらっしゃるのかお伺いをいたします。

続きまして4款でございます、医師看護師の紹介の部分でございますが、御答弁ではエージェントにお支払いした手数料ということでございましたが、そちらについては承知してございます。その内容等についてでございます。こういった契約内容だったのかとかですね、その積算の根拠となるようなものを、概要がわかるように御答弁を改めて求めるものでございます。

続きまして8款の部分でございます。11月9日10日の大雨による災害復旧の部分でございますが、こちらの未着工箇所が複数箇所ございますが、こちらにつきましてはの

完工のめどというものは立っていらっしゃるのか、その辺が立っているのであれば具体的にどのようにお考えの下、現在復旧にあたられていらっしゃるのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 中川議会事務局長。

○議会事務局長（中川雅之） それでは議会費につきましての再質問に答弁させていただきます。

理論としては議員おっしゃるとおりであります。また審決書に基づくというところもそのとおりでございます。審決書の結論としまして示されている中におきましては、10月定例会議長からの報告もありましたとおり、懲罰事犯が存在しないか仮にあったとしても明らかに処分内容との均衡を欠くものである。いずれにせよ本件処分は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超えたものであり、違法であるとの結論付けが審決書ではされたところでございます。以上です。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の再質問に答弁させていただきます。

先ほどの医師看護師の紹介手数料であります。内容ということでありました。医師の成功報酬につきましては1日3万5,000円、看護師の紹介手数料につきましては、看護師に支払った報酬額の30%で積算をしております。以上です。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 先ほど申し上げました未復旧箇所全体で16か所ございますけれども、そのうちの14か所につきましては年内に復旧見込みでございます。災害を受けた河川1か所につきましては、年度明けてからの復旧となります。それと道路1路線につきましては現在水道管が露出しているところがございますけれども、それにつきましては来年度になってから水道管移設後復旧という見込みであります。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1款の議会費について改めてお伺いをいたします。

御答弁いただいたところからですが、この本別町議会を構成する私以外の議員が不法行為を働いたと、そのてんまつに対して本提案は税金をもって賠償するという理解となりますが、この認識に誤りはないのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 中川議会事務局長。

○議会事務局長（中川雅之） それでは答弁させていただきます。

議員おっしゃるとおりというふうになります。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは議案第61号令和3年度本別町一般会計補正予算

第（第14回）について反対の立場で討論を行ないます。

提案のうち議会費、21節補償補填及び賠償金、遅延利息7,000円の計上がなされて御提案なされておりますが、議会が私に対して行なった除名処分に関連するものがあります。令和3年10月8日付審決書において、鈴木直道北海道知事により主文においては処分庁本別町議会が令和3年4月27日付で行なった審決申請人梅村智秀を本別町議会から除名する処分を取り消すとし、以上のとおり本件処分は懲罰事犯が存在しないか仮にあったとしても明らかに処分内容との均衡を欠くものである。そのためいずれにせよ本件処分は社会通念上著しく妥当性を欠き、裁量権の範囲を超えたものであり、違法であるから主文のとおり審決するとされております。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、反対討論については予算計上の関係で討論をお願いいたします。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 はい、続けます。

議会が行なった不法行為に伴う責任について、何ら議会及び議員自らがその責任を取るのではなく、民法404条に基づき税金をもってこの7,000円を支払うというものの提案でございます。納税をしている住民の理解は到底得られないものというふうに思慮するところでありますので、本提案につきましては反対をいたします。選良たる議員諸兄姉の皆様、御賛同賜りたくお願い申し上げます。討論を閉じさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

大住議員。

○6番（大住啓一）〔登壇〕 議案第61号令和3年度本別町一般会計補正予算（第14回）について賛成の立場から討論を申し上げます。

ただいま反対討論がなされましたが、議会費の一連の除名、知事の審決等々の案件については、時系列申しますと反対討論者が言ったとおりでございます。ただ、この補正予算の中で出てきているものについては何ら違法性もあるわけではなく、ほかの部分の補正予算との中身についても何ら問題することないというふうな認識でございます。したがって、この時点での一般会計補正予算（第14回）に対しまする反対する意義は私は存在しないと考えてございますので、全体として賛成という立場で討論させていただきたいということでございます。この分につきまして議員各位の御判断をお願いすることを申し上げまして、賛成討論とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

藤田議員。

○11番（藤田直美）〔登壇〕 議案第61号令和3年度本別町一般会計補正予算（第14回）について賛成の立場で討論をいたします。

この補正予算について、大きくは新型コロナウイルスワクチン3回目接種と災害復旧、子育て支援給付金に伴う補正予算であります。国は新型コロナウイルスワクチンの3回目接種について、全額を公費で負担し12月も接種を始める方針を表明しました。自治

体としては予防接種法に基づき必要とする方が接種を受けられるよう準備をする必要があります。そのための予算措置です。町としては追加接種のため会場や人員を確保し、対象者のうち2回目接種から8か月経った人を確実に把握し、異なる個人接種状況を間違えることなく接種券等を配布しなければならないと考えます。前例のない接種業務、慣れない中リスクの管理は大変ではありますが、慎重な作業が必要となります。

議会費についても、21節の補正については適正に行われていると判断いたします。

よって、この議案第61号一般会計補正予算（第14回）については賛成いたします。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 議案第61号一般会計補正予算について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

反対者のお話にもありました議会費の7,000円について、その1点をもってこの一般会計補正予算が反対だと。先ほどの議員からもありましたように、多岐にわたる項目にこの一般会計補正予算はわたる大事な予算だというふうに思っております。反対議員おっしゃったとおり、審決は除名取消ということになりました。しかし、その方法については違法に我々もやったわけではございません。信念をもって全員一致で除名処分という結果になった、その気持ちは今でも変わっておりません。この7,000円が税金から捻出されるということであれば、その受け取りを拒否すれば済むことだと思っております。以上、賛成の討論とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから、議案第61号令和3年度本別町一般会計補正予算（第14回）についてを採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立者10人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、議案第61号令和3年度本別町一般会計補正予算（第14回）については、原案のとおり賛成多数で可決されました。

◎日程第10 議案第62号

○議長（高橋利勝） 日程第10 議案第62号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第62号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、会議、イベント等の中止による減額、燃料費の高騰、新型コロナワクチン接種関連予算の増額などが主なものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ20万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億1,531万1,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5ページ、6ページをお開きください。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費の13万4,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による会議の中止及び開催方法の変更によるものであります。

下段の3項1目運営協議会費、1節報酬と8節旅費の合計6万6,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険運営協議会会長等の研修会中止によるものであります。

一番下段の6款保健事業費、3項健康管理センター事業費、1目施設管理費、1節報酬の27万7,000円の減額補正は、会計年度任用職員清掃パート職員の報酬を6か月分、新型コロナワクチン接種体制整備事業交付金から支出したことによるものです。

次の10節需用費の73万9,000円の増額補正は、A重油の価格高騰によるものです。

7ページ、8ページをお開きください。

2目健康管理事業、3節職員手当等23万5,000円の増額補正は新型コロナワクチン接種に関わる職員超過勤務手当の増加によるもので、その下4節共済費の6万8,000円の増額補正は標準報酬月額の変更によるものです。

次の10節需用費21万8,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響による、ふれあい祭りの中止によるものと事業の執行残です。

次の18節負担金補助及び交付金1,000円の増額補正は職員共済負担の改定によるものです。

以上で歳出を終わりました、3ページ、4ページをお開きください。

1款1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税、1節医療給付費分現年課税分14万3,000円の減額補正とその下段、5款繰入金、1項他会計繰入金、1項一般会計繰入金、3節その他一般会計繰入金の34万3,000円の増額補正は歳入歳出の調整によるものです。

以上、議案第62号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算（第4回）について、提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第62号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第62号令和3年度本別町国民健康保険特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第63号

○議長(高橋利勝) 日程第11 議案第63号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長(倉崎景一) 議案第63号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算(第2回)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金の確定が主なものであります。

予算の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億4,225,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億4,662万円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

中ほどにあります2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、8節旅費2万3,000円の減額補正は、新型コロナウイルス感染症の影響により、北海道後期高齢者医療広域連合を組織する市町村連絡調整会議が書面会議に変更されたことによるものであります。

下段の2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金、18節負担金補助及び交付金1億4,225,000円の減額補正は、北海道後期高齢者医療広域連合負担金確定によるも

のであります。

以上で歳出を終わりました、ページ上段の1、歳入ですが、2款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金、1節保険基盤安定繰入金96万5,000円の減額、その下、2節その他一般会計繰入金46万円の減額補正は、歳出で説明いたしました北海道後期高齢者医療広域連合負担金等の確定による歳入歳出の調整であります。

以上、議案第63号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についての提案内容の説明とさせていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第63号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第63号令和3年度本別町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2回）について、原案のとおり可決されました。

◎日程第12 議案第64号

○議長（高橋利勝） 日程第12 議案第64号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第64号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、事業の確定及び変更に伴うものが主な内容であります。

それでは予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ3万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億7,338万5,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明いたします。

5 ページ、6 ページをお開きください。

2、歳出であります。上段の1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、1 2 節 委託料4 万2,000 円の減額補正は、委託契約の確定によるものであります。

次の1 7 節備品購入費3 万4,000 円の増額補正は、国保連の検診・医療データを活用するために専用のパソコンを購入するものです。次の1 8 節負担金補助及び交付金1 万5,000 円の減額補正は、ほんべつ福祉セミナーの事業中止によるものと、介護初任者研修事業確定によるものであります。

次の段の3 款地域支援事業費、1 項介護予防・日常生活支援総合事業費、1 目介護予防・日常生活支援総合事業費、4 節共済費4 万2,000 円の増額補正は、標準報酬月額の変更によるものであります。1 0 節需用費2 万3,000 円の減額補正は車検整備を終えたことによるものであります。

次の段の3 款地域支援事業費、2 項包括的支援事業・任意事業費、1 目包括的支援事業費、4 節共済費8 万4,000 円の増額補正は、標準報酬月額等の変更によるものです。

次の8 節旅費4,000 円の増額補正は、会計年度任用職員の雇用期間延長によるもの。

次の1 2 節委託料9 万6,000 円の減額補正は、ケアプラン点検委託事業費の確定によるものであります。

一番下段の5 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、2 目償還金、2 2 節償還金利息及び割引料1 万8,000 円の増額補正は、前年度精算償還金の確定によるものであります。

以上で歳出を終わりました。3 ページ、4 ページにお戻りください。

1、歳入であります。上段の3 款国庫支出金、2 項国庫補助金、2 目地域支援事業交付金、1 節現年度分2,000 円の増額補正並びに次の段の5 款道支出金、3 項道補助金、1 目地域支援事業交付金、1 節現年度分の1,000 円の増額補正は地域生活支援事業費の増額によるものであります。

次の段の7 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金、2 節地域支援事業繰入金2 万2,000 円の減額補正、次の3 節その他一般会計繰入金1 万6,000 円の増額補正は介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、一般管理事業の各事業費の変更によるものであります。

以上、令和3 年度本別町介護保険事業特別会計補正予算（第4 回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第64号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第64号令和3年度本別町介護保険事業特別会計補正予算(第4回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第65号

○議長(高橋利勝) 日程第13 議案第65号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 議案第65号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、前年度繰越金の確定、人事異動等による人件費の調整、燃料単価の高騰による増額、その他は執行見込み及び執行残の計数整理が主な内容でございます。

それでは、予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ86万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億7,234万4,000円とするものであります。

それでは、事項別明細書により歳出から御説明させていただきます。

5ページ、6ページをお開きください。

2、歳出ですが、1款介護サービス事業費、1項1目施設介護サービス事業費、2節給料、3節職員手当等、4節共済費、18節負担金補助及び交付金中、福祉協会負担金の増額、飛びまして下段の2項居宅介護サービス事業費、1目居宅介護支援事業費、4節共済費の増額補正は、人事異動等に伴う人件費の調整によるもので、7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

その他につきましては、燃料単価の高騰による10節需用費、燃料費の増額及び執行見込による調整であります。

戻りまして、3ページ、4ページをお開きください。

1、歳入ですが、1款サービス収入、1項介護給付費収入、2目自己負担金収入、3節過年度負担金収入11万3,000円の増額補正は、過年度の自己負担金滞納繰越分を計上するものであります。

次の4款繰入金、1項他会計繰入金、1目1節一般会計繰入金204万2,000円の減額補正は、歳出で説明しました事業執行見込み及び前年度繰越金の確定などにより調整するものであります。

次の5款1項1目繰越金、1節前年度繰越金272万8,000円の増額補正は、令和2年度決算の確定によるものであります。

次の6款諸収入、1項1目1節雑入1万6,000円の増額補正は、各種選挙における不在者投票特別経費及び福祉車両更新による売払いに係る自賠責保険料返戻金を計上するものであります。

次の7款財産収入、1項財産売払収入、1目1節物品売払収入5万円の増額補正は、福祉車両更新による売払収入を計上するものであります。

以上で、議案第65号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)の提案説明とさせていただきます。よろしく御審議お願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出一括とします。

ございませんか。

梅村議員。

○3番(梅村智秀) 歳入の7款でございます。財産収入、物品売払収入で福祉車両の件で5万円の計上がございますが、車名ですとか車の諸元、何年式の何万キロぐらい走ったものですとか、車の概要がわかる内容についてお伺いをいたします。

○議長(高橋利勝) 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 答弁させていただきます。

福祉車両の売払いににつきまして、福祉車両の種類というかですね、リフト車でございますが、走行距離につきましては17万9,088キロということで、購入年度につきましては平成9年6月という形となっております。以上でございます。

○議長(高橋利勝) 梅村議員。

○3番(梅村智秀) リフト車というのは用途であって、車種、メーカーとか社名がありますので、それもわかるようお願いいたします。

○議長(高橋利勝) 前佛老人ホーム所長。

○老人ホーム所長(前佛清治) 失礼しました。

車種につきましてはハイエースでございます。トヨタのハイエースです。以上です。

○議長(高橋利勝) ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5

回) についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第65号令和3年度本別町介護サービス事業特別会計補正予算(第5回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第14 議案第66号

○議長(高橋利勝) 日程第14 議案第66号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長(坪忠男) 議案第66号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算(第3回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では需用費の電気料と配水管等施設の修繕料の増、事業費確定による減額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ286万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億817万9,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

下段の2、歳出ですが、1款1項簡易水道費、1目一般管理費、10節需用費10万6,000円の増額は燃料費調整単価の値上がりを見込み電気料を増額するものです。

12節委託料340万9,000円の減額は業務委託料の事業費確定によるものです。

26節公課費2万5,000円の減額は消費税納付額の確定によるものです。

2目維持修繕費、10節需用費50万円の増額は、10月にも増額補正をさせていただきましたが、11月中に漏水が2回発生し修繕の支出が増えている状況で、今後の漏水等を見込み、これらに対応するため増額補正をするものであります。

上段の1、歳入ですが、3款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金の53万1,000円の増額補正は、収支の調整によるものです。

6款1項町債、1目1節簡易水道事業債の340万円の減額補正は、事業費確定によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります。1、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項、地方公営企業法適用支援業務委託、限度額1,210万円を649万円に変更す

るものであり、期間は変更ございません。

第3表地方債補正であります。1、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、公営企業会計適用債の限度額660万円を320万円に改めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、債務負担行為補正など一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第66号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第66号令和3年度本別町簡易水道特別会計補正予算（第3回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第67号

○議長（高橋利勝） 日程第15 議案第67号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） 議案第67号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、歳出では事業費確定による減額及び需用費の電気料の増、歳入では消費税の還付による増が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ333万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億4,959万3,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により、主なものについて御説明いたします。

4ページ、5ページをお開きください。

中段からになります、2、歳出ですが、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、12節委託料341万9,000円の減額は業務委託料の事業費確定によるものです。1款総務費、2項施設管理費、1目管渠管理費、10節需用費11万4,000円の増額は燃料費調整単価の値上がりを見込み電気料を増額するものです。

同ページ上段になります、1、歳入ですが、4款1項繰入金、1目1節一般会計繰入金88万6,000円の減額は収支の調整によるものです。

6款諸収入、2項1目1節雑入の95万4,000円の増額は令和2年度確定申告による消費税還付金額の確定によるものです。

7款1項町債、1目土木債、1節下水道債の340万円の減額補正は事業費確定によるものです。

次に、3ページをお開きください。

第2表債務負担行為補正であります、1、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

事項、地方公営企業法適用支援業務委託、限度額1,210万円を649万円に変更するものであり、期間は変更ございません。

第3表地方債補正であります、1、変更。

内容としましては、事業費の確定に伴い限度額を変更するものです。

起債の目的、公営企業会計適用債の限度額660万円を320万円に改めるものであり、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は歳入歳出、債務負担行為補正など一括とします。

質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第67号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算（第3回）に

ついてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第67号令和3年度本別町公共下水道特別会計補正予算(第3回)については、原案のとおり可決されました。

◎日程第16 議案第68号

○議長(高橋利勝) 日程第16 議案第68号令和3年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

坪建設水道課長。

○建設水道課長(坪忠男) 議案第68号令和3年度本別町水道事業会計補正予算(第2回)について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、執行残及び執行見込みによる増額が主な内容であります。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出。

第2条令和3年度本別町水道事業会計予算、以下予算という。

第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正するものであります。

収入の第1款水道事業収益、第2項営業外収益は234万円増額補正して、収入の総額を1億4,611万4,000円とするものです。

支出の第1款水道事業費、第1項営業費用は234万円増額補正し、支出の総額を1億4,611万4,000円とするものです。

それでは、予算説明書により、主なものについて御説明いたします。

3ページ、4ページをお開きください。

収入ですが、第1款水道事業収益、2項営業外収益、2目他会計補助金の234万円の増額は収支の調整による一般会計補助金であります。

支出ですが、1款水道事業費、1項営業費用、1目原水及び浄水費、燃料費11万6,000円の増額は燃料単価値上がりによる浄水場の暖房用燃料であるA重油と灯油購入費を増額するものです。

薬品費225万円の増額は本別川の濁度が高く推移していることと、有機物の量も多いため、それらを沈殿させる凝集剤の使用量が増加しており、今後の使用量を見込み増額するものです。

次に、1ページにお戻りください。

中段、議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条予算第10条に定めた経費の職員給与費を共済組合負担金の標準報酬月額の変更と住居手当の変更に伴い、7万円増額補正し、2,952万1,000円に改めるものです。

他会計からの補助金。

第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を234万円増額補正し1,912万8,000円に改めるものです。

たな卸資産購入限度額。

第5条、予算第13条中544万7,000円を779万円に改めるもので、主に薬品費の増額によるものです。

以上、令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）の提案説明とさせていただきます。

どうぞよろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第68号令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第68号令和3年度本別町水道事業会計補正予算（第2回）については、原案のとおり可決されました。

◎日程第17 議案第69号

○議長（高橋利勝） 日程第17 議案第69号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 議案第69号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）について、提案理由の御説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、収益では上期実績による調整、費用では人事異動等に伴う人件費の調整及び上期実績による材料費、経費の調整等が主な内容となっております。

補正予算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出、第2条、令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計予算、以下予算という、第3条に定めた収益的収入および支出の予定額を次のとおり補正するので、収入の第1款病院事業収益、第1項医業収益を4,344万3,000円、第2項医業外収益を44万1,000円それぞれ減額し、収入の合計を11億2,692万9,000円とするものです。

支出では、第1款病院事業費用、第1項医業費用を2,386万3,000円減額し、費用の合計を12億1,027万7,000円とするものです。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費、第3条、予算第10条に定めた経費の金額を次のように改めるもので、1、職員給与費を1,262万2,000円減額し7億8,884万1,000円とするものです。

他会計からの補助金、第4条、予算第11条に定めた補助金の金額を次のように改めるもので、3、退職手当組合事前納付金を19万2,000円減額し600万3,000円に、4、基礎年金拠出金公的負担経費を24万9,000円減額し1,712万2,000円とするものです。

たな卸資産の購入限度額、第5条、予算第13条中1億7,514万3,000円を1億6,318万9,000円に改めるものです。

次に、予算書の3ページ、4ページをお開きください。

補正予算説明書であります。収益的収入から御説明いたします。

収益的収入、第1款病院事業収益、1項医業収益、1目入院収益を2,963万4,000円減額、2目外来収益を3,736万2,000円減額するものですが、これらは上期の実績を勘案し補正するもので、コロナウイルスワクチン接種による外来休診や常勤医師退職等による患者数減によるものです。3目その他医業収益2,355万3,000円の増額は新型コロナウイルスワクチン接種業務委託分となっております。第2項医業外収益、2目他会計補助金44万1,000円の減額は人事異動等による給料、手当の変更に伴う繰入金の調整によるものです。

次に、5ページ、6ページをお開きください。

収益的支出、1款病院事業費用、1項医業費用、1目給与費のうち、3節報酬を除く1節給料から7節法定福利費引当金繰入額、合計2,021万5,000円の減額は、人事異動等に伴う調整を行なったもので、内訳につきましては7ページ以降に給与費明細書を添付しておりますので、説明は省略させていただきます。

同じく給与費のうち3節報酬759万3,000円の増額は、夜勤専従看護師の採用及び常勤医退職に伴う非常勤当直医確保によるものとなっております。2目材料費、1節薬品費852万9,000円の減額は入院患者数の減等による薬品使用の減少によるもの、3目経費、8節燃料費244万8,000円の増額は燃料単価の増等によるもの、15節委託料713万3,000円の減額は契約執行の残額や執行見込みによるもの、19節雑費215万3,000円の増額は1月に採用予定の作業療法士1名と医師退職に伴う当直医師確保のための紹介手数料を計上するものです。

以上、令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）の説明とさせ

ていただきます。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

質疑は収益的収入及び支出など一括とします。

質疑ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは3ページ、4ページ収入からお伺いいたします。

1款病院事業収益のですね、1目入院収益及び2目の外来収益、ただいまの御説明で上期の実績に伴うものと常勤医師の退職による減というようなことが御説明いただいたところでございますが、うち、その常勤医師の退職に伴う減の見込みその積算についてお伺いをいたします。

続きまして支出に移ります。5ページ、6ページでございます。

1款病院事業費用の1目給与費、3節の報酬、こちら出張医50万2,000円の計上があるところかなと思っておりますが、ただいまの御説明でも非常勤の当直医に依頼をするところでございます。こちら医師の退職によるものだと思いますので、この積算の内訳についてお伺いをいたします。

続きまして15節の委託料でございますが、こちらのうち、短期看護師派遣で332万円の減額がございますが、こちらのその内容等についてお伺いをいたします。

続きまして19節雑費でございます。手数料の計上がございますが、このうちその常勤医師の退職に伴う医師の紹介手数料という御説明をいただいたところでございますが、その御説明に該当する医師の紹介手数料の部分について詳細をお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時41分 休憩

午後 3時55分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） 御質問にお答えいたします。

まず1点目の収入の減額調整の部分で、入外の医師退職による影響額の部分ですけれども、本当に概算ではあるんですが、外来では約3,000万円、入院では約1,000万円の減収、医師退職による減収見込みがあるのではないかと捉えております。

2点目支出の報酬の部分ですけれども、出張医依頼分の件ですけれども、退職以降に当直をまわすために外の医師を頼むことを想定しているんですが、一応14回分みておりまして、合計で126万円の増額を見込んでおります。予算書上、出張医50万2,000円の増となっておりますが、それ以外の部分での減額があったので、医師退職に伴う出張医の増につきましては126万円というような状況になっております。

委託料の短期看護師派遣につきましては、当初予算におきまして、1人かける12か月、1年分ということで積算しておりましたが、予算書積算時点におきまして実績のなかった5か月分につきましては減額しております。

最後19節雑費につきまして、当直医の紹介手数料分につきましては、報酬の増額分126万円の3割の手数料を見込んでいるということです。額にしますと41万5,800円というような形になります。以上でございます。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから、討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第69号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第69号令和3年度本別町国民健康保険病院事業会計補正予算（第6回）については、原案のとおり可決されました。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で本日の日程は全部終了しました。

念のため申し上げます。

明日12月8日から13日までの6日間は休会であり、12月14日午前10時再開であります。

これをもって通知済みとします。

なお、一般質問の通告は本日から12月9日正午をもって締め切ります。

質問のある方は締め切り時間を厳守の上、提出願います。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 3時58分）

令和3年本別町議会第4回定例会会議録（第2号）

令和3年12月14日（火曜日） 午前10時00分開議

○議事日程

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○会議に付した事件

- 日程第 1 議会運営委員長報告
日程第 2 一般質問

○出席議員（11名）

- | | | | | | |
|----|-----|------|-----|-----|-------|
| 議長 | 12番 | 高橋利勝 | 副議長 | 11番 | 藤田直美 |
| | 1番 | 水谷令子 | | 2番 | 柏崎秀行 |
| | 3番 | 梅村智秀 | | 4番 | 石山憲司 |
| | 5番 | 篠原義彦 | | 7番 | 山西二三夫 |
| | 8番 | 黒山久男 | | 9番 | 方川一郎 |
| | 10番 | 阿保静夫 | | | |

○欠席議員（1名）

- 6番 大住啓一

○説明のため出席した者の職氏名

- | | | | |
|---------|-------|----------|------|
| 町長 | 佐々木基裕 | 副町長 | 村本信幸 |
| 会計管理者 | 藤野和幸 | 総務課長 | 三品正哉 |
| 農林課長 | 篠原順彦 | 保健福祉課長 | 長屋和幸 |
| 住民課長 | 倉崎景一 | 子ども未来課長 | 大橋堅次 |
| 建設水道課長 | 坪忠男 | 企画振興課長 | 小川芳幸 |
| 老人ホーム所長 | 前佛清治 | 国保病院事務長 | 松本秀規 |
| 総務課主幹 | 上原章司 | 建設水道課長補佐 | 小出勝栄 |
| 総務課主査 | 石川雅康 | 教育長 | 高橋哲也 |
| 教育次長 | 阿部秀幸 | 社会教育課長 | 千代孝徳 |
| 農委事務局長 | 高橋優 | 代表監査委員 | 畑山一洋 |
| 選管事務局長 | 三品正哉 | | |

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 中 川 雅 之

総務担当主査 越 後 忠

総務担当主事 今 井 綾 香

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 議会運営委員会報告

○議長（高橋利勝） 日程第1 議会運営委員長から報告を行ないます。

議会運営委員長、阿保静夫議員、御登壇ください。

○議会運営委員長（阿保静夫）〔登壇〕 おはようございます。

意見書の取扱いについて申し上げます。

本日までに3件の提出がありました。地球温暖化海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書、インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書、以上3件の意見書については、最終日の本会議で審議する取り扱いを予定いたしました。

以上、報告いたします。

○議長（高橋利勝） これで、報告済みといたします。

◎日程第2 一般質問

○議長（高橋利勝） 日程第2 一般質問を行ないます。

順次、発言を許します。

7番山西二三夫議員。

○7番（山西二三夫） 議長の許可をいただきましたので、1問について質問させていただきます。

道の駅トイレ改善について。

道の駅のトイレは24時間利用できなければなりません。近年、トイレが詰まり、利用ができなくなることがあり、改善が求められています。これまでの対応と今後の見解を伺います。

本別道の駅は、毎年30万人以上の方が訪れ、本別町第7次総合計画でも、観光振興の重点的な取組のための施設にうたわれています。また、道の駅の多目的ホールは、指定避難施設とされており、重要な役割の施設であります。

近年、その道の駅にあるトイレが詰まり、利用できないことがあります。道の駅のスタッフが対応に追われている現状があります。状況によっては、町内や帯広の業者の対応が必要となることもあり、道の駅のトイレを利用できないお客さんはほかに行かれて用を足されていることがあります。

本館は、パイプに各施設から水が流れていますが、繁忙期には週に数回も詰まることがある中、町も年に2回、定期的に洗浄されていますが、洗浄回数を増やすなど、トイ

レ詰まりの解消に向けた対応が必要と考えますが、町長の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 山西議員より質問ありました道の駅のトイレ改善について答弁申し上げます。

道の駅につきましては、休憩機能、情報提供機能、地域連携機能の三つの機能があり、本町におきましても24時間トイレ、地元特産品販売、観光案内、さらにはレストランなどを備え、多いときで1日3,600人が訪れる本町への重要な入り込み拠点となっております。

御質問にありますトイレ詰まりの改善についてであります。道の駅内には、男女及び多目的のトイレがございまして、施設管理委託者により、日々清潔な環境保持に努めており、また、配管の詰まり予防のため、年2回全館の配管清掃を専門業者に依頼し、実施しております。

トイレ利用者が集中したときなどには、トイレットペーパー等により配管が詰まる現象が起き、利用者に御不便をおかけすることがありますが、スタッフが迅速に対応し、解消に努めているところであります。

今後も定期的な配管清掃など、状況に応じて必要な措置を講じながら改善を図り、道の駅を訪れる観光客等に快適に御利用いただけるよう、また、リピーター増加のためにも、さらなる環境整備に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○7番（山西二三夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、2番柏崎秀行議員。

○2番（柏崎秀行） 議長の許可をいただきましたので、通告済みの1問、本別公園の入り込み増に向けてを質問させていただきます。

本別公園の入り込み増に向けて。

本別公園は、町内随一の観光資源であり、町長の43の施策にも本別公園のオートキャンプ場の整備が示されています。毎年約14万人もの人が訪れ、楽しく過ごしているものと思います。さらなる環境整備をし、サービスの質を高め、観光地としてレベルアップしていくことが必要だと考え、以下2点を伺います。

1、シーズン中は多くの方に利用していただいております義経の里御所は冬季閉館とされています。朝食がない、風呂やトイレの掃除をしなければならないといった現状があります。観光は非日常を楽しむものであり、快適に過ごしていただくために整備をし、冬期間も営業する。また、接客サービスという視点に立ち、掃除を強要しない等取り組んでいくべきと考えますが、町の見解を伺います。

2、現在は無料で利用できるキャンプ場ですが、オートキャンプ場となったとき、料金が発生しても利用したいと思えるキャンプ場にはほど遠いと思います。利用者目線に立ち、火の取扱い方やごみの処分問題など、維持管理に重きを置いた運営ではなく、

浴槽やシャワーの整備など、利用者の満足度を上げられるような運営に見直す必要があると考えますが、町の見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 柏崎議員の本別公園の入り込み増に向けてについて御答弁させていただきます。

1点目の義経の里御所の冬期間営業やサービス向上に関しての御質問についてありますが、義経の里御所は、議員御承知のとおり、本別公園内の観光宿泊施設として、現在、春先の4月からオープンし、12月末までの営業日としてございます。

冬期間の営業に関しましては、夏の期間と違い、観光入り込み客の減少により、稼働率も低くなることが予想され、厳寒期におきましては、施設は稼働していなくても給排水設備の凍結、そして極端な室温低下を防止するための保温措置を取らなければならないこと。また、施設維持に必要な作業スタッフの確保の問題もあり、費用対効果を鑑みた結果、1月から3月までは休業してございます。

したがいまして、冬の営業につきましては、こういった課題に対処しながらのサービス提供に努めていくことが必要でありますし、単体、単発的な宿泊施設の利活用では費用対効果が余り期待できないところでありますが、今後のキャンプ場などの整備・運用も見据え、施設の一部ではありますが、2棟程度の冬期間の営業も試験的に実施してまいりたいと考えています。

また、朝食サービスの提供に関しましては、体制的な課題もあり、現状では困難な状況でもありますし、最低限のサービス提供による安価な利用料金設定とさせていただいておりますことから、民間の宿泊提供事業者の経営圧迫とならないよう、現状サービスの水準にとどめたいと考えておりますが、利用者への過度な清掃協力をお願いに関しましては、ごみの分別や使用物品の整頓など、最低限の御協力をいただくことに改めてまいりたいと考えております。

次に、2点目のキャンプ場の整備・運営に関しての御質問でございますが、本別公園キャンプ場には、例年道内各地より多くの方にお越しいただき、夏休み期間中などはテントで隙間がないくらいの人出でにぎわっております。

オートキャンプ場の整備に関しましては、現状のキャンプ場の一部、あるいは園内の新たなエリアにおいて整備を進めるべく検討に入っておりますし、令和6年度からの供用開始を目指し、令和4年度から整備計画に着手し、進めてまいりたいと考えております。

誰もが自由に利用できる無料エリアと特別な空間を提供する有料エリアを複合的に提供できるようエリアを差別化し、サービス提供内容につきましても、民間の運営も視野に入れながら、整備内容の検討を進める予定であります。

検討に当たりましては、利用者の声や地域関係者の御意見も伺いながら、事業展開ができるよう努力してまいり所存でありますので、事業の推進に際しまして特段の御理

解、御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま町長のほうから御答弁いただきました。何点か改めてお伺いしたいと思います。

まず1点目です。冬期間は稼働率が低いと。これまでやったことがないのでどうなるか分からないですけれども、最後のほうに、試験的にやってみたいというふうな御答弁でした。

そもそも、ごみの清掃の協力や冬期間の営業という視点に立ったときに、観光目線で考えているのか、それとも事業目線、例えば南4丁目にある、泊まるようなああいう施設を考えているのか、そもそもどっちに重きを置いて集客しようとしているのか考えを伺いたいと思います。

また、朝食、確かに難しいと思います。ただ、観光目線で考えたときに、やはりあそこで朝食を作れとか、どこかでパンを買ってきてということにはならないと思いますし、本別公園には館というすばらしい建物がございます。そういったところで、ぜひ元気な高齢者や観光協会、そして地域おこし協力隊といったすばらしい人材がいますので、メニュー開発をし、本別の食材を使って、本別産の豆を使った納豆ですとかみそ汁、おにぎり、お母さんの握ったおにぎりとか、安価で構いませんし、ちょっとしたものでも構いませんけれども、予約を取って朝食を提供できたらと思いますが、そちらのほうの考えを伺います。

2点目です。キャンプ場についてですが、確かに今現在、たしか火は使えないというふうに認識していますが、キャンプに来て火を使えないというのはちょっと寂しいのかなと思います。そういった声も多々聞くところでもございますし、町長の答弁の中に、今後は有料エリアと無料エリアを分けてという感じで聞きました。そちらのほうをもうちょっと詳しく、何か決めておられるのであれば、もう一度お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 私のほうから再質問に関しての答弁をさせていただきます。

まず、一つ目の御所の集客の考え方という部分だったかと思いますが、そもそも義経の里御所につきましては、キャンプ場整備をしていく中での延長線上にあるロッジという定義になってございまして、基本的には、キャンプ場の延長線上にあるものというふうに捉えております。

よって、基本的に、一般的な宿泊施設というような位置づけではございませんが、雄大な本別公園のロケーションを生かした中でゆっくりと生活といいますか、楽しんでいただくというような施設ということでございますので、通常の一般の施設というよ

うな捉え方はしていないと考えております。

また、朝食の部分でございますが、先ほど町長の答弁にもありましたように、なかなか現状の体制の中では困難な状況というふうに捉えておりますが、今後、本別公園のキャンプ場のリニューアルを含めまして、当然民間の力もお借りしなければならないという部分も多々あるかと思っております。そういった部分も含めながら、今後、全体的な協議と、検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく御理解いただければと思っております。

また、キャンプ場の有料エリアの部分でございますが、当然料金を徴収するということとなりますと、やはり一定の高規格といいますか、そういうキャンプ場の整備をしなければならないと思っております。当然個別の特別な空間ということであれば、そういったキャンプに必要なといいますか、そういう満足感が得られるような十分なサービスと、どこまでできるかという部分については、これから検討ということになりますが、そういった部分を含めまして、令和4年度からの整備計画着手の中で検討・協議してまいりたいと考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま課長のほうから答弁いただきました。

1点目です。一般の施設とは違う、ちゃんとした施設だと。ロッジの延長線ということで捉えておられるということです。

朝食もなかなか困難ということでございますが、こういったサービスを考えるのであれば、確かに、先ほどちらっと言葉が出ていましたけれども、民間の力をお借りしたいというような答弁ありました。全くそのとおりだと思います。行政だけではなかなか全てのことをつかさどるということはできないと思っておりますから、民間の力を借りるということで、例えば管理運営委託を全て任せるとか、プロデュースを任せるとか、こういったふうに考えておられるのかをお伺いしたいと思います。

2点目です。キャンプ場を区別的に有料、無料ということで、個別の特別な空間ということでございます。ちょっと想像できない、現状どういうふうになるのか想像はできないのですが、やはり分けたとしても、火を使って御飯を食べたり、たき火をしたり、そこで団らんしたり、必要になってくると。ごみのほうも、生ごみから全てのものを持ち帰れというのは、キャンプ場として、有料化になったときにはちょっと厳しいのかなというふうに思います。そういったことも含めまして、キャンプ場もなかなか行政だけの力で全てをとということにはならないと思っております。こちら民間の力を借りるか、プロデュースを任せたり、運営を任せたり、観光協会ですとか、力を合わせて、お金を取っても構いませんけれども、きちんとサービスを提供するという考えはあるのか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 再質問ということで、民間の力をどのようにといたことだと思いますが、宿泊施設の部分につきましては、当然今の食事の提供の部分であったり、今後、キャンプ場の運営も含めて、様々な民間の方の御意見をいただくという形で想定はしております。現時点でどの部分をというようなところの話でございますが、当然キャンプ場の整備、リニューアルの部分につきましては、民間に運営を指定管理などをお願いするとなれば、それなりの採算性というか、インセンティブ、伸びしろの部分もなければ、なかなか民間の方も引き受けてくれないといったような状況もありますので、当然エリアというものは、今、限られているエリアの中で、その中でどう地区割といいますか、整備をしていくのかというようなところ、当然そういったものがなければ民間もそういった運営に携わっていただけないということもございますので、当然キャンプ場の部分に関しては、宿泊施設共々、専門的な業者、コンサル等ももしかしたら力をお借りするかもしれませんし、地域の中の事業者の部分も、関わりを持てる部分については関わっていただかなければならないという状況も発生するかとも思っておりますので、そういった部分も含めまして、4年度から計画を検討してまいりたいという、今、現時点の状況となっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） 今、課長のほうから民間についての答弁ございました。

管内でも芽室とか、民間に委託して、そういった観光地をプロデュースしているところも多々ございます。聞くところの情報によりますと、ある程度大きな会社でプロデュースしてということになりましても、なかなか運営までにはつながらないといった現状がございます。民間といってもどのぐらいの大きな、アウトドアグループみたいなものを想像しているのか、それとももっと細かく、町内の業者でもいろいろなことをやられている町内の業者もおりますけれども、どういったものを想定しているのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問に答弁をさせていただきたいと思っております。

今までそれぞれの角度から御質問がありました。本別公園の整備につきましては、私は公約の中の一つの大きな部分でもございますが、私が捉えておりますのは、本別公園の整備を再構築しながら、そこに入り込み客の増を図り、そして最終的にはまち中の経済活性化につなげたい、そういう思いでございます。

さしずめ、本別公園につきましては、来年度から計画着手に努めていきたい。そして令和6年度の供用を目指したいという思いでございます。

まず第一歩といたしましては、本別公園の総合的な運営をどうしていくのか、そしてキャンプ場のエリアを区別するのか、今、第1キャンプ場と第2キャンプ場がありますが、全てここは無料化してございます。そのためもありまして、夏休み等におきまして

はテントが混み合っ火をたく場所も確保できない、そういう状況でございます。それらを解消するためには、やはりもう一つエリアをつくって、そこをオートキャンプ場にする。そして観光客の入り込み増を図ってまいりたい、そういうところでございます。

運営につきましては、民間がいいのか、それとも観光協会がいいのか、これから詰めてまいりたいと考えているところでございます。

また、朝食におきましても、今、各関係機関の人材を活用しながら朝食を提供してはどうかという議員の言葉もございますが、そういった点もしっかりと今後論議をしてまいりたいと考えているところでございます。

今、本別公園につきましては、遊具も年次計画で更新をしてございます。総体的に令和6年度、そして令和7年度には本別公園を、今の本別公園からもっと生まれ変わった利用客に安心して、そして楽しんでいただけるような公園にしてまいりたいと思っておりますし、また、さらに町民の皆さん方が憩いの場として、いつでも気軽に利用できる公園整備に努めてまいりたいと考えてございますので、その辺を申し上げ、答弁とさせていただきます。

○2番（柏崎秀行） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、10番阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） 議長のお許しをいただいたので、2問について伺いたいと思います。

まず1問目です。安心して最期を迎えることができるまちづくりをということで伺います。

高齢化の進行とともに、町内での高齢者のいる世帯は増加を続け、そのうち単独世帯は、令和元年は905世帯、令和2年は870世帯となっています。独り暮らしの高齢者が安心して生活し、そして最期を迎えられるまちづくりについて見解を伺います。

高齢者のいる世帯は、令和2年は1,959世帯となっています。このうち単独世帯は870世帯です。いずれも令和元年までは増加を続けてきましたが、令和2年は減少に転じています。単独世帯は、推計で令和22年、2040年には786世帯になると見込まれています。

町長の選挙公約43の取組の中でも、18番、身寄りのいない方などが安心して最期を迎えることができる町にしますと、うたっています。このことは、私自身も以前からのそのように考え、機会あるごとに述べてきたものです。身寄りがいない、あるいは親族が近くにいないという高齢者の方が、この町で一生を住み続けることができる生活支援や医療・福祉の体制づくりをさらに進めていかなければならないと考えます。

現在取り組まれている独り暮らしを支える見守り生活支援としては、緊急通報システム、除雪サービス、安心訪問サービス、配食サービスなどがありますが、それぞれ課題もあると考えます。また、成年後見人制度の活用も重要になってくるのではとも考えます。今後の取組方について見解を伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員からの安心して最期を迎えることができるまちづくりについて答弁申し上げます。

議員がおっしゃるとおり、身寄りがいない、あるいは親族が近くにいないという高齢者の方もこの町で一生住み続け、安心して最期を迎えることができる体制づくりをさらに進めていく必要があると私も考えているところでございます。

昨今、中央省庁からも身寄りのいない方などに関する対応方針、そしてガイドラインが数多く発出されておりまして、全国的な課題であると認識しているところですが、本町におきましては、平成20年度から安心生活創造事業を開始し、現在は地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業として実施するとともに、平成25年3月に社会福祉協議会が設置しました、あんしんサポートセンターの運営を支援しながら、社会福祉協議会とともに相談対応からサービス実施まで、安心した暮らしをサポートしているところであります。

具体的には、不安の解消や生活の困り事を解決するために、支援員が活動する安心生活創造事業や、保証人の確保が難しい方、親族が遠方にしかおらず、心配な方へ住まいの確保を保証する、あんしん住まい保証サービスなど、様々な事業に取り組んでおり、近年は、相続対象の親族がいない方などに対する死後事務委任契約事業や、入院や住居の契約、施設入所地において保証人をお願いできる人がいない方に対する生前事務委任契約事業を開始し、現在、この事業におきましては7名、うち死後事務が5名、生前事務が2名と契約をして支援を行なっているところであります。

今後もサービスを拡充しながら、身寄りがいない、あるいは親族が近くにいないという方が本町で暮らし続けられ、安心して最期を迎えることができるまちづくりを進めていく所存でありますので、御理解を賜りますようお願いいたします。

また、成年後見制度の活用につきましては、平成21年に本別町成年後見制度利用支援事業実施要綱を制定し、現在も権利擁護人材育成事業を実施しながら、市民後見人の養成などに取り組んでいるところでありますが、引き続き、昨年度中に策定いたしました本別町成年後見制度利用促進基本計画に基づきながら、地域連携ネットワークの整備や中核機関の設置など、権利擁護体制の充実に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保静夫議員。

○10番（阿保静夫） ただいま町長から答弁をいただきましたけれども、我々議員もいろいろな場面で、今挙げられているような方との対応する場面が、私自身の中でもすごく増えているという実態で、お話をさせていただきたいと思いますが、私が思うに基本的な課題は870人余りの高齢者の単独世帯の状況、それから、その状況によっていろいろな要求というのがあると思うのです、困っていることとか。そういう要求や必要

な対応を把握することが、町長も今おっしゃったと思うのですが、非常に重要だと思います。

これらの方が介護認定など、何らかのつながりを町あるいは社協と持てば、その方に対するいろいろな対応、接点というものが生じると思いますが、そうでない場合は、なかなか町や社協とのつながりが持てないというのが現状ではないかなと私は思っております。

自治会や在宅福祉ネットワークの活動がこれらの部分を支えているというふうに思っておりますけれども、町の対応としても、高齢者単独世帯の状況を把握する必要があるのではないかとこのように考えますが、見解を伺います。

方法論としては、これまでアンケート調査等も行なってきたと思っておりますけれども、先ほど申し上げたように、何らかの対応の必要性が生じたときに初めて、こういう方がこういうことで困っているということがクローズアップされてくるように思うのですけれども、その状況を把握するという点で、簡単に言うと名簿化というか、状況に応じた名簿化みたいなものが必要なのではないかと思います。独り暮らしの方が870人いるということですから、870のいろいろな理由があるのかもしれませんが、町として、それぞれの方の現状を捉える方法論というか、考え方として、そういうことが必要ではないかというふうに思いますので、その点について伺いたいと思います。

それから、先ほど成年後見人の話がありました。本当に身内がいない方もいらっしゃいますし、本州に一番近い身内がいるという方もいて、その方が元気に過ごされているうちはそんなに大きな問題はないと思うのですけれども、入院をしなければならぬような病気とか、また、その病気が本別ではちょっと治療が厳しいと、難しいという場合には転出もしなければならぬというような事例があります。友人、知人として関わることは、私自身はもちろんあるのですけれども、お金のこととか、転出するときのいろいろな手続とか、そういうものには、やはり簡単に言うと他人ですから限界があります。そういう一つ一つの事例に対応していくのは、先ほど町長おっしゃったような成年後見制度とか、それから今、社協が取り組んでいる見守りも含めた、そういう制度が必要だと思いますけれども、この辺の状況も区別していくというか、現実を捉えた上での対応の検討をしていくという上でも、それぞれの状況の名簿化というのは、先ほど申し上げたものは必要だと思いますけれども、その辺も含めて、今後、社協や自治会が物すごく頑張っていると私は認識しておりますけれども、町としても、その辺の具体的な、それぞれ生活している方の状況を知るような資料を手持ち資料として必要ではないかと思っておりますけれども、その辺について、これまでの経過も含めて、どういう状況になっているのか、どういうふうに考えているのか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 阿保議員の御質問に答弁させていただきます。

高齢者のまず把握でありますけれども、介護保険、また、社会福祉サービスを利用していない方々の把握をどのようにされているのかという御質問にまずお答えさせていただきます。

高齢者実態ニーズ調査の結果を踏まえまして、リストアップ、議員おっしゃるとおり、リストアップ化しております。ハイリスク者109人という形で現状を捉えておりまして、包括支援センターのほうで訪問を今現在75人行っております。その中で観察に値するという方が48人、介入が7人という形で、それぞれ高齢者の方々の状況を捉えている形と考えております。そういった訪問の結果によりまして、行政の中での会議ですとか、地域ケア会議の中で関係者が共有して、それぞれサービスへつなげているというような状況にあります。

安心サポートセンターの事業といたしましては、先ほど阿保議員がおっしゃったほかにもたくさん、11ほどの事業を行っております、金銭の預かりですとか見守りの要配慮者への対応といった形の中で事業を行なっているところです。

また、成年後見制度の事業の中でも、法人の後見という形で、社会福祉協議会のほうで行っております、判断能力が不十分な方に対しまして、家庭裁判所等の手続で専任された成年後見人が不動産、預貯金などの管理に当たっております、不利益となるような契約の取消しだとかも行なっている状況です。

後見人の中身としましては、法定の後見人で合計4人、保証人2人、補佐人1人、任意後見1人ということで、合計8名の法人後見を行なっているところであります。そういった方々につきましては、状況把握を行ないながら実施しているところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 今、具体的な取組について報告いただきました。

先ほど私が申し上げた、緊急通報システムや除雪サービス等の話をさせていただきましたけれども、これらを考えたときに、私自身が、これはちょっと課題かなと思うこととか、第8期銀河福祉タウン計画の中でもちょっと触れられているようなことがあるので、改めてその部分をまず伺いたいと思いますけれども、まず、緊急通報システムで、対象者を決めて設置して、無料で貸与するという形だと思いますけれども、銀河福祉タウン計画の中では、今後の課題ということだと思いますが、今まで対象だった方以外の部分の対応の検討というのは必要ではないかというような趣旨のことが書かれています。この点について、それは一つ課題なのかなと思います。

それから、除雪サービスですが、これまでの経過のとおり、担い手を今後つくっていくということが一つの課題なのかなと。これまでのやり取りの中で、農村部は、農家という意味で機動力があるので、その部分はある程度、ほとんどの農村部自治会は行なっているというふうに認識していますけれども、まち中においては、やはり除雪というのは手作業が中心なのかなということで、この部分も今後の一つの課題ではないかなと

いうふうに思いますけれども、その点について伺いたいと思います。

それから、配食サービスです。現在、週2回ということをやっていますよね。それで、単価は400円。夕食の配食ということなのですからけれども、これについて、記述はないのですけれども、週2回の配食、これはやっぱりちょっと少ないのではないかと。理想を言えば毎日1食の配食ができればいいのでしょうかけれども、ある事例で言うと、1回届けられたもの、1食分をその日の夕方と次の日の朝、食べると。2回食べているという実態もありました。そういう面では、今後、配食サービスの充実というのは、なかなか、先ほど申し上げたように、人材不足も含めてあると思うのですけれども、どのように今後のことについて考えているのか、ちょっと細かいことですが、その点について伺いたいと思います。

それから、それぞれの状況を名簿化して、ハイリスクのところの対応をしているということですが、元気な方はもちろんいらっしゃる中での現時点で870名という単身者がいるという中で、それらを名簿化していく中で、訪問していく体制づくりというのが必要ではないのかな、現状の体制で十分かどうかということも含めてなのですが、体制づくりについてどのように考えているか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前10時49分 休憩

午前11時00分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） それでは、阿保議員の再質問について答弁させていただきます。

まず、緊急通報システムであります。対象者は、独り暮らし等の高齢者で、脳梗塞、心疾患がある方が原則となっております。しかしながら、最近では、御夫婦の世帯であったり、あと、足が不自由で動きがなかなか取れない方などにも拡大をしてきたところであります。確かに議員おっしゃられるとおり、課題の一つではありますけれども、最近では、民間のサービスも入ってきている状態です。警備会社ですとか家電にセンサーがついていて、携帯等への連絡を入れるというようなものも出てきておりますので、そういったものの活用なども進めていきたいと考えております。

2点目の除雪の課題であります。こちらのほうについても、計画に記載しておりますとおりの課題として捉えております。本年度、今登録をいただいている除雪の申請の方は、市街地で28件という状況で、非常に少ないというのが現状になっております。これにつきましては、近所の方ですとか自治会の役員の方々の協力によって除雪をされているものというふうに捉えているところでありますので、引き続きそういったコミュニティを活用していきたいと考えているところであります。

配食の事業であります。週2回、今配食をしているという実態であります。こちらにつきましては、社会福祉協議会の主体事業ということでありまして、今後、配食の在り方等につきましても社会福祉協議会等の中で、また協議をしてまいりたいと思っております。こちらのほうも最近では民間のお弁当配食といったものも出てきているところでもあります。こういったものも御紹介をしながら、経済的に余裕のある方と言ったらあれですが、そういった方にはそういったものも活用いただくということで御紹介をしているところでもあります。

最後に、訪問の体制づくりという御質問でありますけれども、健康管理センターと包括支援センターで、後期高齢者への訪問ということで、保健と介護予防の一体化という形の中で事業を実施しております。これにつきましては、健診情報ですとか健康の情報をコンピューターに入力されまして、国保連との連動の中でそういったデータも活用しております。また、地域サロンですとか自治会の中での動きといったものにも参加をしたり、情報をいただいたりということでありまして、そういったことで地域ネットワークを活用しております。また、先ほどの保健、介護予防の一体化の事業の中では、健康管理センターと包括支援センターがそれぞれ協力しながら訪問を全戸実施するというような計画であります。

以上、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それぞれ答弁いただきました。答弁の中にもあったとおり、民間のいろいろな事業者が、先ほど申し上げたようなサービスの部分を担うような情報等がありますけれども、町として、例えば配食サービスを例に取れば、先ほど言ったように社会福祉協議会のほうで週2回ということで行なっているということで、それはそれで本当に大切な事業だと思いますけれども、毎日とは申し上げませんが、それでは、町として同じような条件で配食サービスというのは考えられないのか。確かに民間業者でそういうこともやっているということもあるのですけれども、先ほど課長の答弁の中で、余裕のある方という言葉がちらっと出ましたけれども、そうでない方も含めて、配食サービスが受けられるような、そういう体制というのはどうしても必要なのではないかと思うのですけれども、その点についてもう一度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 町として配食サービスができないかということでありますけれども、阿保議員、先ほどの質問の中にもありましたとおり、今現在、そういった人員配置といたしまししょうか、人手の関係もありますので、今現在のところは非常に厳しいというふうに判断をしております。

また、社会福祉協議会との事業の実施の中で、回数の増ですとかを検討していくという形で考えたいと思います。

また、補足といいますか、余談になるかもしれませんが、小規模多機能では、必要な

方に対しては毎日お弁当を持って帰っていただけるようなサービスも、一部ではあります。実施しているところでもあります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） それでは、2問目の質問を行ないます。

質問事項は、役場職員が町民と助け合う関係性の構築をということで伺いたいと思います。

町長は、役場職員が町民と助け合う関係性を築き、自らを考えて行動する人材を育成するとしていますが、大切な課題だと考えます。その達成に向けた取組について見解を伺います。

町長の公約の38番目、役場職員が町民と助け合う関係性を築き、自らが考えて行動する人材を育成しますは、今後のまちづくりに重要かつ必要なことだと考えます。

先進例として、このことを制度として具体化したものの一つが、地域担当職員制度だと考えます。昭和43年に千葉県習志野市が創設した制度とのことです。その後、全国にこの制度を取り入れる自治体が増加しています。北海道は自治体の約35%と、地域としては最も高い実施率です。

管内では芽室町が2000年からスタートし、2019年度からは各自治会担当者を1人から2人に増員したとのことです。芽室町の中身としては、まず職員が日常業務として行なっているということと、夜、土曜日、日曜日対応は時間外手当を支給しているとのことです。今回の質問で、このことも一番私は心配していました。ボランティアではいけないなというふうに思っていたので、先進の芽室町では、日常業務ということでした。

それから、その芽室町が評価する点を幾つか挙げている中では、住民の中に出ていくことで職員の仕事の幅が広がり、いわゆるスキルアップになっているというようなことが挙げられております。課題としては、公務との線引き、いわゆる公務であるということと、私事であるということの線引きが一つの課題になっているということが芽室町の事例では言われております。

今申し上げたこの制度は、自治体職員が担当地域、自治会に出向き、会議への参加や意見交換、イベントの手伝いなどを通じて地域づくりを応援するというものです。町民の皆さんと助け合う関係性を築く一方法として、本町においても地域担当職員制度について研究、調査し、導入を図る考えはないか伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 阿保議員の役場職員が町民と助け合う関係性の構築を、の質問にお答えさせていただきます。

自らが考えて行動できるようになるなど、役場職員の育成につきましては、御質問にもありますが、私の公約にも掲げさせていただいておりますし、大変重要なことと考え

ております。

本町における町民の方との関係性を築く取組といたしましては、各自治会の課題・要望などを聞く場として、ここ2年間は新型コロナウイルス感染症の影響により開催できていませんが、平時であれば毎年開催されております自治会長等研修会において、職員も出席をし、自治会長からの御意見・御質問などをいただきながら、また、意見交換もさせていただいているところでございます。

また、役場の若手職員におきましても、商工会青年部やJA青年部と主体となった各種事業にも取り組んでおりまして、職域を超えた交流と情報交換がなされ、若者が主体となったまちづくりも積極的に展開されているものと捉えているところであります。

御質問にあります地域担当職員制度についてであります。職員を地域担当職員として各自治会に配置をし、地域と行政のパイプ役となり、地域住民とともに地域課題の解決を目指していくという意味におきましては、有効な制度と考えますが、他方で、少し古いデータになりますが、一般財団法人地方自治研究機構が平成29年3月にまとめた調査によりますと、制度導入の成果について、地域住民との関係構築や地域との信頼関係構築においては高いものになっているが、職員の人材育成という観点から見た本制度においては、成果として低くなっている実態も見受けられるところであります。

このことから、さきにも述べましたとおり、職員の各年代層において、一定程度地域の課題や行政への要望などを聞く機会は設けられており、情報の共有が図られているものと認識しておりますので、現在のところ各自治会に担当職員を配置する必要はないものと考えてございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 配置の必要はなしという御答弁だったので、これ以上質問することもないのかと思いますけれども、先ほど割愛した部分でいえば、評価する点としては、地域や農村の事情を知ることができたということは、まず芽室町では評価する点として挙げられております。

また、職場内での職員同士の関わりが増えたと。芽室町では120名を超える職員を配置しているそうです、2人体制にしてから。当然所属する課は関係なしに、職員同士で自治会のことで課題とか提案とか、町に投げかけられたようなものがあれば、そういう課をわたった職員同士の関係というのが、そういう関わりが増えたということで、評価点として挙げているようです。それは当然自治会にはいろいろな要望がありますから、当然そういうことになろうかと思えますけれども、そういうこともあって、今までの1人体制を2人体制に増員したというふうに、これは私の考えですが、そういうふうに思うのです。2000年からスタートして2019年に人数として体制を強めたと、増やしたということは、調べの中では出てこないいろいろなプラス面もあったのかなというふうに想像するところです。

研究のデータから、人材育成としては低いというふうに研究データで出されているということを引用されておりますけれども、現状も続いている実態については、もう少し研究されたほうがよろしいのではないかと。町長の掲げる公約にも、役場職員が町民と助け合う体制をつくるということの一つの方策になり得ると、現段階では私は思うものですから、配置の必要はなしと明確に答弁はいただいておりますけれども、一研究成果は研究成果として、学者が出したことですから、それは私の立場でどうこう言うことではありませんけれども、現状動いているところのメリット、プラス面があれば、必要だと考えれば、本町でも取り入れるということも考えてもいいのではないかと思いますので、質問の最後に、研究調査をし、という部分を、現時点で再度、配置の必要はなしということではなくて、もう少し研究する余地はあるのではないかと思いますので、そのことを再度伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問にお答えをさせていただきます。

今、好事例ということで芽室町の取組もお話しされておりました。私はこの制度は、それぞれの自治体がどういう現状なのか、そういったことをしっかりと見極めながら、この本制度を導入するか、しないかを判断すべきだと思っております。

本町の若手職員につきましては、今まさにJ A青年部、それから商工会青年部とともに、主体となって、きらめきフェスタとか豆まかナイト、さらにはビア一彩等々、いろいろな各種イベントで御活躍をされ、そのイベントを通して情報交換がなされ、また、その情報交換の中で、いい提案事項については、まちづくりに生かされているものと認識しているところでございます。

私が、自らが考えて行動できる職員になっていただきたい。この点につきましては、こういった本制度を活用するのではなく、職員自らがそれぞれの自治会で役員を担っていただいたり、自治会活動に積極的に参加され、そしてその中で対話をする中から、まちづくりについて考え、そこの自治会で要望する事業等について、それを積極的にアイデアとして提案していただきたい。そういう観点から私は、自らが考えて行動できる職員になっていただきたいということで公約に掲げさせていただきました。

私が初登庁して職員に訓示したのもこの点でございます。ぜひ職員の皆さん方からアイデアを出していただきたい。そのアイデアを基にいろいろな討議を重ねながら、さらに住みよく、輝くまちづくりに寄与していただきたいということをお話をさせていただきました。

そういう観点から、本制度につきましては、本別町にはそぐわない、そう判断したところでございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○10番（阿保静夫） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、4番石山憲司議員。

○4番（石山憲司） 議長の許可を得ましたので、通告いたしました1問について、一問一答細目方式で質問させていただきたいと思っております。

新型コロナウイルス感染症の予防対策についてお伺いいたします。

感染状況は、日本において落ち着いています、世界ではオミクロン株の感染が拡大しています。

本町における今後の予防対策についてお伺いいたします。

1項目め、現在、ウイルス検査法としては、PCR検査が最適であり、変異株オミクロン株に対してもPCR検査後でのゲノム解析で確定しているのが現状であります。今後ともPCR検査の重要性は変わらないと考えますが、本町のPCR検査費用助成を今後、継続・拡大する考えはあるか否かお伺いいたします。

2項目め、本町で実施したコロナワクチン接種事業、2回接種しておりますが、での接種率は行政報告によりますと84.09%でした。十勝管内では最も低いほうの率でありました。会場運営等を含めた事業の検証は十分に行なわれたと思っておりますが、その検証結果をお伺いいたします。

3項目め、追加接種、いわゆるブースター接種の実施についてお伺いいたします。

本町では3回目の接種は、来年2月18日から1期目、本年の6月18日までに2回目の接種を終えた方に対して予定されておりますが、政府は可能な自治体は前倒ししていただくと発表しております。本町においても、特に2期目、これは本年の8月11日までに2回目接種を終えた方々に対し、また、3期目、これは9月16日までに2回目接種を終えられた方々に対する接種でございますが、これらの対象者に対しての前倒しをすべきと考えておりますが、見解をお伺いしたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 石山議員の御質問の新型コロナウイルス感染症予防対策について答弁いたします。

まず、PCR検査費用助成の継続・拡大についてであります、町では令和3年2月より、保健所の指示を受けて医療機関で行政検査を受けた方を対象に、PCR検査費用の助成を行っており、今後も継続して実施してまいります。

国は、11月12日の政府対策本部において決定いたしました、次の感染拡大に向けた安心確保のための取組の全体像の中で、日常生活や経済社会活動における感染リスクを引き下げるために、ワクチン接種や検査による確認を行なうこととしました。この中で、健康上の理由でワクチン接種ができない方のほか、感染拡大傾向時に、都道府県知事の判断により、PCR等検査を無料で実施するワクチン検査パッケージ制度等を行なう予定であり、今後、制度内容が具体的に示されることから、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

2点目のワクチン接種事業の検証についてであります、本町では1、2回目の集団接種を5月10日から9月16日までの89日間行ない、その後は、町国保病院におい

て、集団接種を受けられなかった方、新たに該当年齢に達した方などを対象に、継続して接種を行なっています。11月末現在の2回目ワクチン接種率は、65歳以上の方が89.41%、12歳以上64歳までの方が79.71%、全体で84.09%となっており、希望する方には全て接種を行なっております。

集団接種における検証といたしましては、接種会場とした総合ケアセンターは、市街地から若干離れておりますが、送迎バスを運行したことで、車の運転ができない方も受けやすい体制が取れ、接種後体調不良となった方を速やかに町国保病院に移送することができ、安全性が確保できていたと考えます。

また、総合ケアセンターへの入館は、靴を履き替えていただいておりますが、車椅子の方や靴の脱ぎ履きが困難な方にはそのまま入館していただくなど、お一人お一人の状態に合わせた対応を取ったことで、混乱なく接種事業の運営ができたと考えております。

以上のことから、おおむね順調な運営ができており、会場の在り方や接種事業の在り方による接種率の影響はないものと判断しております。

また、町民の皆様からは、予約時のコールセンターへの電話がつながりにくいことや、休日や夕方の時間帯の接種に対する要望を数多くいただいております。これらの点につきましては、コールセンターの予約回線の増設や、土曜日、日曜日に接種日を設けるなど、3回目の接種に向けて改善を図ってまいりたいと考えております。

3点目の追加接種の前倒しについてであります。現在、3回目の接種に向けて、令和4年2月18日から開始する準備を進めております。

現状といたしましては、2回目の接種を終えてから8か月を経過した方の接種を進める予定であります。今後、新型コロナウイルス感染者数が拡大するなどの状況があれば、必要に応じて、4月中旬からの第2期目、5月中旬からの第3期目の実施時期の前倒しを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 再度質問させていただきます。先ほど申し上げましたとおり、PCR検査というのは、感染症に対しましては極めて有効といたしますか、確定的な検診でございます。現在は、確かに抗体検査、抗原検査、抗原検査には定性性等はございますけれども、PCR検査のウイルスの確定率から見ると数千分の1とも言われております。

したがって、先ほどの答弁の中にございましたPCR検査その他のキットの名前も出ましたけれども、多分これは抗原・抗体のことではないかと思いますが、このような検査ではなく、あくまでもPCR検査を行なうことが必要であると私は考えております。これは最も感染症に有効であると考えておりますが、その辺について再度お聞きします。

また、検査費用のことでございますけれども、確かに、昨日の新聞報道によりますと、道も226億円の予算づけをされておりますが、確かに希望者全員にするのか、それから、現在、自由診療で行なっている検査もございます。これらに対してどのように考えるか、お伺いしたいと思います。金額で言うと、たしか2万5,000円ぐらいから、今は1万何ぼぐらいもあるそうでございますけれども、これらに対する助成と。対象となる、先ほど健康上の理由でワクチンを受けられなかった方ということもおっしゃっておられたと思いますが、本別町で行なう場合、もちろん国、道の指針がこれから詳細に出ると思いますけれども、現状において、本町においてはどのような方を対象と考えられておられるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の1問目、PCR検査の実施についての御質問に答弁させていただきます。

現在、国で考えておりますワクチン検査パッケージにつきましては、議員おっしゃるとおりPCR検査が無料になります。これも議員おっしゃるとおりの中身であります。健康上の理由でワクチン接種を受けられない方を対象といたしまして、検査は薬局、また民間検査の機関等において、原則対面で鼻または口から検体を採取して実施するという中身になっております。

また、特措法の24条の9項に基づいて、不安に感じる方が、無症状であっても検査を受けることができるということで、これは都道府県の知事の判断によってという形で、今現在、国のほうでは考えていられるようです。これも原則対面で検査を実施するという内容になっております。

いずれにいたしましても、まだ国のほうから具体的な中身等は示されておられませんので、その内容のほう、また、実施機関、また、町民の方へのお知らせをしていきたいと考えているところです。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 今の答弁で理解できないところも多々ございましたので、再度、改めてお伺いいたします。

これは今日の新聞でございますけれども、十勝では60何日、2か月以上患者は出ておりません。北海道も落ち着いた状況、日本も落ち着いた状況が続いているかと思いません。ただ、世界におきましては、2億7,000万人ぐらいの方が現在、累積で感染し、530万人の方が亡くなっています。現在、世界では80万人ぐらいの方が1日に感染し、約7,000人ぐらいの方が亡くなっている現状がございます。これはもちろん皆さん御存じのとおり、オミクロン株という変異株の流行も加味しているのではないかと思います。

確かに、日本において、現在においてはオミクロン株に対しましては、水際作戦とい

いますか、検疫上の中で、まだ市中感染が拡大している状況ではございません。できればSARSのごとく、水際作戦で食い止められればと思いますけれども、アルファ株やデルタ株のごとく、いずれ日本に入ってくることも考えられます。そのときには、やはりまた拡大する可能性が十分考えられるのは現状であり、そのために、ぜひともPCR検査については拡大していきたいという考えを持つのは当然ではないかと私は思っております。

先ほどの答弁の中にごさいました、現在における自由診療で行なっているPCR検査、これは個人が病院に行きまして、行政的なものは既に保険適用になっておりますので、保険で、たしか7,000円ぐらいで、ちょっと金額は失念いたしましたけれども、やれる段階に今なっていると思いますが、自由診療で2万何がしを払っていた方々も全て対象になるのか、それとも、先ほどの答弁では知事の認定がなければ対象にならないという、その辺のはっきりした区分、本町ではどう考えているのか、それについて再度お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の再質問に答弁させていただきます。

自由診療のものが対象になるかということですが、国の今の案の中では先ほど議員おっしゃったとおり、北海道知事が、感染拡大しまして、不安があるといった方も受けていいですという形になれば対象になってくるかと思いますが、それ以外につきましては、健康上の理由でワクチン接種を受けられない方が原則という形になってくると思っておりますので、それについては、町も同じ考えでいくべきかと思っております。

また、費用の関係であります、これも今現在、案であります、PCR検査の実施事業者の仕入額を費用として出すということでありまして、上限として8,500円、税込みという中身になっているところであります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 1項目めにつきましては終わらせていただきたいと思っております。

続きまして、2項目めです。既に本町で行なわれました2回の接種の反省点でございますけれども、確かに率は84.9%でございますが、管内において極めて低い率になっております、本別町は。その点についてどのように考えておられるか、お伺いしたいと思います。

具体的な数字は、指定日が違うものですから、一概には言えませんが、新聞報道によりますと、帯広に続いてといいますが、帯広は市でございますけれども、市を除くと、本別町は接種率で一番低い形になっているかと思いますが、その辺の反省点。

それと、先ほどもバスの件が出ましたが、バスの実態、実際にどれだけ利用されて、どうであったか、この辺についてもお伺いしたいと思います。成果等はどうかの

か。

それから、会場内、ケアセンターにおける土足禁止した件についても改めてお伺いしたいと思います。確かに車椅子とか、そのほか、脱ぎ履きや脱着が困難な方にはそのままという話もお伺いいたしました。たしか先般の補正予算には、床シート、100万円単位の金額が上がってございましたが、それらはどのように考えておられるのか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、84.09%の数字をどう捉えるのかということですが、やはり当初予定しておりましたのが大体8割というような形で、一番最初のほうは計画しておりました。当然健康上の理由で、打ちたくても打てない方というのもしゃるところでありますので、その点につきましては、全員ができるものではないと捉えているところでもあります。

2点目の検証の部分であります。こちらのほうも町長答弁のとおり、いろいろなことに配慮しまして、病院の搬送の関係ですとか、そういったことも考慮しまして、総合ケアセンターで実施させていただいたというところで、こういったものが接種の低下につながっていないという判断をしているところでもあります。

送迎の関係であります。合計で231人が1回目、2回目の接種に送迎を利用しております。内訳といたしましては、市街地の方が194人、勇足地区の方が20人、仙美里地区の方が10人、美蘭別地区の方が5人、美里別地区の方が2人という形であります。これにつきましても、町長答弁の中でも触れておりますが、車を持たない方の接種を行なうに当たっては、非常に有効であったと考えているところでもあります。

4点目のケアセンターへ入る際の靴の脱ぎ履きであります。こちらにつきましても答弁の中で言うておりますが、足の不自由な方はそのまま、靴を脱がずに入っていくということも可能ですし、車椅子のまま入っていくという形も可能でありますので、引き続き、これについてはそのような形で取り組んでいきたいと思っております。

予算の中で、床シートというところで計上しておりますが、こちらのほうは、石山議員御質問のとおり、2期目、3期目の接種が早まった場合も想定しております。そういった場合につきましては、体育館等での大きな会場での接種が必要になるということで考えております。その際に床シートを張るという形で、予算化しておりますので、御理解いただければと思います。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） それでは1点だけ、もう一度確認させていただきます。

さっきの接種率の低さです。管内の他町村に比べると極めて低いということは、本別

町においては、接種できない、健康でない方が多かったという解釈になるかと思いません、今の答弁では。そのような理解でよろしいか、確認だけさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 本町の場合は、これも答弁の中の引用になりますが、希望する方の接種を全て今行なっている現状であります。健康上で受けない方も当然いらっしゃるし、接種を希望しない方というのもいらっしゃると思いますので、必ずしも全員が健康上、打てないというふうではないと認識しております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 続きまして、3項目めです。これから行なわれる予定であります3回目のブースター接種についてお伺いいたします。

私は、先ほど答弁の中に、現在、2回目を終わって8か月後に行なうという考え方を示されたと思いますが、既に政府におきましては、8か月を前倒しをする、6か月でやりましたよ、やっていいですよという発表がなされております。

したがって、2期目、3期目の方々については前倒し可能になるのではないかと、もう1期目の方は既に動いておりますので、これは難しいかと思えますけれども、少なくとも2期目、3期目の方につきましては、6か月で接種できるような体制。これはもちろんワクチンでございますので、前回の供給量の問題とかいろいろございますけれども、本町においては、その辺の基本的な考え、可能であればできる、その可能性をどのように判断するのか、お伺いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 石山議員の質問に答弁させていただきます。

前倒しについての町の考え方ということでありますが、議員おっしゃられるとおり、ワクチンの確保が非常に難しいものとなっております。また、今回はファイザー製のもの、またはモデルナ製も一部入ってくるという状況にありまして、そういった確保が非常に難しいというのが1点であります。

また、医療従事者の確保も、前倒しするとなりますと、非常に難しいというところで考えておまして、これも答弁の中にもありましたが、感染拡大するような状況がありましたら、そういったものも前倒しを検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 石山議員。

○4番（石山憲司） 1点だけ確認させてください。

確かに前回の接種のときには、国保病院の医師の方が、当時5名おられる中で、この事業を遂行してきましたが、現在の状況の中において、たしか新聞によりますと、看護師の募集とかを本別町で行なっておりますが、実際に2月以降に始める場合、医療スタッフの確保というものをどのように考えておられるのか、現在の時点の考えをお伺

いいたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） こちらのほうも議員おっしゃられるとおり、非常に確保が厳しいという状況でありまして、新聞の中でも一部募集をさせていただいているところでもあります。おかげさまで反響はよく、今、複数件申込みが来ている状況でありまして、確保できる見通しとなっているところでもあります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 補足させていただきます。

3回目のワクチンにつきましては、ワクチンの確保及び医療従事者の確保云々というところでございますが、私ども本町につきましては、ワクチンを十分に確保しながら、医療従事者の確保も今努めております。今、担当課長からもお話があったとおり、医療従事者の確保もほぼほぼ見通しがついたということでございますので、町民の皆さん方に不安を与えることなく、前倒しが必要であれば、速やかに前倒しで実施してまいりたいと思っております。

以上でございます。

○4番（石山憲司） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午前 11時52分 休憩

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

3番梅村智秀議員。

○3番（梅村智秀） それでは質問に先立ちまして、何かと気ぜわしい師走にもかかわらず、議場まで足をお運びいただきました傍聴者の皆様には心よりの御礼を申し上げます。

また、12月10日から16日までは北朝鮮人権侵害問題啓発週間であります。拉致被害者の一日も早い帰国を目指し、私たち一人一人がこの問題について関心と認識を深めていくことが大切であるとの所信を申し述べ、通告済みの3問について一般質問を執り行なわせていただきます。

それでは1問目、一問一答細目方式を採用いたしまして、通告書の読み上げを行ないます。

質問事項、いつまでこのまま？農大周辺の道路補修を。

北海道立農業大学校には、町内はもとより全道、全国から多くの学生が集まり、寮生活を送っている。その大半が自家用車を保有しており、また、大型トラックやトラクターなどが多く通行するため、近隣道路の損耗が著しく、適切な維持修繕が求められる

が、事実と所信をただす。

1 番項、農大の周辺道路及び農大への経路となる幹線町道の損耗が著しい。農大生や職員、その御家族が居住しており、その大半が自家用車を保有している。また、農大への来訪者も多い。

町内農家が利用する大型トラクターの通行や大型車による堆肥運搬等もある。さらには役場を含め、建築関係会社の管理地も複数あり、土砂等の運搬を行なう大型車の交通量が極めて多い現況下である。交通量に合わせた適切な維持修繕が急務であるが、近年の修繕要請件数や修繕と管理の実態。現在の損耗状態の認識について、事実と見解を伺う。

2 番項、農大周辺のみならず、町道の維持修繕、管理については、効率化が求められるが、併せて安全性の担保が重要である。近年の災害級の風雨などによる町道の損壊に際し、簡易補修を繰り返す対応が見受けられるが、近年の修繕、補修データを基に、その頻度や危険度を導き出し、特に安全性の確保に懸念が生じる箇所については、優先的かつ十分な対応を行なう必要があるが、事実と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員のいつまでこのまま？農大周辺の道路補修を、について答弁いたします。

1 点目の質問にあります近年の修繕要請件数、修繕と管理の実態、現在の損耗状態の認識についてであります。近年の農業大学校周辺道路の修繕要請件数等は、舗装路面の部分補修など簡易的なものを除き、令和2年度が2件、令和3年度が3件となっております。

管理につきましては、既に帯状に連続的な補修をしている部分もありますが、残っている部分は、簡易合材での部分補修が主であり、通報やパトロールで発見した箇所の補修をその都度行ない、通行に支障がないように努めているところであります。

損耗状態につきましては、御指摘のとおり、地区の中でも特に交通量の多いところでは部分補修箇所が点々と連続し、傷みが進んでいる状況であります。2項目にも関連しますが、町全体の補修箇所も含めて検討し、補修をしてまいりたいと考えています。

2 点目の町道の維持修繕、管理の効率化、安全性確保につきましては、町道補修工事の中で優先順位をつけて補修を行なうこと、併せてパトロールや通報を基に、その都度対応することが今後も基本となりますが、御指摘のように大雨などの際に簡易的な補修を繰り返すような箇所につきましては、危険度なども考慮しながら対応してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1番項につきまして再質問を行ないます。

ただいま町長からの御答弁の中では、簡易補修箇所を除きということで、令和2年度

に2件、令和3年度に3件ということの御答弁をいただきました。私がお伺いしてございますのは、いわゆる簡易補修が繰り返されていますよということを申し述べているわけでございますから、簡易補修を含めた件数というものについて改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） お答えいたします。

簡易補修につきましては、ふだんパトロールで発見するものが主なのですが、住民の方からの要請も多く寄せられているところがございます。ただ、簡易補修につきましては、要請がありましてから日数を経過したりですとか、そういうことがないようにすぐ対応しておりますので、日程調整等が余りないため、実をいうと連絡簿ですとか処理簿に記載していない部分もありまして、正確な数がかめなかったというところが事実でございます。

ただ、日頃から、いわゆる簡易な修繕につきましては、農大周辺におかれましては、R2年度においてもR3年度においても10件以上の要請があることは事実でございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 改めて1番項についてお伺いをいたします。

簡易補修について、実数を把握できていないということでございましたが、まず、交通量等についてでございますけれども、こちらについては、認識にたがいはないのかなというふうに感じるところでございます。

農大には150名程度の生徒が在籍しており、また、職員や御家族が近隣にも、職員住宅等にも居住されているというところから、自家用車の保有台数も優に100台以上というふうになっております。学生用の駐車場も150台分確保されているというようなところがございますから、この辺につきましては交通量、周辺住民が多いということは当然認識されているというところで私も理解しているところがございます。

また、当然のことながら、農大への来訪者というものも多くいらっしゃる。これは農大において講習や研修等も含めて実施されておりますから、町内外から研修生、受講生、視察者というものが多くいらっしゃるというところがございます。

それでまた、近隣に役場の土砂置場といいますか、そういったものもございまして、そちらで作業をするために大型重機を運搬する大型のトレーラーというものも多く通行されるでしょうし、近隣の民間の建設会社等の土砂置場も複数あるという地域でございます。これらにつきましては、当然土砂を運搬した、積載した状態での大型ダンプ等が通行するというものもございまして、近隣の農家が堆肥の運搬時期等にもなりますと、町外も含めて、日に何十台、延べ、1軒の農家でも100台以上の堆肥を搬入しているという方もいらっしゃいます。

言わずもがな、これだけの車両が通行する。また、乗用車のみならず、大型車両が通行するという事は、それだけ道路への負荷がかかっているということの証左でもあります。町長の御答弁で、補修が点々と続くというような御答弁をいただきましたが、これはちょっと私の認識と異なりまして、点々と続くことには変わりはないのですが、具体的に申しますと、農大までの経路といたしまして、大きく三つあるところがございますが、一つが市街地方面から道道を経由して来られる道、または仙美里方向から来られる道、もう1点は国道241号線方向、足寄町や上士幌町等々から来られるという大きく分けてこの3経路がございます。

まず、1番目に申し述べた市街地方面からの部分でございますが、いわゆる9号線と称されている道路の未修繕箇所、約400メートル程度でございますが、及びいわゆるその道道から9号線を経由して農大方向に左折をすると、通称ミルクロードというところに入ります。そちらから1軒目の農家宅付近まで約300メートルから400メートルぐらいございますが、この間の簡易補修の補修痕というものは、大小合わせると150か所以上あるのです。簡易補修箇所が点々と続いているというレベルのものではないというふうに私自身は認識しております。

また、二つ目の経路でございますが、仙美里方向からの部分、こちらは農大の正門から、こちら1軒目の農家前付近ぐらいまで簡易補修痕が散見されるというところがございます。この農大近辺、本当の近隣という部分でございますが、当然のことながら生徒や近隣住民が自転車等を利用したりとか、当然生徒はアルバイト等に励んでいる方も多くいらっしゃいます。車を保有していない方で、近隣農家へのアルバイトという方は自転車を利用している方もいらっしゃいますし、決して多くはありませんけれども、このミルクロードを、いわゆるツーリングということで二輪車が通行することもある。これは早朝とか薄暮時等、視界がよくないということについては、この補修痕というものについて、転倒等の可能性というものが無いのかというところがあります。

また、三つ目にお話しいたしました経路、国道241号方向からの部分でございますが、道道を経由いたしまして14号線、こちらの道路でございます。道路幅員のうち、いわゆるセンターライン付近の中央部を除いて、道路の両端の路盤が沈下しております。いわゆる道路幅員の3分の2にわたって、乗用車に乗っていても道路の傾斜を感じるほどに路盤が沈下しているというような現況がございます。これは、トラック等の場合につきましては、横転しない構造か否かという検査を受けた上で、自動車として登録されておりますけれども、この検査については、いわゆる停車中に傾斜角度に耐え得るかどうかという検査が行なわれて、おおむね35度以上の傾斜に耐え得るというふうにされることが多いのですが、これは停車中で、かつ積荷がないですとか、適正な空気圧のタイヤを装着していることが要件であります。

また、その絡みで、横風等の外的要因を受けずに停車しているという状況の検査でありますから、記憶に新しい今月初めの大風等では、管内においても最大瞬間風速30

メートル超えというものも観測されてございますし、帯広市等でも19.1メートルが観測されていると。風速30メートルを超えるような風の場合は、トラックなど重心の高い車両が横転することが想定されるものでありまして、14号道路の両端の路盤沈下というものは、いわゆる積載されているトラックが偏荷になったり、荷物が偏ったりとか、走行速度やタイヤの空気圧等によっては横転の可能性すら否定できないというふうに感じる傾斜であります。

昨今の異常気象とも認識できるような大風や風雨等が見受けられるところでございますが、これは当然、万が一の事故が発生した際は、事故態様等にもよるでしょうけれども、単なる天災とは言い切れず、ともすれば道路の維持管理者として、人災というふうな判断もされ、責任等が問われる可能性というものを否定できないというところでございます。

御答弁から、維持管理の必要性とか修繕の必要性というものについては御認識されているというふうには察するところでございますが、その程度についての認識について差異があるのかな、差があるのかなというふうに感じたところでございますので、改めて私が申し上げた、大きく分けての農大の三つの経路で具体的に申し上げた号線等の損傷状態等をお伺いいたしますが、まず、ただいま申し上げた経路それぞれにつきまして、それぞれ安全性が担保された道路であるというふうに言えるのかどうか、お伺いをいたします。

また、先ほども述べた交通量等についても、交通量がやや多いというものを、農村地帯においては、やや多いというものを超えているのではないかというふうには私は認識しているところでございますが、そちらについての交通量等の御認識、通行車両等の大型化、または大型化された通行車両やトラクター等に耐え得る規格で敷設されている道路なのかどうかという点についてもお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） まず、補修箇所が点々としている部分の認識でございますけれども、これにつきましては、補修箇所が点在しているのではなく、一定の狭いエリアに点々点々と、狭いエリアに部分的によっては、ブドウの粒のようになるといって、実のような形で密集しているところもございます。そのような意味で私どもは捉えております。

今言われた三つの農大へのアプローチの関係ですけれども、確かにそのような補修箇所が点在というか、密集している部分もございまして、特に国道241号線のほうから入ってくる部分に話は及んでおりましたけれども、そちらのほうについても同じような状況が、こちらから行った道道から右に折れるような部分と同じような状況がございまして、それから、さらに本別側については、道路の脇にわだちができておりまして、今は農業系の車両も大型化されておりますので、道路を造ったときは、農業系の車両も変わってきていることも認識しておりますし、仙美里のほうからアプローチす

るところにつきましても、そこは密集はしていないのですけれども、いわゆる、表現は適切かどうか分かりませんが、点々と補修を繰り返しているというような認識ではございません。

いずれにいたしましても、車両の大型化、あとは、周辺においても、例えば241号線付近でいいますと、あの一帯の入り口になりますので、どうしても交通量が多い、入り口、出口になりますので交通量が多いですし、本別市街から行って右側に入っていく農大へのアプローチ部分につきましても、あの一帯への入り口、出口になりますので、交通量も多いし損耗も激しい。今後何らかの手当てを、ほかの場所との絡みもありますけれども、していかなければいけないという認識はございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） ただいまの御答弁からでございますが、交通量ないしは損耗状態というものについては認識に違いがないというふうに、御答弁から私は理解したところでございますが、いわゆる何らかの手当てをしていかなければという御答弁でございましたが、私も初当選後約3年余りが経過いたしまして、先ほど令和2年度、令和3年度の実績についても御報告、御答弁いただいたところでございますが、いわゆる修繕要請等もあるというところでございます。

やはり部分的なオーバーレイ、道路をカットした補修というものもなされてはおりますけれども、やはり簡易補修を繰り返して行って、先ほど述べたとおり9号線からミルクロードに入って1軒目の農家辺りぐらまでの約800メートル程度ぐらいでしょうか、その間に150か所以上もありますというところは、やはり簡易補修を繰り返していくとか、直に何らかの手当てをするというところの次元はもう超えているのではないのかなというふうに私は考えるところでございますが、かつ先ほど述べたとおり住民、いわゆる学生でございます、住民票も移されて世帯主として寮住まいをされている方々が、先ほども述べたとおり自転車に乗られたりもされている中で、私は近隣の様子よく分かってございますけれども、自転車に乗ったりして、なかなか天気がよくなかったりとか視界がよくない中で転倒されたとかといったときには、当然管理責任というものが問われかねないのではないかなというふうに私は思いますし、14号線についてもでございますけれども、例えば、必ずしも地域の事情を分かっている町民の皆さんだけが利用する道路ではありません。幹線町道でございますから、他町村から来るドライバー等々が事情をよく分からず、悪天候の際に走行された際には、先ほど述べたとおり、横転事故等にもなりかねるのではないかなと、私はそういった懸念もございませぬ。そういった事情も踏まえて、こちらの御認識、私が述べたとおりで、誤りがないという御認識なのかという再確認と、併せて、何らかの手当てという御表現でございますけれども、具体的にいつ頃どのようにというふうにお考えなのか、私はもう3年間以上にわたって、こちらの道路について述べてきたつもりでございますけれども、簡易

補修が繰り返されており、根本的な解決には至っていないというふうな認識でございますので、改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に答弁をさせていただきます。

今、梅村議員のほうから農大周辺における3経路の道路状況、詳しく御説明いただきましたが、私も十分認識しているところでございます。そして今、町道全域において、補修箇所、それから修繕しなければならない箇所、数多くございます。農大周辺のみならず、私どもは町全体を把握する中で、毎年度のように、梅村議員も御承知のとおり、個別修繕につきましては2,000万円程度予算を組みながら、それぞれ対応しているところでございます。

片や、一方、農大生徒の自転車の利用状況、それから自動車の保有状況もお聞きしたところでございますが、私どもは、それにも増して、児童・生徒の通学路の安全確保、そして農村地域だけでなく、市街地における町道及び歩道の補修等、様々な部分を総合的に判断をしながら修繕を進めているところでございます。

農大周辺の道路の状況につきましては、私も担当のほうから重々説明を受けておりますので、何とか早く全面的な補修をしてまいりたいと考えておりますけれども、いずれにいたしましても多額の費用がかかることでもありますから、その辺を考慮しながら計画性を持って補修をしてまいりたいと考えてございます。その優先順位が農大の周辺であることは間違いのない事実でございます。

いずれにいたしましても、何をもちいて安全性を担保するとか、管理責任はどうかのこのといった以前に、私は町道の修繕について一定程度の費用を費やししながら、住民の皆さんの安全の担保を図ってまいりたいと考えているところでございます。

以上申し上げ、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項でございます。当然、町長、今おっしゃられたとおり、私が御指摘した箇所、全面的な修繕をするというだけで、本当に多額の費用というものを要するということは私も重々承知でございます。私が御指摘申し上げた地域というのは農村地帯でございますから、何かこちらに適用できる事業等がないかということについても、私自身も議員として切磋琢磨して勉強していきたいというふうに思いますし、具体的なものがございましたら御提案もさせていただきたいというふうに考えるところでございます。

以上で、1番項を終わりますして、2番項に移らせていただきます。

2番項でございますが、1番項においては、幹線町道について述べてきたところでございますが、こちら、この2番項におきましては、当然利用者が多い、交通量が多いという町道ではなくて、いわゆる近隣住民の方の生活道路、必要な生活道路となり得る、交通量は多くないにしろ、そこを通らなければ生活がなり得ないというような道路、路

線等についてでございます。

多くは、未舗装の町道になってくるのかなというところでございますが、当然私も議員として、個人の政治活動の範囲内で町内の巡回等をしていると、大体同じ箇所が傷むと。要請した箇所が、大雨が降ってまた見に行くと、またそこが傷んでいるというようなことも散見されるところでございます。

先ほどの御答弁の中で、パトロールや通報、要請等を基本としているということではございましたが、やはり改めての要請等を行なわなければ、再修繕というものをしていたいていないというような実情も多々あるというふうな認識を持っているところでございます。

こちらにつきましては、先ほど担当課長の御答弁の中から、全ての実数は把握できていないというふうなところもあったようでございますが、一定程度の記録を残して対応しているということも私は把握してございますので、当然修繕直後は地盤が落ち着くまでは、さらに傷みやすいというような事情もありますし、定期的なパトロールと併せて、予測といいますか、手をつけたところは、またすぐ傷む可能性があるという予測に基づいて、パトロールの強化ですとか対応等をしていく、これしかないというふうにご考えるところでございます。

1番項でも述べたとおり、安全性の担保というものについては、これはやはり優先されるべきだというふうにご考えるところでございまして、こちらの生活路線の未舗装町道等についての、私が申し上げる安全性というものについては、いわゆる天気、風雨等によって道路が傷む、ぬかるみになるとか、利便性が悪いとかということではなくて、やはり大きな風雨等によって崩れたりとかすることによって、乗用車等が落輪したり脱輪したり、ともすればそれが交通事故等につながる。いわゆるそういった意味での安全性というものにつきましては、これまでの記録に基づいて、損壊の状態、道路の傷みの現状等を鑑みて、今お伝えしたような落輪や交通事故等に発展する可能性がある、そういった想定ができるような箇所については、こちらについても優先的に修繕の計画を行なっていくべきだというふうにご考えるところでございます。

また、こうしたところは、未舗装というふうにご述べさせていただきましたので、農村地帯、地域に多いというふうなところでございます。交通量の少なさ等から街灯等の設置がないため、しかしながら、迂回ができない生活道路というところであれば、そういったところを必要としている住民が、いわゆる昨今の風雨によって、これがもし気づかずにこのまま車で進入していたら大きな事故になっていたのではないかというような箇所等が確認できているのであれば、住民の不安を払拭して、こうした方々を取り残すことのないように、しっかりと支えていくためにも新しい視点と、併せて町道の修繕、補修、維持管理計画、その体制の構築が必要であるというふうにご考えるところでございます。御認識、御見解等についてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 坪建設水道課長。

○建設水道課長（坪忠男） ただいまの御質問に答弁いたします。

議員おっしゃるように、確かに、例えば舗装に広範囲に穴が空いているようなところで、とりあえずその場の安全を確保するために砂利を埋めてですとか、それが一度ならず二度と繰り返すような場所、確かにございます。そのような場所につきましては、現在におきましては、処理簿ですとか、そういうものをつけておりますので、そこら辺から、おっしゃるとおり割り出すことは可能でございますので、同じような簡易の補修をできる限り繰り返さないように今後も対応していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1問目終わりました、2問目に移らせていただきます。

2問目です。新改革プランに沿った町国保病院の経営は可能なのか。

町国保病院は、令和3年3月に新改革プラン第2期を策定したばかりであるが、医師の離職が相次ぐ現況下で、計画どおりの経営、運営が現実的とは認識できない。これまでの対応と今後の方針について、事実と所信をたずぬ。

1番項、令和3年1月に医師が退職し、耳鼻咽喉科は閉科。医師1名については招聘できたものの、8月、12月にも医師の退職が報告され、常勤医師5名体制で計画されていた町国保病院の経営及び運営の先行きが不透明である。医師の離職が相次ぐ原因や背景を分析し、医師の待遇を含め、その改善を図り、医師確保と診療体制の維持と健全経営を行なうことが急務であるが、事実と見解を伺う。

2番項、経営形態について、現時点では直営堅持との方針のようだが、新改革プランやこれまでの議会答弁等では、様々な経営形態についての研究も柔軟に行なうこともうたわれている。経営、運営共に極めて課題が多い町国保病院を直営とすること及び管内では、運営の主体を変え、公設民営や指定管理者制度を導入し、医療サービスの充実や経営収支改善を成し遂げている好事例等を対比し、それぞれの長所、短所をどのように捉え、直営堅持の方針を打ち出しているのか、事実と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 新改革プランに沿った町国保病院の経営は可能なのかについて答弁いたします。

1点目の御質問であります。令和2年度から現在までにおける医師の入退職者の状況は、議員の御質問にあるとおり、本年1月1日付で内科医長1名を採用、同1月末づけで耳鼻科副院長が退職、同8月末づけで内科医長1名が退職、そして今月末に外科医長が1名退職することとなっております。それぞれ個人的な事情による退職と認識しており、致し方ない部分によるものと考えております。新年度以降は、常勤医3名体制となりますが、外来診療枠の枠組みを調整することなどにより、できる限り患者様への影響が少なくなるよう取り進めてまいりたいと考えております。

2点目の経営形態についての御質問ですが、議員おっしゃるとおり、管内でも指定管

理者制度や地方独立行政法人制度を導入し、健全な運営に当たっているところがあると承知しております。

それぞれの経営形態の長所及び短所ではありますが、一般的な部分で申し上げますと、指定管理者制度は、長所として、民間事業者の経営ノウハウを活用した病院運営が期待できることがあります。短所として、指定管理者となるべき引き受け手の確保ができるかどうか、経営困難等の指定管理者の都合による撤退、そのことにより事業継続が不安定となる可能性があること、経済性を優先することにより、不採算の政策医療がおろそかになる可能性があることが挙げられます。

地方独立行政法人では長所といたしまして、弾力的な予算執行により、機動性のある効率的な事業運営が可能であること、運営実績は外部機関の評価を受けることが挙げられます。短所といたしましては、新たな人事制度の導入や定款等の整備に労力が必要なこと、独立行政法人会計への移行による会計システムの変更が必要なことなどが挙げられます。

管内で地方独立法人化を行なった病院の状況を見ますと、収益収支の黒字化を達成していることから、効果的な運営ができているものと推察しますが、一般会計から一定程度繰入れを行なっていることも確かであります。収支改善の取組に関しては、独立行政法人でなければできないものではなく、本町の国保病院でも既に取り組んでいることや、直営形態でも十分取り組めることができますので、先行事例を参照にしつつ、経営改善に努めてまいりたいと考えております。

以上申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1番項につきまして再質問を行ないます。

新改革プランでございますが、こちら平成29年3月に初めてのもので策定され、同30年3月に改定がなされたというところでございますが、こちらにつきましては、初年度の収支計画からつまずきが生じているという事実がございます。こちら令和3年3月に第2期の病院改革プラン、今、現行のものでございますが、こちらが策定されましたものの、もともと常勤医師5人体制というもので策定されているというふうに察するところがございますので、初期のものと比較して、同様に初年度からつまずきが生じるというふうになりかねないのではないかと危惧をしているところがございます。

ここに来て、医師の離職が続く原因や背景、御答弁の中では個人的事情ということでもございました。その中で、いわゆる原因の究明ですとか、そういったところまで至らないというような部分もあるのかも分かりませんが、可能な範囲で構いませんが、原因や背景等というものについて、もう少し具体的に何か把握や御認識されているところがあるのか。

また、今後、定年退職を迎える医師というものも存在しているはずでございますが、

今後の医師確保及び医療体制の構築というものについて、ひいては収支計画というものについてでございますが、こちらにつきまして、どのような具体策を講じていかれるおつもりなのか、現在の御見解や今後の見通し等についてお伺いをいたすものでございます。

○議長（高橋利勝） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

まず、常勤医師の退職の背景につきましては、こちらとしましては、個人的な事情と。細かい部分のところにつきましては把握していない部分もございますし、本当に個人的な部分にもなるかと思っておりますので、これ以上の答弁は差し控えさせていただきたいと思っております。

今後の体制の部分についてですけれども、新年明け以降は、確かに常勤医師が3人という状況になってしまいます。3人で日々の運営に当たっていくとなると、確かに、現在、金曜日の夜から日曜日までは外部医師が当直に当たっておりますが、月曜日から木曜日までは当院の常勤医師がやらなければならないというような状況にもなりますので、4日を3人で回すというのは相当な厳しい体制にもなりますので、それを何とか、まずは過度な負担にならないような、医師を確保できるように、まずは非常勤、スポットで入ってくれるような医師を捜しているというような状況でもございます。

また、医師確保に当たりましては、院長の出身医局、あるいは地域医療振興財団というところがあるのですけれども、そちらへの問合せ等を行なっているのと同時に、民間の医師紹介業者を通じて、専門領域あるいは経歴などから当院に合うような医師を捜しているところでございます。その中で、9月以降に2件、当院を見学まで来たという先生もございまして、これらの医師とは、業者を通じ連絡を取りながら、慎重に交渉を行なってまいりたいというふうに考えております。

また、これからも様々な手段により医師の情報を収集し、当院に合うと思われる医師には積極的に接触を図ってまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項につきまして再質問でございますが、こちら、医師の離職が続く背景等については、個人的な事情ということで、把握をしていないというような部分もございますし、個人的なことから、答弁を差し控えるというような部分もございますので、どの程度の把握というか御認識を持たれているのか、なかなか私自身が理解が及ばないところではございますが。

では、具体的に対策というものについて、どうやって医師確保していくかということではなくて、どうやって医師の待遇改善等を図っていくのか。これは常勤医師がいる、いないにかかわらず、常に職員の労働環境といえますか、医師の環境、待遇状況というものについて見直しというか、改善を図っていくということは当然のことながら必要

なわけでございます。こちらにつきましては、どのように対策等を講じていくお考えがあるのかについて、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

まず、先ほども申し上げましたとおり、常勤医師3人体制で平日4日の当直を回していくというのは大変厳しい部分がございますので、少なくとも当直が週に1回になるような形で、外部の医師を確保できるようなことを今、医療機関等々を通じながら調整を進めているところです。ある程度、1月以降確保できている部分もございますので、負担が過度に過重にならないようにできていけるのかなというふうには思っております。ただ、それにつきましても、安定的にそういった、常勤で確保できれば最適ですけども、そこまでが難しい場合、安定的に週1回という当直体制を組めるような医師を確保できるように、今後も進めてまいりたいと思っております。

また、待遇の面に関しましては、予算も絡みますので、いきなりすぐという部分もあるのですが、これまでドクターに対して、町立病院の医師だからここまではやってよというような、口に出しては言いませんけれども、ある意味、心の奥底で考えているとか、ちょっと表現ぶりが難しいのですが、ある意味同意事項とか、暗黙の了解事項という部分に頼っている部分があったかと思うのですが、例えば急に外の先生が来られなくなったから、先生、ちょっと土曜日お願いねといった部分も多少あったのですが、そういった部分に対する業務の評価をやっぱり正しくしてあげないと先生の疲弊につながって、さらには離職ということにもつながっていくのではないかと思いますので、そういったところの改善をできるよう検討を進めていっているというところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項、改めてお伺いをいたします。

ただいまの御答弁からでございますが、まずは勤務日数や時間といいますか、当然これは本町にかかわらず、医師の労働環境といいますか、勤務時間というものについては、社会的といいますか、全国的な問題となっているというのは私も認識しているところでございます。

これらの改善と併せて、暗黙となっているというようなところでございましたが、今の時代という表現、これも私、適当かどうか分かりませんが、やはりそういったものというのが、今、労働環境の整備、労働条件等の整備というものが求められている時代でございますから、そういったものがなかなか通用しない時代といいますか、なってきたのかなというふうなところでございますので、ただいま御答弁からあったように、そういったところの、これまで甘えとか、お願いをして頼ってきた部分について、適正な評価というものをしていくことも当然のことながら必要なこと

であるというのは私も認識してございます。

当然、その評価というものにつきましては、待遇の中での給与というようなくくりとさせていただきますが、当然これは、医師の給与というものにつきまして、本町においては、これまでの病院特別委員会等でも明らかになってございますが、一番上の方で約4,180万円、下の方で約2,930万円。常勤医師5人体制の時分、平成30年の時分でございますが、医師5人合計で約1億6,490万円というものが計上されてございました。

こちら、併せて、特別委員会で提供された資料の中でございますが、管内の公立病院の平均というものにつきましても、おおむね2,900万円から3,400万円程度なのかなというふうに読み解いたところでございますので、私自身は、本町においての給与面の待遇というものは決して低いわけではないのかなというふうに感じたところがありますし、むしろ一番上の方、約4,180万円ということでございますので、この方が突出しているのかなというふうなところでございますから、この方を下げろとかということではないですよ。やはり給与水準が低い医師の底上げをしていくとか、それをまたやる気につなげていくとか、離職を防ぐという言い方も、これもまた適当かどうか分かりませんが、そういったやりがいというものについて一定の、給与というものについては見直しとか、あとは、やはりやり方でございますが、できたもの、成果の上があったものに対してはやっぱり適正な評価をしていくというような体制づくりというものも必要なのかなと。やはり厳しいから下げる一方では、やはり人も集まらないというところもあるでしょうし、離れていってしまうということにもつながっていく部分はあると。

これも病院の規模とか形態は当然異なるので、合いませんけれども、厚労省が発表された2020年度の医療経済実態調査というものでは、いわゆる平均年収として、病院長が約2,690万円というようなものでございました。なので、本町においては、例えば適正な評価体制が整っていますよということは、全国的に医師を募る一つの売りになっていくのかなというふうに考えるところでもございますし、病院の運営、経営という点から絞るといいますか、削減するところと、やはりしっかりと評価して、見直しをしていくというところの区別といいますか、そういったものも必要ではないのかなというふうなところでございます。

現在、町の認識といたしましては、給与面の待遇といいますか、給与面につきましては、全国的または管内他の病院等と比較いたしまして、どのような認識であるというふうにお考えなのかと。あとは、待遇面で、いわゆる医師の住宅等も提供したりということはございますが、そういった福利厚生に該当するような部分等におきまして、他の病院と比較して本町が優れている点、また、現在は採用されていないけれども、他の病院ではこういうような制度もあるよとか、そういったものについて御認識等をお持ちなのか、改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 質問にお答えをさせていただきます。

まず、医師の待遇の面でございます。本国保病院の医師の給与につきましては、私は他の自治体よりもちょっと上のほうをいくというところで、その部分につきましては、医師からもそういう判断をいただいているものだと思っております。

ただ、給料につきましては、梅村議員も御承知だと思いますが、医療職給料表に基づいてうちは格付をしております。ですから、年齢が若ければ給与も年間収入も低くなりますし、年齢層が高ければおのずと高い数値というところになってきております。

また、待遇の面につきましては、私は常日頃、よく医師の目から見た経営改善なり、そして自分たちの置かれている環境等を率直に意見を交換しながら、共に病院経営をしていくということが必要だと思っております。そういった意味におきまして、私が町長に就任してから、個別の医師と2回ずつお会いをしながら、医師の待遇、それから町国保病院全体の在り方、そしてサービス向上につながる方策等々の部分を医師から情報を入手しております。先日、議会のほうからも報告書が出てございますので、そちらとも参照しながら、また、病院関係者と協議をしながら、さらには関係機関等の御意見、そして一番大事なのは、利用者の皆さん方の御意見を聞きながら、最終的に判断をしてまいりたいと思っておりますが、いずれにつきましても、医師の待遇改善につきましては、本人の意向に添った形で今進めているというところでございます。

また、さらに付け加えれば、私は、やはり給与等の待遇も総体的にひっくるめ、適正な評価が必要かと思っております。これは一般行政職もそうでございますが、医療職におかれましても適正な評価をして、それに対する給与の在り方、そしてその評価に基づく給与の格付、そういうことを今後していかなければならないと思っておりますし、時代の流れだと思っております。

以上申し上げ、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1番項、再質問でございます。

ただいま町長の御答弁から、医師の待遇、給与面でございますが、ほかより少し上のほうというような御答弁でございましたが、こちら令和2年4月20日の病院特別委員会において、院長は、医師の給与水準ですが、他市町村より安いといい人材は得られませんし、安過ぎると医師が流出しますので、そういうことは避けなければなりませんので、基本的には、一定の相場というのが管内でありますと、当院は、十勝の相場並みと理解していますというような御答弁がありましたので、こちらの、ほかより少し上のほうという町長の御認識と、実際に現場で従事されている院長の御認識というのはちょっと異なるのかなというふうに感じたところでございます。これ昨年4月のものですから、そう古いものではございませんので、小さなことかもしれないのですが、町長が就任されてから、医師等とも折衝されているという中で、こうした小さな認

識の違いみたいなものが、ひずみとといいますか、何か見解違いみたいなものから、よくない方向につながっていったりということもあると思いますので、給与面についての御認識等についても、改めて医師等と確認をするとともに、また、管内や道内、全国的な水準等とも比較して、改めて検討していく必要があるのかなというふうに感じたところでございます。この御認識違いについては、どのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 先ほど私が述べたとおり、給与全体について、多少上位という表現をさせていただきました。院長が、いい人材は、一定の相場云々ということで、地域の平均ぐらいたらうという言葉があったということをお聞きしてございますが、まさしく私と院長の言葉に余り差異はないものかなと思ってございます。多少上位ということで私は捉えていますので、かなり上位とか、下回っているとか、そういうことは私は捉えてございませんので、院長の見解と何ら差異はないものと思ってございます。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは1番項を終わりますして、2番項に移らせていただきます。

御答弁いただいた中で、でございますが、いわゆる直営堅持の考え方についてでございますが、もろもろの改善等について、既に取り組んでいるというような御答弁と、直営でもできると、十分に取り組んでいけるというような御答弁でございましたが、いわゆる広尾町の独立行政法人化している事例をお話しさせていただきますと、こちら広尾の病院は独法化によって一番変わったところは、職員等の意識改革だということでございます。これは、院長もそのように御答弁してございましたし、報道等でも私も見受けているところでございます。また、関係者からそのようなお話もお伺いしてございます。

また、併せて意識改革がなされて、3割以上の収益改善ができたというようなところもございますし、医師の確保等によって診療科が増えたりとかして、患者の満足度も向上しているところでございます。職員の意識改革がなされて、収益改善ができて、患者の満足度が向上すると、この3点だけ取ってみても、よいことづくめであると。当然報道ですから、中が見えない事情等について全て把握できるとは思っておりませんが、少なくともいい方向に向いていっているのではないのかなというふうに感じるところでございます。

既に取り組まれているとか、直営で十分に取り組んでいけるということでございますけれども、少なくとも今の場所で平成10年に開院して、これまでの間、やはり収支の状態、あとは、先だって病院特別委員会のほうから報告書も上がってございます。そのアンケートの中を読み解いても、やはり病院の現在の環境というもの、労働環境とか

人間関係とか、そういったものについても、やはり一定の疑問というか不安というか、そういったものを持たれている職員というものも、やはりいらっしゃるところでございます。

こちら、町長に代わられて、医師との折衝もされているというところでございますが、御答弁からすると、これまでどおり直営堅持の方針で、これまでどおりの経営、運営というものをやっていって、改善、改革というものがなせるというふうに断言できるというふうに受け取ってよろしいのかどうか、お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 2時30分 休憩

午後 2時40分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

松本病院事務長。

○国保病院事務長（松本秀規） お答えいたします。

広尾という、管内近くにとっても参考になる病院がもう既にあるという状況で、当院を運営しているわけですが、さきの答弁で、独法化しなければならないことはなくというような発言もしましたが、現時点で、広尾と同様にうちの病院でもやっていることとしましては、地域包括ケア病床の導入あるいは地域連携室の導入による他院との連絡調整という部分で先行してやっている。ある程度の成果は得ているというふうに捉えております。

また、先ほど議員おっしゃったように、職員の意識改革という点では、確かにうちはまだ後れているのかという部分の認識はございます。あらゆる場面において、職員の接遇という部分での指摘を多くいただいているところですので、そういった部分においては、広尾の取組等々を参考にしながら、自ら考えて行動するような形の接遇改善、意識改革を進めていけるような取組を今後進めていかなければならないのかなというふうに考えております。

また、私のほうで広尾の財務状況等々、決算状況等々も参考にさせていただいたので、そういった中では当院と大きく違うところでは、材料費の調達に係る費用がかなりの差があるという部分が分かりましたので、そういった部分での調達方法のノウハウを広尾ですとか、あるいは帯広方面の民間、大きなところを参考にしながら今後取り組んでいかなければならないのかなというふうに思っております。

そういった取組を直営のまま継続していって、今のところは、ある程度の改善が進むのではないかと考えておりますし、数年後の結果の状況によっては、またそこで直営の形態でそのまま行くのか、あるいは別な形態による運営を検討するのかというところを考えていかなければならないのかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 2番項につきまして再質問を行ないます。

ただいま広尾町の事例について御答弁をいただいたところでございますが、うち材料費の調達についてでございますけれども、これはやはり、いわゆる母体の大きな病院だからできる、いわゆる一括購入等によって安価に抑えることができるというものでございまして、別に何の難しいからくりもないという中で、これを本町においてなし得るとした場合、規模は変わらないわけですから、例えば他の病院と連携を取るとかということ以外にはないのかなというふうに考えるところでございます。

やはり一番、公立・公的病院につきましては、赤字体質であるというものについては、ある種致し方ないという部分もございまして、また、本町においては、現行におきまして、24時間の救急体制、いわゆる不採算部門、これも担っているというところでございます。しかるに、救急部門、不採算部門を担うことによって受け取れている交付金措置等もあるわけでございますから、必ずしも救急体制が丸々大赤字部門だというような認識も、具体的な検証等ができていらっしゃるのかどうか分かりませんので、どういふふうに評価していいのかなというところではあります。

当然直営でも取り組んでいける、それは理論上はそうだと思うのですが、では、実態はどうなのだというお話だと思うのです。これまで、佐々木町長は今年就任されてですから、これまでの部分につきまして、佐々木町長に責任が及ぶというふうには考えてございませぬが、現在の経営形態、直営の中でも地方公営企業法等の一部適用という部分でございますから、当然設置の責任者等は町長にありますと。その責任はありますありますと言いながらも、では、町長が、佐々木町長という意味ではないですよ、町長というような立場、首長という立場の方がどうやってその責任を取ってくれるのだというお話だと思うのです。これまで何年間にもわたって直営の形態を続けて、結果が出なかった。

それで、ここに来て医師の離職が相次いでいるという中で、先ほど述べたように、管内にいわゆる好事例として運営、経営ができている広尾町の独立行政法人化というものがある中で、なぜこれについて、もっとしっかりとした調査、研究を進めて、かじ切りをしていこうというふうに意識が働かないのか、私は甚だ疑問なのです。どちらかというところ、これは私の憶測なのかもしれませんが、そうした独法化にかじ切りをすることによって、独法化及び公設民営とか、その他、直営から離れるという運営形態になることによって、例えば職員等のいわゆる人事権等も、事業管理者を設置することによって、人事や予算も、例えば地方公営企業法も今から変わって全部適用に変えたりとかというものも含めてでございますけれども、人事権とか予算権というものも首長から独立していくとか、そういったことによって、公務員としての立場が危うくなるとか、給与が下がるのではないかなというふうな懸念等があるのも一定の理解はできるところであります。

しかし、先ほど述べたように、広尾町の好事例の中では、3割の収支改善ができた。いわゆる人事面とか予算面とか、組織の体制に対する権限、管理事業者等がいることによって経営責任というものが明確になるわけですから、下がるだけではなくて、当然収支含めて改善がなされたときには、それに伴った柔軟な評価体制というものもできるわけですから、当然上がるというような見込みも十分にあるわけですし、やるからには、やはりそうしたところを目指していく必要があるというふうに考えるところなのです。

どうしても病院の運営、経営につきますと、収支の部分だけが取り沙汰される、クローズアップされるところでございますが、私のみならず町民の少なくない方々がそのような認識を持っているのではないかと私は考えるところでございますし、病院の接遇というようなお言葉もございましたが、やはり医療サービス、町民に対する接遇、そういったものを含めて、あとは、働く方々の環境というものが、もはや研修等とかで何とかなるレベルなのかと、これは私の認識だけではなくて、担当からもそうした御答弁をいただいたことが過去にございますし、特別委員会の報告書に添付されているアンケートの中では、例えば、あなたは患者として、あなたの病院を利用したいと思いますか、というものにつきましては48%、全く思わない、余り思わないという方々を含めて48%、どちらとも言えないという方が23%で、合計すると71%と。僕は、これは病院にかかわらずでございますけれども、自分の病院でどういうサービスを提供しているか、自分の働く職場でどういうサービスを施しているかということを知っている方々が、このような評価をするというのは、かなり僕は致命的ではないかなというふうに考えるところでございます。

また、その他の部分でございますけれども、働くに当たって精神的な不安を感じることなく仕事できていますか、というものにつきましても、全くできない、余りできないという方が47%、どちらとも言えないが33%で、合計80%であると。また、上司に対する信頼、あなたはあなたの上司を信頼できますか、という点につきましても、全く思わない、余り思わないが24%で、どちらとも言えないが26%で、合計50%に及んでいると。

しかし、反面でございますが、あなたは今の仕事にやりがいを感じていますか、という点につきまして、こちら、そう思う、やや思うが49%で、どちらとも言えないが26%、合計75%のこうした一定のやりがいというものを感じている職員もやっぱりいらっしゃるわけですから、今、町財政もとても厳しい中において、早い段階での決断とか、かじ切りということをしていく必要性というのがあるというふうに考えるところでございますが、その辺につきまして、改めて御認識、なぜ直営というものにこだわっていかれるのか、改めてお伺いをいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をいたします。

まず、アンケートの件でございます。このアンケートの内容につきましては、特別委員会のほうでアンケートをしたということございまして、その結果がクロス集計されたかどうか、そこまでは承知してございませんが、そういう声があるということは事実だということで捉えているところでございます。

先ほど来、広尾の例を取り上げていろいろ御指摘がございました。私も何の根拠もなく直営を堅持するということではございません。やはり議員もおっしゃったとおり、不採算ながらも公立病院としてやらなければならない、そういう医療、診療体制はあります。そういった中で、町民の皆さんが望む、そして要望している、そういう実態を見ると、やはりここは公立病院で、国保病院で運営をしていくべきだろうということで私は現在思っているところでございます。

広尾におきましても、今、好事例はいろいろ議員がおっしゃってございました。ただ、まだ2年目でございます。一、二年で病院経営が、全てがどうのこうのということで評価できるものではないと私は思っておりますし、また、町国保病院に働く職員におきましても、様々な意見、そして要望はあろうと思っておりますが、一概に自らの身分の保障とか、そういった部分で職員の方々から病院の在り方について、公立病院でなければ困るよといった話も私の耳には一切届いてございません。

今まで町立病院、本別国保病院は、確かに収支の面からいいますと赤字が出ております。しかしながら、毎年度、その年度年度の赤字的部分を補填した形で国保病院会計に繰出しをし、国保病院側がそれを繰入れをしながら経営をしてきた経緯がございます。

今後におきましても、国保病院が黒字にすぐに転換できると、そうは私は思っておりません。議員おっしゃるとおり、国保病院、公設であるがゆえに、国税、それからこの間も、特別交付金が12月3日現在で決定されましたが、そこにおきましても、本町におきましては、かなりの増加額が見えたところでございますが、これもやはり国保病院の経営状況、それから運営の方法等々に基づいて、たしか3,900万円程度、町に特別交付税として入ってきたということでもありますので、大幅な赤字、そういうところで私は考えておりませんので。

ただ、私は常日頃言っていますが、サービス向上は一番先にやるべきことだろうと思っております。患者が気持ちよく診療を受けられ、そして気持ちよく治られて日常生活に戻る、そういったことが一番であろうかと思っておりますし、そういうところから病院経営の改善を図ってまいりたいと思っております。病院経営改善につきましては様々なやり方があると思っております。給料の面、待遇の面、環境整備の面、医療機器の備品等の購入代金等々ございますので、それらを一体化して検討し、経営改善を今後も図ってまいりたいと思っております。

そういった意味で、国保病院につきましては、公設で今後運営をしてまいりたいということでもあります。

以上、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは2問目終わりました、3問目に移ります。

それでは福祉灯油制度の拡充、燃料費高騰に町独自の対策を。

灯油を初め、燃料価格が高止まりし、家計や中小零細事業所、農家等には大きな負担となっている。生活保護世帯などに対し、福祉灯油事業が実施されることが議決されたが、燃料価格の先行きが見通せず、さらなる対策を必要とする現況であるが、事実と所信をたずぬ。

1番項、生活保護世帯や一定の収入額以下の500世帯に対し、1万5,000円分の商品券を支給する福祉灯油事業が実施されることとなったが、特にも高齢者世帯はコロナ禍における外出自粛等で在宅時間が長くなり、伴って燃料費の負担が増え、家計を圧迫している。コロナ対策のために活用できる臨時交付金等を財源とし、対象を現在の500世帯から一定の高齢者世帯等まで拡充することが必要であるが、事実と見解を伺う。

2番項、燃料費の高騰は一般家計のみならず、商店街を含む中小零細事業所や農家を直撃している。冬本番に向けて、事業所の暖房費や車両、重機の燃料費などが経営の多大な負担となっている現況下、政府の対策も実効性に乏しく、効果を楽しんでいるとは言えないため、燃料価格の推移を注視しながら町独自の対策を講ずる必要性があるが、事実と見解を伺う。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 梅村議員の福祉灯油制度の拡充、燃料費高騰に町独自の対策を、について答弁いたします。

1点目の高齢者世帯等への拡充についてであります。本日より始まりました今年度の福祉灯油等事業につきましては、令和3年度本別町福祉灯油等事業実施要綱を定め、実施しているところでありますが、この実施要綱につきましては、11月1日現在において、経済産業省北海道経済産業局が示す灯油価格を参考に内容を検討してきたものでありまして、これまでどおり高齢者のみならず、一定の収入額以下の全世帯を対象とするものとしております。

また、御質問にもあるとおり、コロナ禍における外出自粛等で在宅期間が長くなり、燃料費の負担が家計を圧迫するなどといったことを踏まえ、これまで1万円分の支給だったものを今年度は1万5,000円に拡充させていただいたところであります。

したがいまして、現時点におきまして、さらなる拡充という考えは持っておりませんので、御理解を賜りますようお願いいたします。

次に、2点目の燃料費の高騰に町独自の対策を、との御質問についてであります。御質問にもあるように燃料費の高騰は、一般家庭はもとより、様々な産業や事業活動に影響を及ぼしていると認識しているところであります。業種や業態によって、その影響度の違いはあると思われませんが、暖房費等の節約や工夫を行ないながら経費の圧縮に

努められているとお聞きもしております。

独自の対策ということにつきましては、一般の生活者対策と経済対策の双方を考慮しながら検討することが必要と思いますし、今後の燃料価格の推移、動向を見ながら判断してまいりたいと考えております。

また、事業者の影響度合いなどについては、関係機関・団体とも連携を取りながら情報収集に努め、対応してまいりたいと存じますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは再質問をさせていただきます。

1番項につきましては、これ以上の拡充等についてはお考えがないということでしたので、現状の御認識等についてお伺いをいたすところでございます。

当然のことながら、先ほども述べたとおり、燃料費の負担に家計を圧迫されている高齢者世帯というものは決して少なくないというふうに考えるところでございます。自家用車を保有している方であれば、外出すればガソリン代がかさみますし、在宅していれば、燃料費としての灯油代も出ていってしまうと。これはもう出てもこもっても負担は増すばかりであるというところでございます。

コロナで外出が抑制されて、特に高齢者等には様々な問題と申しますか、そういったものが生じて、懸念されるところでございますが、そこに対して、さらには金銭的負担までのしかかると申すところであれば、これは大きな心のつかえ、重荷と申しますか、そういったものにもなり、精神的にも当然憂鬱になっていくところでございまして、ともすれば健康を害する遠因にもなりかねないものでございます。

現在の福祉灯油制度につきましては、これまでのものより拡充されて、1万円から1万5,000円というところの御答弁でございました。そちらについては承知も申すところでございますが、例えばこの対象となる方々が、前年度の収入を基にということでございますが、このコロナ禍でございますので、前年度については対象となり得なかったが、今年度に入って急遽、直近等も含めてでございますが、いわゆるこうした対象になり得るような現況下に陥ってしまったとか、そういったところも当然想定されるわけでございますし、そういったところから考えていくと、対象者の選定というものについても果たして十分なのかなと。私自身は十分とは言えなく、もう少し視野を広げて、違った視点からも見ていくべきではないのかなというところでございます。

そういったところから、もう少し柔軟な対応等が必要となるような現況下ではないのかなというふうに私自身は考えるところでございますし、既に燃料の高騰というものは数か月にもわたっているわけですから、既に支出が出てしまって困っている方々がいらっしゃるという中で、現況の御認識についてどのようなものをお持ちなのか、お伺いをいたすものでございます。

また、地方創生臨時交付金等の活用等を行なって、本町の福祉制度の事業も行なって

いるところでございますが、こちら、財源としてこの交付金等を使うということは常道でありまして、これは一例でございますけれども、乙部町では国道の通行止めの影響によって、住民や事業者の車のガソリン代の負担が増えていると。そうした支援の対策費に充てるためのふるさと納税サイトを立ち上げたというようなこともございます。これは当然、本町においては災害関連のことではございませんので、単に燃料費の高騰というような事情からはなじまないということは承知してございますけれども、本町においては、福祉でまちづくり宣言というものを掲げている我が町でございますので、そうした視点をもって財源確保や本町のPRというものの機会にしていく、ピンチはチャンスというようなことでございますけれども、こうした新しい視点等をもって、こうした難局を乗り越えて、高齢者を含めた町内の福祉に寄与していくというような風土づくりというものを考えるべきではないのかなというふうに考えるところでございますが、御見解や方針等についてお伺いをいたします。

2番項でございますが、当然商店街の事情といたしまして、築年数が経過した店舗が多くて、機密性が悪くて暖房効率が低いのだと、そういった事情から燃料代がかさんでいると。また、町内の建築・運送関係の事業者でございますけれども、毎月数百万円単位の燃料代を支出しており、前年比2割から3割増しの負担となっているところでございます。こちら、コロナ禍において困っている事業者というのはたくさんある中でも、飲食店等のように国や道からの公的な支援というものはなく、大きな経営負担となっているというような実情もございます。町内事業者を守るためには、飲食店を初めとした商店街はもとより、飲食店以外の事業者や建設・運送事業者に対しても目を向けて、耳を傾け、そして心を配り、そして事業者の皆さんには、この支援等をばねに成長してもらい、事業継続、発展をしていただく必要があるというふうに考えるところでございます。

そちらについて、先ほど燃料費等の推移を見て判断をされていくということでしたが、こちらの現状の認識について改めてお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 梅村議員の御質問に答弁させていただきます。

まず、認識であります。やはり議員おっしゃるとおり、燃料費、ガソリン、灯油、また電気代のほうも、原料の高騰の関係で上がってきているという状況で、家計を圧迫しているという認識であります。

また、前年度の収入を基に、非課税世帯ということですが、その他に、失業等で、特に町長が必要と認める世帯ということも要綱のほうにうたっております。そういった世帯は、お申し出により支給をする内容となっております。

以上です。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 事業者に係ります燃料高騰の影響といった部分の認識で

ございますが、私もいろいろなところに聞き取りをさせていただきましたが、やはり燃料が主となる輸送関係ですとか運送関係、こういった部分については影響が大きいと。あと、商店街関係等につきましては、やはり売場の大きな店舗、特に小売関係、こういった部分については、やはり燃料に係る維持費の割合が比較的高いといったようなところで、売り上げたとしても、燃料代が上がった部分が直接利益を食っているといえますか、減少させているといったような状況もお聞きしております。

また、土木関係等につきましては、ある程度の当然影響はあるのでしょうかけれども、土木、建築関係等につきましては、そんなに大きな影響はないというふうにお伺いしております。

ただ、今回の燃料高騰の部分、直接的な燃料高騰以外に、やはり資材ですとか原料、そういった部分の波及と申しますか、影響もあるということとお聞きしておりますので、そういった部分、災害的に燃料がさらにもっと上がるといったようなこととなれば、当然事業活動以外にも一般の生活者、そういった部分への対策も必要になってきますので、町としても全体的な対策を判断していく必要があるのかなと思っております。

以上です。

○3番（梅村智秀） 終わります。

○議長（高橋利勝） 次に、11番藤田直美議員。

○11番（藤田直美） 議長のお許しをいただきましたので、次の1問、3歳児健診で弱視の早期発見を、について質問させていただきます。

質問は、一問一答細目方式を採用させていただきます。

視力は3歳までに急速に発達し、発見や治療が遅れて、6歳から8歳を迎えてしまうと一生弱視になるおそれがあります。弱視の早期発見、早期治療のため、屈折異常検査の大切さを保護者に周知するとともに、見逃さないため、検査に必要な機器の導入をするべきです。

国は、平成29年4月通知の3歳児健康診査における視力検査の実施については、子どもの目の機能は生まれてから発達を続け、6歳までにほぼ完成しますが、3歳児健康診査において、強い屈折異常や斜視が見逃された場合に治療が遅れ、十分な視力が得られないことを指摘しています。

日本小児眼科学会では視力検査に加え、フォトスクリーナー等を用いた検査の機器の導入を推奨しています。ここで言うフォトスクリーナー等というのは、持ち運びができ、乳幼児から大人まで屈折検査が容易にできる、健診現場で使用し得る検査機器の総称を申しております。

①本町の3歳児健診における視力検査の方法は、ランドルト環、これは皆さん視力検査で経験があると思いますが、輪の一部が切れている形の図のことを言います。ランドルト環を用いたカードによる家庭での検査をお願いしていますが、検査ができない子どもへの対応を伺います。

②現在、操作が簡単で眼科医でなくても扱うことのできる簡易スキャナー、ここで言う簡易スキャナーは、最新の両目の開放型オートレフラクトメーター、スポットビジョンスクリーナーと呼ばれるものを指しております。簡易スキャナーという機器が開発され、判定の精度も高いとされています。3歳児健診に導入している自治体も増えていきます。本町にも導入するべきと思いますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 藤田議員の3歳児の健診での弱視の早期発見をについて答弁させていただきます。

1点目の、現在、3歳児健診での視力検査は、厚労省の乳幼児健康診査実施要綱に基づき、1次検査をアンケートによる質問と家庭での視力検査結果の確認を行ない、家庭で検査ができなかった場合は、健康診査会場で保健婦が再検査を実施し、結果に応じて眼科受診等の精密検査につなげています。

平成30年度から令和2年度までの過去3年間の実績といたしましては、3歳児健診における視力検査を113人実施し、精密検査対象となった幼児は3人です。内訳といたしましては、斜視2名、弱視1名となっております。いずれも健康診査後眼科を受診し、治療対象となり、適切な治療を受けておられます。

3歳児は、個々の発達に個人差が見られ、健診対象となる3歳ゼロか月から3歳2か月の時点では言語発達などの問題で、見えていても答えられない場合もあり、その場合は、3歳6か月時に成長・発達を見ながら再検査するようフォローすることとしています。また、早期発見、早期治療を行なうため、健康診査担当医の札幌医科大学小児科医とも協議をし、対応を行なっているところであります。

2点目の簡易スキャナーの導入についてであります。十勝総合振興局保健環境部、保健所のことでございます。を通じて、日本眼科医から資料提供を受け、十勝管内の各自治体において、現在、導入検討がなされておりますが、本町といたしましても、健康担当医の御意見を参考にさせていただくとともに、導入している自治体の成果などの情報収集や調査、研究を行ないながら、導入の検討をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 再質問させていただきます。

本町にも要検査となった子どもが3人いたということが分かっております。また、家庭での検査ができなかった場合、健診会場での保健師での再検査ということでしたが、この現状の検査で十分と感じられているのかという点を伺いたいと思います。

日本眼科学会によると、弱視の子どもは、もともと見えにくい状況が当たり前となっております。先ほど町長の答弁にもありました、大変検査が難しいということでもあります。眼科学会では3歳児健診で弱視の早期発見が必ずしもよい成果を上げていない

ことが危惧されております。

理由としては、視力が測れない児童がいる。先ほど意思表示ができないという部分であると思います。二つ目に、視力判定法に問題があるのではというふうなことも指摘されております。家庭や検査会場での検査の正確性の問題を指摘されております。また、この3歳児健診においては、私も3人子どもを育てておりますので、検査会場は経験しておりますけれども、大変にぎやかな活発な会場となっておりますので、この正確性というのは本当に低いのではないかなというふうに感じております。三つ目に、視力が良好な例の中にも比較的高度の遠視眼があることが考えられるということが挙げられております。このようなことから、家族も気づかない、アンケートでは視力異常を検査するのは限界があるというふうに感じております。

また、正確に視力を検査できなかった場合と測定不能の場合というのがあったかどうかというのをお聞きしたいのですが、健診会場での保健師の検査で全部賄えたのかという点と、そのような場合の、本当に検査ができない場合、障がいを持っている子どももいると思います。そのような場合はどのような対応をしたのかという点で伺いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の1問目の答弁をさせていただきます。

健康管理センターが行なっております3歳児健診では保護者の方に対しまして、測定の方法を細かく指示をする中で、チョウですとか魚ですとか小鳥、チューリップなどの絵を用いて測定をしています。見えるか見えないかの判断、何に見えるかというような形で判断をしています。それが一つになります。

また、お子さんに対してアンケートを、問診といいますか、項目を設けまして、目つきがおかしいですか、まぶしがったりしますか、目を細めて見たりしますか、物に近づいて見ますか、頭を傾けたり横目で見たりしますか、最後に、目について気になることがあればお書きくださいというような問診票をお配りいたしまして、これを3歳児健診のときに持ってきていただいております。その中で、不安があった方につきましては、お話を伺いながら眼科に引き継いでいるというような状況になります。

また、検査ができない方につきましては、答弁にもありましたけれども、3歳6か月健診といったところに、また再度検査のほうを勧めまして、診ている状況にあります。

健診会場につきましては、今お子さんの数も少なくなっているということもありますけれども、別室で静かな場所で行なっているというのが実態であります。また、障がいのあるお子さんにつきましては、健診医と相談しながら眼科を勧めているという状況にあります。

以上です。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） それでは眼科医に受診することを勧めているということでした

が、早期に眼科医を勧めることが重要であると私も思っております。先ほど本別町では、本別町のホームページにも掲載されていますが、日程と対象の子どもは、3歳から3歳3か月までの子どもが対象になっておりまして、そこで十分な計測ができない場合、また、不安がある場合は3歳6か月時にとということもおっしゃられておりましたが、3歳ゼロから4か月時のランドルト環を用いた視力検査の実施可能率というデータが出ておりまして、可能率は74%ということが報告されております。3歳6か月になると検査可能率は95%まで上がると言われております。3歳児健診で屈折検査を併用した調査では、統計を取っている県や市のデータでは、弱視の子は1.3%から1.6%いるというふう聞いております。

家庭での視力検査と健診時のアンケートのみの要医療、そこで判定された要医療となった子は0.3%であったとの報告もあり、発見されるべき多くの弱視の子どもを見逃しているという見解も出されております。

このデータから考えますと、3歳ゼロか月から4か月のランドルト環を用いた検査の中、問診も含めてですが、26%以上の子どもは正確に検査ができなかった、検査不可という認識になるとも考えられます。この健診時期を、不安な方が3歳6か月に相談に来るのではなくて、3歳6か月にして、家庭での視力検査の精度向上を進める必要があると思っておりますが、その点についての考えを伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 藤田議員の再質問にお答えいたします。

先ほどパーセンテージの数字も出されておりましたが、3人が見つかったということで、これまでの3年間の中でのパーセンテージでいいますと2.2%に当たるのかなというところであります。

あと、3歳児の健診ではなく、3歳6か月健診で実施すべきだというような御質問がありました。議員おっしゃるとおり、日本弱視学会の中での資料としましては、3歳6か月頃に行なうのが効果的というような資料も確かに出ています。しかしながら、先ほども申しました絵カード等で3歳児健診、またさらに3歳6か月健診で、心配な方等を実施することによって、先ほど議員おっしゃっている早期発見、早期治療といったものが可能になるかと思っております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） それでは2項目めの再質問をさせていただきます。

3歳児健康診査は、母子保健法で定められ、国が各自治体の実施を義務づけておりますが、その目的は、視覚・聴覚・運動発達等心身障がい、その他疾病及び異常を早期に発見し、適切な指導を行ない、心身障がいの進行を未然に防止するとあります。

一方で、実施内容は各自治体に任されています。そのため、視覚検査においても各自治体で検査項目や方法が統一されておらず、検査精度には全国的にばらつきがあるの

が現状であります。適切な時期に異常を発見して、特に小さなお子さんや障がいがあるお子さんでは上手にできないということが先ほども指摘しておりましたが、適切な時期に異常を発見し、早期に治療を開始する必要があります。

そこで、視力異常をより効率よく、見落としがないように検査するには、視力検査に加え、健診会場での屈折検査導入が有効とされ、先ほども申し上げましたが、日本小児科学会が推奨する検査機器のことですが、眼科精密検査で弱視と診断された子どもは、屈折検査では全例、弱視であったり乱視であったり、遠視、近視等ですが、検出できましたが、その中でも56.5%は家庭での視力検査で、見えていたと回答していて、家庭での視力検査のみでは、もちろん検査会場での検査だけでは見逃されてしまうという症例も報告されているところです。

さらに、対象児童全員に屈折検査を実施することで、これは群馬県で取り組んで、推奨されてきているところですが、全員に屈折検査を実施することで、不同視弱視の発見率が上がり、要精密検査における異常なし率が顕著に減少したという報告もされているところです。

先ほど御紹介しました、健診に眼科医、視能訓練士が参加しない場合、両目開放型オートレフラクトメーター、スポットビジョンスクリーナーが適していると言われていて、先日も帯広盲学校で体験会も行なわれ、普及してほしいという声も聞いております。鳥のさえずり音がして、きらきらとライトが点滅し、何かなと見ている間に判定ができ、生後6か月から、もちろん大人も判定が可能であります。数秒で両目の検査が終了するものなので、このスポットビジョンと言われるフォトスクリーナーの検査可能率は、障がい者であれば95%、その他は100%と報告がされております。もう既に各地でその研究も進んできているのかなという認識でおります。

また、この機器の価格は約120万円、国が半分を補助するものですので、約60万円となります。子どもの弱視早期発見の重要性については先ほど申し上げましたが、約60万円は決して高いものではないと思いますが、その点の御認識も伺いたと思います。

また、全国でも導入している自治体はまだ20%未満と大変少ないことも承知していますが、先ほど町長の御答弁にもありましたように、十勝管内でも検討している自治体、3歳児健診以外でも利用することも考えていると聞いております。様々な利用の可能性を検討して、本町でも遅れることなく早期に導入することが望ましいと思いますが、導入時期、利用の方法等など、お考えがありましたら見解を伺いたしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 再質問に答弁をさせていただきます。

私、先ほどの答弁で、簡易スキャナーにつきましては、導入の検討をしてまいるといふ答弁をしてございます。そのとおりに捉えていただければと思っているところですが、機器につきましては、1台100万円以上かかるということも十分承知して

ございます。また、厚労省で補助金制度創設の予定が2022年度、来年あるという情報も入手してございますので、それらを鑑みながら、簡易スキャナーの導入に向け、検討していきたいと思っております。時期につきましては、今後、予算化等もありますので、適切な時期に予算計上し、そして導入してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 大変前向きな御答弁をいただいたと思っております。

要精検時のフォローアップの精度向上も重要であると考えております。平成10年から、4年前に行なわれている日本眼科学会全国アンケートでも、未受診率というのが35%前後あるというふうに出ておまして、健診で異常を指摘されても眼科を受診しなければ弱視を見逃してしまいます。要検査となった場合、受診した後の確認などはされているのかどうかという点と、受診しなかった理由も、見え方がその後問題ないようだったから、仕事が忙しかったからなどの報告もされております。保護者に眼科受診の重要性を啓発する必要があると思っておりますが、その啓発について、今後の取組を伺いたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時36分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

藤田議員。

○11番（藤田直美） スキャナーを用いての検査の重要性は、十分に保護者の方へも周知し、眼科医への受診を勧めるべきだと思いますが、その点についての周知についてのお答えをいただきたいと思っております。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁させていただきます。

簡易スキャナーが導入された時点では、町民の皆様方に十分周知を図ってまいりたいと思っております。

以上であります。

○11番（藤田直美） 終わります。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 3時36分 休憩

午後 3時50分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番水谷令子議員。

○1番（水谷令子） 議長の許可をいただきましたので、通告しました2問の一般質問

を一問一答細目方式で行ないます。

コロナ禍での健康被害と人とのつながりについて。

コロナ禍で、自粛生活で外出する機会が減り、人との交流が減ることで身体活動が減り、孤立状態から認知機能が低下するなど、孤立が引き起こす健康被害が起こっています。コロナ禍の孤立対策として、地域社会とのつながりをつくることが必要と考えますが、見解を伺います。

1 項目め、10月の健康管理センターだよりでは高齢者フレイル予防のために、保健師、栄養士が自宅に訪問するとありましたが、これまでの経過を伺います。また、対象者のかかりつけ医の判断もあって訪問しているのか伺います。

2 項目め、健康増進のために教育委員会とコラボ事業として、ウォーキング&ランニングマップの作成を行なっていますが、どのように推進していくのか伺います。また、このような取組は今後も必要と考えますが、見解を伺います。

3 項目め、健康維持のために筋肉量を増やすための食事が大事だと考えます。朝の食事では20グラムのたんぱく質が必要ですが、日本人の取っている朝食では平均10グラムしか摂取できていないそうです。そこで、朝にたんぱく質を10グラム、今の食事にプラスして取ることが筋肉量を増やすことに非常に効果があるという調査があります。そこで、朝にたんぱく質を10グラムプラス取る。朝たん10グラムプラス運動の取組に必要と考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕）〔登壇〕 水谷議員のコロナ禍での健康被害と人とのつながりについて御答弁をさせていただきます。

御質問の1点目であります。高齢者のフレイル予防といたしましては、令和2年度から国の政策として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業を本町でも取り組んでおり、本町の後期高齢者の健康状態を分析し、優先して解決すべき課題を持つ高齢者に対して、保健師及び栄養士が家庭訪問や個別面談を行ない、個人の健康状態改善の支援を行なっております。

令和2年度の実績といたしましては、健診結果や医療情報から抽出した対象者164人に対して120件の家庭訪問を実施しており、今年度につきましては、コロナワクチン集団接種が終了した10月から、健康管理センター保健師及び栄養士で、対象者122人に対して訪問を開始しておりまして、現在66件の訪問を終えているところであります。

このほか、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査の結果、抽出された対象者につきましては、地域包括支援センターで訪問を実施しております。

御質問にあります、かかりつけ医との関わりについてであります。健診結果や医療情報に基づいた訪問であり、かかりつけ医からの訪問依頼がある場合としては、認知症や通院が滞った方の状況確認などとなっています。

2点目の教育委員会とのコラボ事業についてであります。本町の健康増進課題として、肥満と運動不足が挙げられ、かねてから教育委員会と協働して、運動教室や介護予防教室などで運動の指導やウォーキングマップを作成する取組を行っております。

昨年から新型コロナウイルス感染症の影響を受け、集団での教室活動ができないため、健診や訪問等の活動で、運動することの必要性を啓発しております。今後も関係課と協力して取り組み、進めていきたいと考えています。

3点目の健康維持のための筋肉量を増やす食事についてであります。議員おっしゃるとおり、健康のために筋肉量を維持、増加することは大事であると認識しております。特に高齢者は活動量や食事量の低下が原因で全身の筋肉が減少する場合があります。このため体重減少が見られる方や活動量の低下などの症状がある場合は、フレイル予防のためにたんぱく質摂取と運動などを推奨することとしています。

しかしながら、栄養指導は、個々の健康状態によっても違い、たんぱく質の摂取では腎臓の働きが低下している方は、体重に応じた1日の摂取量が厳しく制限されますし、他の疾患におきましても、食事量は、年齢、性別、活動量等々から一律ではなく、個別的なものであると捉えています。

本町の健康増進計画である健康ほんべつ21の中でも、食事に重点を置いて、1日3食の食事を取ることや、牛乳、大豆など良質のたんぱく質摂取も勧めており、健康管理センターだよりやパンフレットなどを作成して、町民の皆さんに周知を図ってきているところであります。

以上のことから、今後も健康で過ごすために、食事はもちろんのこと、運動を併せて行なうことで、町民の皆さんの健康増進活動を進めてまいりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） それでは1項目め、再質問をいたします。

今の町長の答弁において、122人の訪問対象者がおり、半分が終わっているという回答をいただきました。また、認知症や通院が滞っている人にとっては、地域包括センターからの訪問を受けるなども伺いました。

本別町ではどのぐらいの頻度で訪問したのかという点と、このコロナ禍において、保健師、栄養士の方が質問していると思うのですが、健康状態、生活習慣のアドバイスなどがあると思います。また、社会復帰への人とのつながりを促すこともしているかと思えます。この孤立という問題に対して、訪問した中にそういう方が本別ではいらっしゃったのかどうかお聞きする点と、孤立という病、孤立が引き起こす健康被害というものがあります。

統計上、千葉大学の予防医学センターによりますと、65歳以上の人の外出、ボランティア、サークルなど、活動頻度が減少した人のリスクとして、要支援、要介護が2倍、身体機能の低下が1.5倍、鬱になるなどが1.5倍のアップがあったという統計が、2

万3,000人を調査して起こった調査結果です。このことから、統計学的にも、誤差とは言えないほどの要介護認定を受ける危険性が、孤立によって起こっていることが分かると思うのですけれども、人々との交流が減ることによって心が沈んでしまったり、それによって何もしたくなくなって、そして御飯を食べられなくなる。この負の連鎖ですよね。こういうことが本別でも、訪問した方に起こっているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 4時03分 休憩

午後 4時07分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 水谷議員の再質問、1問目について答弁させていただきます。

先ほど答弁の中で、120名、120件の方々を対象に、66件の訪問を行なったということでお話をさせていただいております。この方々につきましては、今年3月までに年2回、10月から3月まで年2回の訪問を計画しております。この方々に対して、先ほど議員御質問の孤立化した方はいらっしゃいません。

また、包括支援センターの中で109人を、同じく対象者として挙げておりまして、このうち75人の訪問を行なっているところであります。こちらのほうにつきましても、孤立しているような状況の方はいらっしゃいません。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 今の回答で、全国的に孤立している方が多いというアンケートの中、本別町は大変人とのつながりができているのかなというふうにも感じました。

ただ、このコロナ禍の中、運動不足などによる食事の低下という点ではどうなのかという点を伺います。

また、食事の低下することによって、口のそしゃくが弱くなり、健康センターでも、このようにチラシですね、コロナ禍におけるチラシをつくっていますよね。これはとてもいいものだと思うのですけれども、お口の健康は健康寿命を延ばす鍵ということで、かむ力が弱るとどうなるか、かむ力が強いとどうなるのかというようなことも的確に書かれていますし、また、食事前のパタカラ体操ですか、このようなことも、あいうべ体操など、口を動かすということを推奨していると思うのですけれども、このような運動はどのようなときに行なっているのか、この推進状態、この点をお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 水谷議員の再質問についてお答えいたします。

どのような状況のときに行なっているのかということではありますが、ケーブルテレビを用いて実施をしたり、広報等でフレイル予防ということでの運動の大切さ、食事の大切さといったところを啓発、周知してきたところでもあります。

あと、各自治会の中でもそれぞれ活動もまた再開しておりまして、会食、お弁当持ち帰りに行なっているというような形ですとか、短期間で終了するような運動という形も徐々に出始めているというふうに聞いておるところでもあります。

議員おっしゃるとおり、食事、運動が大切でありまして、どちらかがおろそかになることによって、またそこで負の連鎖といったことが起きてきますので、そういった活動の中で、そのような現象が起きないような形で皆さんに協力をいただいているところでもあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） いろいろな活動がケーブルテレビを通したり、自治会を通してこれからも行なわれていくことが分かりました。

町長が先ほど言ったように、国が力を入れて取り組んでいるということをおっしゃっていましたが、これは、保健師、栄養士が訪問するということは、健康回復させる試みが必要であるという社会的処方、今、全国的に7か所でモデルとして行なっているそうですが、本別としてもそのことを考えて、人とのつながりを持っていくことの大切さを推進しているのかどうか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） こちらにつきましては、阿保議員の御質問でも答弁させていただいたのですが、保健と介護予防の一体化実施事業という形の中で、国の中で進めておりまして、後期高齢者の方への訪問を健康管理センター、また、包括支援センターで行なう形で、地域ネットワークと結びつけながら活動を展開しているものでもあります。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 次に、2項目めに行きます。

健康増進のための教育委員会とのコラボ事業において、ウォーキング&ランニングマップのコースを作成していると思います。肥満と運動不足という問題がある中、集団での運動ができない中、こういうようなことを推進していく必要がこれからあるということもおっしゃっていました。

これまでもケアセンターでは、教育委員会とライフキネティック講習会というものをスポーツ推進委員と一緒に行なっていると思います。このような取組が、やはりこれからの健康被害をなくしていく、健康増進のために必要な活動だと思えます。

また、スポーツ推進委員の吉田哲人さんが今、スポーツ推進委員として活躍していま

すが、元気チャンネルでユーチューブとして、哲人の部屋として、健康づくりの教室なども行なっていますが、この教室などを活用しているのかどうかということと。

それから、地域包括の連携協定企業の活用事業として、7月に大塚製薬との提携を結んでいます。また、10月には、北海道スカイアーススポーツとの活用事業を行なっていますが、これらにも参戦していく予定があるのかどうかお聞きいたします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩をいたします。

午後 4時14分 休憩

午後 4時17分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 水谷議員の質問に答弁させていただきます。

ランニングマップですとか推進委員とのコラボ事業についてでありますけれども、今、地域おこし協力隊が主になって行なっていただいている動画の活用ですとか、また、そういったコラボ事業の拡大、また、マップの更新ですとかにつきましては、今年度、準備等を今協議しているところでありますので、そういったことがまとまり次第、また協働しながら実施していきたいと思っております。

また、大塚製薬の関係では熱中症の関係で資材提供、または、そういった啓発活動の御協力をいただけるということでありまして、これにつきましても、今年度、準備をしながら次年度に向けて進めていきたいと考えております。

スカイアースの取組につきましても、スポーツ担当と協議をしながら、実施を進めていく予定となっております。

以上であります。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 次に、3項目めに行きます。

先ほど町長からの答弁で、筋肉量を増強するには食事が大変大事だというお答えをいただきました。実は、筋力量を驚異的に増強する魔法の言葉ということで、ある番組でやっていたのですね。その司会者の方がその番組において、これは魔法の言葉だと、今こそ朝たんだ。絶対人生を共にする言葉、自分をよくしてくれる言葉だということを言っていたのです。というのは、専門家ということで、分かると思うのですが、たんぱく質は血液にアミノ酸として取り込まれるのですが、そのアミノ酸が筋肉だけではなくて、臓器の細胞や免疫細胞、酵素やホルモンやエネルギーとして夜の間に使われるので、足りない分は筋肉から補うそうなのです。必然的に筋肉の量は朝起きるとみんな減っているのだということなのです。

このことは、朝の食事をたんぱく質20グラム取るということを目標として置くことが、これも実験した方がいるのです。その実験した方が5週間後に、朝、食べない若い方がいます。そういう方は20グラムではなく、まず10グラムからやってみると。

それだけでも5週間後に、年配の方もいました。それぞれの方が700グラムから、多い方は1キロ、みんな増えていたのです。ここにいらっしゃる、全人類の方が朝起きたら筋肉が落ちているということなのです。これが魔法の言葉だと。これを本別町でぜひ。

この番組ではどういうふうに推進したかといいますと、朝、たんぱく質を20グラム目指すために、朝たんカードというのを作ったのです。これは番組の中から見れるのですけれども、朝食に10グラム足してみようということで、うどんとかそばとか、一玉60グラムだったら何グラムのたんぱく質があるよとか、納豆30グラム、ミニパックだったら4グラムあるよとか、食パン1枚だったら60グラムだったら4グラムあるよというように、そのカードの中に絵と一緒にグラム数とたんぱく質のあれが書いてあるカードをそれぞれの方が用意して、簡単に20グラムまたは10グラムになるように自分で計算して5週間続けたというそういうものなのです。ぜひこれを本別町民に、筋肉増強のために、これは医者知らずというか、長寿で健康のまちづくりのために必要なものではないかなと思うので、ぜひ検討していただけないかと。そういう今後の方針があるかどうか、お伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 水谷議員の3問目の質問にお答えさせていただきます。

先ほど町長答弁の中でも申し上げましたとおり、町民の方にはいろいろな疾患の方がいらっしゃいまして、制限を受けている方もいらっしゃるのが事実であります。その中で、なかなか一律に実施するというのは非常に難しいことだと考えております。

町の保健活動としましては、栄養の相談、指導を行なう際の指針といたしまして、厚生労働省の日本人の食事摂取基準2020年版を参考にさせていただいております。これにつきましては、健康増進法の規定に基づきまして、健康の保持増進を図る上で摂取することが望ましいエネルギー及び栄養素の基準を厚生労働大臣が定めるものでありまして、5年ごとに改訂が行なわれております。この中で、50歳以上につきましては、細かな年齢区分により摂取基準が定められたほか、高齢者のフレイル予防の視点として、たんぱく質由来のエネルギーの割合も記録されております。保健師、栄養士もこうした情報を参考にしながら町民の皆様の健康相談に対応してまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） もちろん疾患を持っている方、それぞれの条件があると思います。ただ、これが魔法の言葉、全人類の方が朝起きたら筋肉量が落ちていて、たんぱく質を20グラム。1日で3食だとしたら60グラムなのですけれども、20グラム取ること、10グラム取ることにおいて全員が増えたというこの結果、魅力的だと思いませんか。この番組をちょっと見てみるとか、そういうような試み、本別独自の健康増進、筋

肉増進のヒントにしていだけないかなという切なる、健康を考える面で、長寿で健康である、このことが本別町が一番力を入れているところだと思うのです。もしこのことを考えていただける、これからあるか、ないか、そのことをお聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午後 4時26分 休憩

午後 4時26分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

水谷議員。

○1番（水谷令子） それでは一般質問2問目。

今こそ魅力あふれる本別公園の有効活用と環境整備を。

本別町総合計画では本別公園を観光振興の場として重点を置いています。本別公園の魅力については、以前にも述べたように、町民にとって市街地からとても近いところにあり、日々の暮らしの中で関わる身近な自然として親しまれています。町民の健康及び知的好奇心の向上に活用できると考えますが、見解を伺います。

1項目め、健康維持のために散策を楽しむ人、神居山、諏訪山、義経山トレッキングを楽しむ人が町外からも多くいます。健康増進のために本別公園版のウォーキング&ランニングマップの作成が必要と考えますが、見解を伺います。

2項目め、本別公園は体験学習の場として、町外から年に数校の小中学生が訪れる、知的好奇心及び芸術性向上を見出す場の宝庫として、存在感を高めています。AI、人工知能をはじめとする情報科学技術の急速な発展の中、自然を肌で直接感じる教育もまたとても大切だと考えますが、見解を伺います。

3項目め、静山研修センターは築40年ほどたっており、使用しなくなってからは約15年ほどたっています。公園の中にそのまま放置しておくことは、安全面と景観面からも問題があり、解体する必要があると考えますが、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 高橋教育長。

○教育長（高橋哲也）〔登壇〕 水谷議員の今こそ魅力あふれる本別公園の有効活用と環境整備を、について御答弁させていただきます。

まず、御質問の1点目、本別公園版、ウォーキング&ランニングマップの作成に関してですが、コロナ禍における運動不足の解消と、健康増進におけるきっかけづくりのため、1人でも取り組める運動の参考情報として、ウォーキング&ランニングマップと題し、令和2年度より、スポーツ推進委員、健康管理センター、教育委員会の三者が連携し、町内における、歩いたり走ったりするコースを御案内しております。このマップは、年1コースの発行を予定しており、コース設定は、スポーツ推進事業の中心的な役割を担っていただいておりますスポーツ推進委員の皆様に御協議をいただき、設定をしております。

第1弾については、コロナによる緊急事態宣言において中止となりました健康ス

スポーツ週間事業ほんべつ健康ウィークの開催告知と、町のホームページにおいて周知させていただき、現在、第2弾の発行について、スポーツ推進委員の方からいただいた意見を基に見直しを行なっております。

本別公園を含めたコースの設定については、スポーツ推進委員会議の中においても意見がございましたので、今後の会議において、次年度以降の発行に向けたコース設定をスポーツ推進委員の皆さんと随時協議する中で検討してまいりたいと考えております。

次に、2点目の本別公園を体験学習の場としての活用についての御質問であります。現在、本別公園には毎年スクールバスで町内外から、その正式な数は把握できないものの、少なくない学校の児童・生徒が訪れ、学習指導要領に定められている特別活動の一環で遠足を実施していると理解しております。

この特別活動の定義では集団行動を行なうことで、お互いの理解や連帯感を向上させることや、学校生活を離れて自然や文化、社会や歴史にじかに触れることを目的として実施することとなっております。

それぞれの学校が立地環境や時間裁量、目的を明確に持って実施している学校教育活動は、学校長の判断により実施されるものですから、教育課程としての今後の幅広い展開は限られるものと承知しております。

しかしながら、現在、教育委員会社会教育課では平成26年度から、自然と触れ合う体験活動を通して、地域の個性、文化、歴史への愛情を育むことを目的とした、ほんべつ学を年に数回開催しております。この事業はまさに地元の自然の宝庫である本別公園や、その近隣の山林を学習フィールドとして、過去7年間を振り返ってみますと、7度行なってきた経過もございますので、水谷議員がおっしゃるとおり、自然体験学習を実践できる絶好の環境であると理解しております。

次に、3点目の静山研修センターについての御質問ですが、研修センターは昭和54年1月から供用を開始し、平成18年度当初から今日に至るまで閉館となっております。この間、平成25年度に研修センターの利活用検討会議を立ち上げ、検討を重ねてきましたが、検討の結果、費用をかけずに現状のまま、当面、資料館の収蔵庫等で使用していくこと。将来的には更地にすることを視野に入れながら、土地の有効利用を検討するとの結論が出されております。

再び研修センターの在り方を検討する場として、在り方検討会議を設置いたしまして、これまで2回会議を開催しております。この目的は、さきに発足した利活用検討会議で出された土地の有効活用を最優先に検討するため、解体に向けた議論と、その先の在り方について議論を進めるためのものであります。その会議では解体に対して、有効な財源確保の情報交換と、解体後の有用な利用方法について議論しておりますが、さきの本別公園入り込み増に関する一般質問に、町長からの答弁にありまして、令和4年度から公園キャンプ場の整備計画に着手する予定であることから、この件につき

ましても、これを含めて検討を進めることが合理的であると考えておりますので、特段の御理解を賜りますようよろしくお願い申し上げます、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 1項目めの質問をいたします。

今、教育長から答弁がありましたように、コロナ禍における運動不足、健康維持のために年1回のコースを作成するのを目的に、第2弾目が終わり、これからは本別公園のコースを作成していく予定であるという答弁をいただきました。

この本別公園のコース作成に当たりまして、例えば本別公園の自然を生かした、親子連れが多いと思いますけれども、親子のコースだとか、ファミリーコース、例えば樹木を観察するコースだとか、神居山登山コース、または自然と歴史の魅力を満喫するコースなど幅広いコースを作成できるのではないかと思います、見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） お答えをさせていただきます。

水谷議員の今おっしゃるとおり、確かに本別公園の中ではコースにうってつけの、親子のコースだったりファミリーコースだったりということで、いろいろな形態が出されるようなコースも実際にございます。確かに、神居山へ登り、これまでもほんべつ学を使いつつ、句碑巡りをしたり、それから野鳥観察等もそれぞれ行なったりということも実際に行なっておりますので、いろいろなアイデアがたくさん出てくるものと思っております。そこを含めて、また推進委員の皆さんと御協議をしながら検討して、コース等も考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 2項目めの質問に行きます。

先ほど教育長からの返答で、本別公園は、今までほんべつ学を7年間行ない、自然学習のできる環境にふさわしい場所であるという返答をいただきました。まさに本別公園は、神居山、諏訪山、義経山に囲まれ、それぞれの山には、神居山のカムイ、アイヌ語で神様、神のいる山。諏訪山には諏訪神社、義経山には義経神社があり、弁慶洞、遊歩道など、四季折々の自然の美しさを感じられる場所です。

また、神居山の山頂の展望の雄大さは、西側には河岸段丘の地形が眺められ、本別町を一望できます。ここでは先人が開いたこの本別町の町を感じることができますし、また、空襲に遭い、戦禍の中、復興してきた本別町の歴史を感じることもできます。

また、展望台の東側には、今から500年前の地層がむき出しに見えて、この地層からタカハシホタテ、デスモスチルス、ヒゲクジラ、木石など化石が多く発見されています。この化石が多く発見されているこの現状は、滝川本別動物科学群と言われており、化石ファンにはとても有名な場所になってはいますが、残念ながら本別町の方は余り知らないのかなというふうにも思っています。

また、植物の種類も多く、300種類以上もあり、エゾムラサキツツジは絶滅危惧種にもなっています。貴重な花です。5月にはエゾムラサキや山桜が一斉に咲いて、本別公園が美しく広がります。遊歩道はミズナラが多い優占種の森で、ヨーロッパではミズナラが多い森はとても美しい森だと言われています。また、町の文化財であるヒカリゴケ、マメシジミが生息し、豊かな自然を活用した、肌で体験する学習と自然保護と生態を学ぶ、魅力ある場所であります。義経伝説にまつわる歴史ロマンもありますし、アイヌ伝説もあります。不思議な魅力を漂わせて人の心を和ませてくれます。子どもたちには生きた学習の場として伝えていく、成長には欠かせない大切なことだと考えています。

ただ、先ほども言ったように、毎年数校の学校が学習に来るのです。多いところでは1校が3年連続来たり、釧路の教育大の教授と一緒にサークルの学生が勉強しに来たり、とても町外の方々には利用されている場所ですが、なかなか本別の学校の生徒には利用されていないのが現状なのです。

そこで、民族郷土資料館には、発信していく学芸員が必要ではないかなというふうに考えています。この点について見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 阿部教育次長。

○教育次長（阿部秀幸） ただいまの御質問にお答えしたいと思います。

今、水谷議員がお話のあった本別公園においては、それぞれ町の指定文化財であったり、また、本別川流域に係る化石、それから地層であったり、それぞれ多くものがございますけれども、今おっしゃったとおり、こういったものを利用しながらでの観光の目玉の一つというか、こういったものを取り組みながら、それぞれ進めていくことがよいのではないかというふうに、お話を今承ったところでございます。

当然この部分では、これまでも森と川の舎の皆様の御協力をいただきながら、社会教育を含めて学習活動を行なってきているところでございますけれども、学校教育の中では当然条件に、時間数も含めて限定がございますので、その中で、とりあえず遠足という形で取り組んでいます。

あと、この部分について、広い意味で、例えば詳しい専門知識を持った方、今、学芸員というお話もちょっと出てまいりましたが、確かに森と川の舎の皆さんでは、専門知識の部分で難しい部分も含めてあるというふうにも、過去からお話も伺った経過がございますが、この部分については、私が今どうこうというお話もできませんけれども、いろいろな貴重資料をできれば守りながら、何らかの形で進めてまいりたいという意識は今お聞きいたしましたので、今後いろいろな意味での学習を含めて、学芸員の部分については別にさせていただきたいのですけれども、私のほうでは見解できませんが、いい取組となるように今後も検討させていただくということで、お願いしたいと思います。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） いま一度、歴史と文化、自然が融合する地、この本別町の特徴ある魅力を発信していく、これは本別町の活性化、まちづくりに不可欠だと考えます。

佐々木町長は教育長でもありました。町民の声、それから子育てをしている世代の親御さん、大変……

○議長（高橋利勝） 水谷議員、質問とは関係ありませんので。

○1番（水谷令子） はい、分かりました。

本別町の活性化、まちづくりに必要不可欠と考えます。もう一度見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 佐々木町長。

○町長（佐々木基裕） 答弁をさせていただきます。

学芸員の配置ということだろうと思いますが、まず、学芸員の配置につきましては、要件が三つほどあるのかなと思ってございます。1点目として、必須要件が高いのかどうか、これは多分高いのだろうと思いますが、2点目として人材確保、適材な人材がこの管内におられるのか、また、それを確保できるのか。そしてこれが最大の要件になるかと思いますが、予算措置はどうなのか。一旦採用しますと、それはずっと採用となりますので、その辺を十分検証しながら判断しなければならないと思っておりまして、いずれにいたしましても、まずは教育委員会の中で十分な論議が必要であると捉えておりまして、この後、教育委員会に指示を出し、論議を進めていただくということにしたいと思ってございます。

以上、答弁といたします。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 3項目めの質問に行きます。

先ほどの教育長の答弁から、新しい拠点としてのキャンプ場を考えているというようなお話が町長のほうからもありましたというお話がありましたけれども、例えば解体される場所は視野の片隅に入っているのかどうかお聞きするとともに、多機能施設がある本別公園の豊かな自然とともに、とても魅力があると思うのです。令和6年から7年までに、大きく遊具などもリニューアルしていくという町長の発言がありました。その点ではアスレチックの増設とか交通公園の整備とか、かぶと池のボート、宿泊施設、キャンプ場、義経の館など、多機能施設がある本別公園は、観光振興にとっても重要なポイントの場所だと思います。見解を伺います。

○議長（高橋利勝） 小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 本別公園の有効活用という部分になるかと思いますが、午前中からの一般質問の答弁にもさせていただきましたように、様々な施設が、今、議員おっしゃられたようにございます。そういった部分、特にキャンプ場の部分については、新たなエリアをつくっていくというような今、動きの想定の中で、当然園内の活用方法についてもこれから検討していくという状況となっておりますので、当然、

今、質問にありました元静山研修センターの跡地となろう部分につきましても、より円滑にといいますか、公園がしっかりとした、受け入れる、誘客する、そういう資源となり得るような形で考えていきたいと思っておりますので、今、キャンプ場あるいは静山研修センターの部分だけではございません。当然パークゴルフ場があったり、いろいろな平広場があったり、いろいろな施設がありますので、そういったものも含めまして、総合的に検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上です。

○議長（高橋利勝） 水谷議員。

○1番（水谷令子） 以上で終わります。

◎散会宣告

○議長（高橋利勝） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。

御苦労さまでした。

散会宣告（午後 4時51分）

令和3年本別町議会第4回定例会会議録（第3号）

令和3年12月15日（水曜日） 午前10時00分開会

○議事日程

- | | | |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 議案第70号 | 本別町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第71号 | 本別町立へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第72号 | 本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第73号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第74号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について |
| 日程第 6 | 議案第75号 | 本別町健康長寿のまちづくり条例の一部改正について |
| 日程第 7 | 議案第76号 | 十勝圏複合事務組合理約の一部変更について |
| 日程第 8 | 議案第77号 | 令和3年度本別町一般会計補正予算（第15回）について |
| 日程第 9 | 意見書案第9号 | 地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書 |
| 日程第10 | 意見書案第10号 | インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書 |
| 日程第11 | 意見書案第11号 | 選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書 |
| 日程第12 | | 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
（総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会） |
| 日程第13 | | 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
（閉会中の継続調査申出書） |

○会議に付した事件

- | | | |
|-------|--------|---|
| 日程第 1 | 議案第70号 | 本別町国民健康保険条例の一部改正について |
| 日程第 2 | 議案第71号 | 本別町立へき地保育所条例の一部改正について |
| 日程第 3 | 議案第72号 | 本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第73号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第74号 | 本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を |

		定める条例の一部改正について
日程第 6	議案第 75号	本別町健康長寿のまちづくり条例の一部改正について
日程第 7	議案第 76号	十勝圏複合事務組合規約の一部変更について
日程第 8	議案第 77号	令和3年度本別町一般会計補正予算(第15回)について
日程第 9	意見書案第9号	地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書
日程第 10	意見書案第10号	インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書
日程第 11	意見書案第11号	選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書
日程第 12		常任委員会の閉会中の所管事務調査の件 (総務常任委員会、産業厚生常任委員会、広報広聴常任委員会)
日程第 13		議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件 (閉会中の継続調査申出書)

○出席議員(11名)

議 長	12番	高 橋 利 勝	副議長	11番	藤 田 直 美
	1番	水 谷 令 子		2番	柏 崎 秀 行
	3番	梅 村 智 秀		4番	石 山 憲 司
	5番	篠 原 義 彦		7番	山 西 二三夫
	8番	黒 山 久 男		9番	方 川 一 郎
	10番	阿 保 静 夫			

○欠席議員(1名)

6番 大 住 啓 一

○説明のため出席した者の職氏名

町 長	佐々木 基 裕	副 町 長	村 本 信 幸
会 計 管 理 者	藤 野 和 幸	総 務 課 長	三 品 正 哉
農 林 課 長	篠 原 順 彦	保 健 福 祉 課 長	長 屋 和 幸
住 民 課 長	倉 崎 景 一	子 ども 未 来 課 長	大 橋 堅 次
建 設 水 道 課 長	坪 忠 男	企 画 振 興 課 長	小 川 芳 幸
老 人 ホ ー ム 所 長	前 佛 清 治	国 保 病 院 事 務 長	松 本 秀 規
総 務 課 主 幹	上 原 章 司	建 設 水 道 課 長 補 佐	小 出 勝 栄
総 務 課 主 査	石 川 雅 康	教 育 長	高 橋 哲 也
教 育 次 長	阿 部 秀 幸	社 会 教 育 課 長	千 代 孝 徳
農 委 事 務 局 長	高 橋 優	代 表 監 査 委 員	畑 山 一 洋

選管事務局長 三品 正 哉

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長 中川 雅 之

総務担当主査 越 後 忠

開議宣告（午前10時00分）

◎開議宣告

○議長（高橋利勝） これから、本日の会議を開きます。

ここで梅村智秀議員から、12月7日の本会議における発言において、会議規則第64条の規定により、認定第9号令和2年度本別町国民健康保険病院企業会計決算認定についての反対討論の発言の一部を訂正したい旨の発言訂正申出書の提出があり、議長においてこれを許可しました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

◎日程第1 議案第70号

○議長（高橋利勝） 日程第1 議案第70号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 議案第70号本別町国民健康保険条例の一部改正について、提案理由を説明申し上げます。

今回の改正は、産科医療補償制度の改正により掛金が令和4年1月1日より1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることにより、少子化対策としてその掛金相当額が加算されている出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持するため、健康保険法施行令、大正15年勅令第243号で定める出産一時金が40万4,000円から40万8,000円に改正されることに伴い条例改正を行なうものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略します。

本別町国民健康保険条例の一部を改正する条例。

本別町国民健康保険条例（昭和34年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「404,000円」を「408,000円」に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、令和4年1月1日から施行する。

経過措置。

第2項、この条例の施行の日前に出産した被保険者に係る本別町国民健康保険条例第7条の規定による出産一時金の額については、なお従前の例による。

以上をもちまして、議案第70号本別町国民健康保険条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

阿保議員。

○10番（阿保静夫） 近年における出産に係る平均的な費用ってというのは、実態としてどの程度になっているのかということをご参考までに伺いたいたと思います。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前10時04分 休憩

午前10時07分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

倉崎住民課長。

○住民課長（倉崎景一） 結論を申し上げますと、保険者としては押さえておりませんが、42万円以上の場合は自己負担、被保険者の負担になります。42万円以内でも全額お支払いするということになります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行いません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第70号本別町国民健康保険条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第70号本別町国民健康保険条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第71号

○議長（高橋利勝） 日程第2 議案第71号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 議案第71号本別町立へき地保育所条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、本別町立へき地保育所の利用者負担額の算定における、多子計算、子どもの数の計算の要件について、北海道が行なう多子世帯の保育料軽減支援事業との整合性を図るため、所要の改正を行なうものであります。

現行の条例においては、備考中第7項において、最年長の子どもから順に2番目に年齢が高い児童について、利用者負担額を無料としています。

この改正により、2番目以降の児童についても、利用者負担額を無料とするため、改正を行なうものであります。

なお、この改正に伴い、利用者負担額が変更となる児童はありません。

それでは、改正条例を朗読し説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町立へき地保育所条例の一部を改正する条例。

本別町立へき地保育所条例(昭和40年条例第32号)の一部を次のように改正する。

別表備考第7項中「2番目に年齢が高い児童が第4条第1項第2号に規定する」を「数えて2人目以降の法第20条第1項の認定にかかる」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長(高橋利勝) これから質疑を行ないます。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第71号本別町立へき地保育所条例の一部改正についてを採決します。お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第71号本別町立へき地保育所条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第72号

○議長(高橋利勝) 日程第3 議案第72号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次) 提案理由の説明をいたします。

最初に、改正理由、改正概要を説明し、その後、改正条例を朗読させていただきます。

この条例は、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する内閣府

令が施行されたことを踏まえ、国の改正に準じて、関係する条例の改正を行なうものがあります。

本条例は、厚生省令家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準に基づき制定していることから、国の制度改正に合わせ、本町の条例につきましても同様に改正を行なうものであります。

今回の改正の目的は、都市において課題となっております待機児童の解消に向け、家庭的保育事業の設備及び運営に関する要件を緩和するものであります。

家庭的保育事業等とは、条例第2条の定義のとおり、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の4事業であり、原則、ゼロ歳から2歳までの幼児を保育し、その保育の終了後、満3歳以上の児童に対しては必要な教育・保育を継続的に提供するために、連携協力を行なう保育所、幼稚園またはこども園を適切に確保しなければならないとされております。

第6条に係る改正であります。

連携施設の確保が困難であって、家庭的保育事業者等が必要な支援を行なうことができると市町村が認めるときは、連携施設を確保しないことができるとされ、その経過措置が延長されます。また、企業主導型保育事業、地方自治体が運営費支援等を行なっている認可外保育施設も卒業後の受皿として確保できるものとされております。さらに、保育所型事業所内保育事業につきましても、定員が20人以上で保育士の配置等の基準が認可保育所等と同等であり、3歳児以上を受け入れている場合には、連携施設の確保を不要とするものであります。

第16条に係る改正であります。

食事の提供において、衛生面、栄養面、さらには児童のアレルギーなどを想定し、より安全性の高い食事の提供について、専門業者による外部搬入を認める改正であります。

第37条に係る改正。

居宅訪問型保育事業が提供する保育の規定であります。保護者に疾病や障がいがあり、養育困難度が高い場合に保育を可能にするものであります。

第45条に係る改正であります。

連携施設の特例について、連携施設の確保が困難な場合においても、自治体が認める保育施設へ優先的に利用調整にて入所させる改正であります。

49条に係る改正であります。

デジタル化の推進に伴う電磁的記録、デジタル方式での記録、電磁的方法、デジタル方式による同意の取得による対応も可能とする包括的な規定を追加するものであります。最後に附則第3項であります。

食事の提供の経過措置について、自園調理の特例を5年から10年に延長するものであります。

以上、改正点につきまして説明をいたしました。本町におきまして、現在、この条例の適用を受ける保育所等はございません。

それでは、改正条例を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省

略をさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) ただいま、柏崎議員から説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので、成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから質疑を行ないます。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第72号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第72号本別町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第4 議案第73号

○議長(高橋利勝) 日程第4 議案第73号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次) 議案第73号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

最初に、改正理由、改正概要を説明し、その後、改正条例を朗読させていただきます。

この条例は、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が施行されたことを踏まえ、本改正が利用者の利便性の向上や事業者の事業負担、業務負担の軽減につながる改正であることから、国の改正に準じて、関係する条例を改正するものであります。

今回の改正は、特定地域型保育事業の連携施設に係る確保義務の緩和及び昨今のデジタル化の推進に伴い、子ども・子育て支援新制度において、保育所等の事業者等が作成、保存等を行なうものや、保育所等と保護者との間の手続き等に関するもので、書面等によることが規定又は想定されているものについて、電磁的方法による対応も可能である旨の包括的な規定を追加するものであります。

なお、この条例の適用を受ける本町の特定教育・保育施設は、認定こども園ほんべつ並びに町立へき地保育所の2か所ではありますが、特定地域型保育事業を行なっている事業者はありません。

条例42条に係る改正であります。

特定地域型保育事業については、3歳以降の子どもについて必要な教育・保育が継続的に提供されるよう認定こども園、幼稚園または保育所等の連携施設を確保しなければならないとされておりますが、この連携施設の確保義務を緩和する内容の改正であります。

53条に係る改正であります。

デジタル化の推進に伴う、電磁的記録、デジタル方式での記録のこと、電磁的方法、デジタル方式による同意の取得による対応も可能とする包括的な規定を追加するものであります。

それでは、改正条例を朗読し、説明とさせていただきます、なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

(「説明省略」と呼ぶ者あり)

(「賛成」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) ただいま、柏崎議員から説明を省略することの動議が提出されました。

この動議は賛成者がありますので、成立しました。

説明を省略することの動議を採決します。

この動議のとおり、説明省略することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、説明を省略することの動議は可決されました。

これから質疑を行ないます。

ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第73号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議案第73号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第5 議案第74号

○議長(高橋利勝) 日程第5 議案第74号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長(大橋堅次) 議案第74号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正について、提案理由の説明をいたします。

この条例は、本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額の算定における、多子計算、子どもの数の計算の要件について、北海道が行なう多子世帯の保育料軽減支援事業との整合性を図るため、所要の改正を行なうものであります。

現行の条例においては、備考中第7項において、最年長の子どもから順に2番目に年齢が高い児童について、利用者負担額を無料としています。

この改正により、2番目以降の児童についても、利用者負担額を無料とするための改正であります。

なお、この改正に伴い、利用者負担額が変更となる児童はおりません。

それでは、改正条例を朗読し、説明とさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例。

本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基

準並びに利用者負担額を定める条例（平成27年条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表備考第7項中「2番目に年齢が高い」を「数えて2人目以降の」に改める。

附則。

この条例は、公布の日から施行する。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第74号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第74号本別町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育の必要性の認定に関する基準並びに利用者負担額を定める条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議案第75号

○議長（高橋利勝） 日程第6 議案第75号本別町健康長寿のまちづくり条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

長屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（長屋和幸） 議案第75号本別町健康長寿のまちづくり条例の一部改正につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、委員の任期を関係する各福祉計画の計画期間に合わせるため、条例改正をする必要が生じたことから提案するものです。

それでは、条例の案文を朗読し、提案とさせていただきます。

なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

本別町健康長寿のまちづくり条例の一部を改正する条例。

本別町健康長寿のまちづくり条例（平成13年条例第8号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中、2年を3年に改める。

附則。

施行期日。

第1項、この条例は、公布の日から施行する。

新条例による委員の任期。

第2項、この条例施行の際、現にこの条例による改定前の本別町健康長寿のまちづくり条例の規定に基づく委員である者は、この条例による改正後の本別町健康長寿のまちづくり条例の規定による任期の残任期間とみなす。

以上、議案第75号本別町健康長寿のまちづくり条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第75号本別町健康長寿のまちづくり条例の一部改正についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第75号本別町健康長寿のまちづくり条例の一部改正については、原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第76号

○議長（高橋利勝） 日程第7 議案第76号十勝圏複合事務組合規約の一部変更についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

小川企画振興課長。

○企画振興課長（小川芳幸） 議案第76号十勝圏複合事務組合規約の一部変更について、提案理由の説明を申し上げます。

十勝圏複合事務組合は、十勝管内19市町村で構成される一部事務組合であります、

組合で共同処理しておりますごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務について、令和4年4月1日から幕別町忠類地区が加わるため、十勝圏複合事務組合の規約の変更の必要が生じてまいりました。これに伴い、地方自治法第290条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものです。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略させていただきます。

十勝圏複合事務組合規約の一部を改正する規約。

十勝圏複合事務組合規約の一部を次のように改正する。

第3条の表6、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務の項中、旧忠類村地域は除く、を削る。

附則。

この規約は令和4年4月1日から施行する。

以上、議案第76号十勝圏複合事務組合規約の一部変更について、提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第76号十勝圏複合事務組合規約の一部変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第76号十勝圏複合事務組合規約の一部変更については、原案のとおり可決されました。

◎日程第8 議案第77号

○議長（高橋利勝） 日程第8 議案第77号令和3年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉） 議案第77号令和3年度本別町一般会計補正予算（第15回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正につきましては、12月7日に議決をいただきました、令和3年度子育て世帯への臨時特別給付金事業における追加の補正で、当初5万円の現金給付を予定しておりましたが、昨日出されました、地域の実情に応じて10万円を年内に一括支給することも選択肢に加えるとの政府指針を受け、本町におきましても、給付金の趣旨であります新型コロナウイルス感染症の長期化による影響が様々な人に及ぶ中、子どもたちを力強く支援するため、10万円の現金一括給付を行なうものであります。

予算書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,753万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ73億8,662万2,000円とする内容であります。

それでは、歳出から事項別明細書により御説明をいたします。

3ページ、4ページをお開きください。

下段の2、歳出であります。3款民生費、3項児童福祉費、1目児童福祉総務費、11節役務費3万円の増額補正、その下、18節負担金補助及び交付金、子育て世帯への臨時特別給付金補助金3,750万円の増額補正は、国が進めます令和3年度子育て世帯等臨時特別支援事業、子育て世帯への臨時特別給付金の追加分であり、当初同様に750人分を計上しております。

以上で歳出を終わりました。上段の1、歳入であります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、2目民生費国庫補助金、3節児童福祉費補助金中、子育て世帯への臨時特別給付金給付事務費補助金3万円の増額補正及び、子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金3,750万円の増額補正は、歳出で説明いたしました子育て世帯への臨時特別交付金事業に対するものであります。

以上、令和3年度本別町一般会計補正予算（第15回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

柏崎議員。

○2番（柏崎秀行） ただいま総務課長のほうから、力強く支援するという説明がありました。全く結構なことだと思っております。2点、お伺いしたいと思います。

1点目です。年齢の関係です。まずゼロ歳から18歳までとなっていると思いますが、その詳細、18歳はいつまでなのか、ゼロ歳はいつからなのかということをお聞きしたいと思います。

もう1点です。所得制限撤廃についてどういった議論があったのか、お聞きしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 大橋子ども未来課長。

○子ども未来課長（大橋堅次） 2点質問いただきました。

1点目であります。年齢のゼロ歳から18歳ということなんですけども、今回の1番

最初に来た要綱であります。9月30日を基準日とし、9月30日の基準日において10月に児童手当がもらえてる子どもを対象にします。例えば11月、12月、1月、子ども生まれた分についても該当となります。3月31日まで、来年の3月31日まで生まれた子は対象です。それがゼロ歳です。18歳は高校までの児童になります、子どもになります。

2点目、所得制限の撤廃なんですけども、新聞報道等では一部の市町村で所得制限の撤廃をしておりますけども、本町の場合はまず先行給付っていう5万円で動いていましたので、その時点では当然国のルールに則りながら理事者とも協議をしております。当然そのときには所得制限を設けております。10万円以降になった後についても、新聞等で所得の制限がございます、それは要綱に基づいて、本別町としては所得制限を設けたままで今事務は進めております。以上であります。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第77号令和3年度本別町一般会計補正予算（第15回）についてを採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、議案第77号令和3年度本別町一般会計補正予算（第15回）については、原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

午前10時40分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第9 意見書案第9号

○議長（高橋利勝） 日程第9 意見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の

規定により提出いたします。

案文の読み上げをもって説明に代えさせていただきます。

地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書案。

北海道内では、定期的実施されている海洋観測モニタリングのデータや、ブリ、マンボウなど南方系魚種の回遊が多く見られていることから、海水温の上昇が、漁業に大きく影響を及ぼしているものと推察され、地球温暖化、海水温上昇の原因の究明が急務となっている。毎年、その被害状況は増しており、サケ、サンマ等が減少し長期的には、昆布の水揚げも激減してきている。

北海道を代表する秋サケも不漁に悩まされ続けている状況は、直接的に打撃を受けている漁業従事者のみならず、関連する水産加工業者への影響も含め、地域経済に大きなダメージを与え地域の活力を削ぎ、地域の衰退を招きかねない。

このことは、新型コロナウイルス感染症対策による飲食店での消費減退に伴う魚価安が、更に水産漁業者の不安を増幅させている。また、今年9月以降赤潮が発生し、ウニや秋サケ、ブリ、ツブ、シシヤモなどに被害が及び、大きな経済的損失を被るとともに、来年以降の漁に大きな不安を生じさせている。

よって国においては、次の措置を早急に講ずるよう強く要望する。

記。

- 1、カーボンニュートラルの実現を着実に進めようこと。
- 2、海水温上昇に伴う水産漁業等被害の実態調査を行なうこと。
- 3、被害対策の策定と支援を行なうこと。
- 4、長期的な水産振興策の策定と支援を行なうこと。
- 5、赤潮発生による被害対策と漁業支援及び地域支援を行なうこと。
- 6、コロナ禍において、飲食店自主規制により魚価安のダメージを受けている水産漁業関連、地域経済に対し、緊急の経済支援策を行なうこと。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、内閣官房長官、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、厚生労働大臣、環境大臣です。

皆様の、議員諸氏の御賛同のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは案文にございます1番項についてお伺いをいたします。

カーボンニュートラルの実現を着実に進めようこととの求めがございますが、このカーボンニュートラルの実現というものにつきましても、我々国民一人一人の取組というものが重要となってくるというふうに私自身は思慮するところでございます。国に求めていく以上は、当然のことながら我々自身もそこに努めていく責務というものが存在するというふうに考えるところでございますが、本別町議会においてそうした具体的な活動や情報共有等がなされていच्छるのか、これまでの取組や御認識についてお伺いを

いたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの質疑ですけれども、町議会でカーボンニュートラルどころかということと、この意見書とは直接的な関係はありませんけれども、せつかくの質疑ですので、カーボンニュートラルは炭素中立というふうに和訳されているものですが、温室効果ガス、二酸化炭素ですね、そういうものを排出量をできるだけ削減し、削減できなかった温室効果ガスを吸収し、また、除去することで実質ゼロにすることというのを目指しているのがいわゆるカーボンニュートラルの考え方、概念で、我々の周りには例えばプラ製品とか、それからいろんなカーボンニュートラルから言うとマイナスになる部分があるかと思っております。そういうようなことを議員としては当然意識しながらやるということについては何ら異議はないし、そのとおりだと思うんですが、この意見書は議員がどうかということではなくて、今実際に広尾沖とか白糠沖で起きているですね、赤潮被害などが、地球温暖化はその原因の一つが温室効果ガスと言われているので、その削減というようなことも必要だというような趣旨で、この1番目に書いてあるということです。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私がお伺いしてございますのはカーボンニュートラルの意味合いとかですね、そういったことについてはお伺いはしてございません。

本別町議会としてっていうのはなんか関係がないというような御趣旨の御答弁でございましたけれども、我々議会としても住民の代表としてここに立ち、その中でこれを国に対して求めていくっていうものでございますから、当然のことながら求める以上は自分たち自身もそういった取組を行ったり、意識を持っていくことっていうのは必要なことだとは思っているんです、私自身の考えとしては。そういったことも関係ないと、言うだけ言うってことには私はならないというふうに考えた上での質疑でございます。これ例えばでございますけれども、我々自身が議会や議員として取組を行っていたり、これを本町に対して何かかしらの提案をしたりですね、住民を巻き込んでの何かをしたりとかっていうこと、具体的なことがおありなのかっていうことを伺いしてございますが、私の認識と発議者の認識が違う、異なるっていうことでの理解でよろしいんでしょうかね、その議会議員としてもそうしたことに対して、発議する以上はそういった責務を有しているのではないかという見解からの質疑でございます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいま梅村議員がおっしゃったことは、全て我々議員も含めてですね、全町民含めて、国民、全世界の人に共通されることです。そのことについては何ら異論もないし、自分自身も含めてですけれども、例えばエコバックの使用とかそういうことは皆さんもやってらっしゃるというふうに思うので、そのことをこの意見書であえて書かなかったというか、意見書はあくまでも十勝沖含めてですね、データもいっぱいありますけれども、十勝沖含めた海水温の上昇がですね、漁業被害が非常に深刻だということで、それに対して記以降の6項目ですか、の実現を国に求めるというような中

身ですので、今梅村議員がおっしゃたようなことは今後違う形で、例えば議員協議会や議員同士の議論の中で確認をし、当然皆さんもやってらっしゃるという前提でものしゃべってますけども、よりそういうことを強化していく、あるいは我々の議員活動や一般質問の中でそういうことを進めていくってことは何らそのとおりだし、そのように進めていかなきゃならないと思っておりますが、そのことはそのとおりだと思いますけども、意見書ということと言うとそういうことを前提にももちろん考えてますが、あえて文章じゃなくて、先ほど言ったように直接の今赤潮被害を中心とした海水温上昇についての現状を明らかにしながらですね、国に対して対応を求めていくというような中身ですので、そのところは御理解を願いたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 私自身質疑の対象としているのは1番項のみであり、2番項から6番項までにつきまして何ら私異論を唱えるつもりもありませんし質疑の対象としてございません。そういった意味から質疑の中でこういう表現、不的確もわかりませんが、その他の部分につきまして私は異議を唱えるつもりは今の時点で有していないんですが、議員おっしゃるとおりそうしたことを前提としていると、カーボンニュートラルについての取組や意識の醸成等をしているよってということの前提の下だということでございますが、議員からも今お言葉であったのは具体例としてエコバックの使用っていうことだけであり、具体的だから、例えばですけどもペーパーレス化を進めていくですとか、勉強会を有するとか、議会議員として何らかの政策提案をするとか、住民に対してそういった啓蒙を行なっていくとか、そういったやっぱり議会としてあるべきそういった活動がなされているのかと、私自身はその事実の認識が持てていなかったもんですから、議員のおっしゃるその前提っていうものがなされていないのに、国に対して求めることだけを求めていくということであれば、私は如何なものかというふうに感じたところでございますので、その事実の確認を行なったまででございます。

改めてそうした事実、前提としてやってらっしゃること前提だということでございますので、そうしたことがあるのかどうかという点、事実の確認だけさせていただきます。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 繰り返しになりますが、この意見書の趣旨や提案内容の中で我々議員のそれぞれの活動、カーボンニュートラルに関するそれぞれの活動がどうなんだっていうことをいろいろ聴取したりまとめたりしてという経過はありません。それは私は今質疑を受けてるからお答えしておりますけども、その議論はこの直接意見書とはちょっと違うように私は思います。言っていることはそのとおりだし、別な機会、意見書とは違う機会議員同士でね、議論しなければならないことだということは間違いなくあると思います。エコバックを例に挙げましたけども、例えば節電の問題にしてもですね、我々の食生活の中でのいろんなエネルギーを使う電気とかそういう石油も含めてですね、いろんな使うっていう場面がある、そういうことについては別な議論で、そのことを否定するのではなくて、この意見書の議論としてはちょっと今お答えするっていうことにはならないなというふうに思ってますけども、いずれにしてもその議論が大切だという

ことは間違いありませんので、議員同士の中で今後ですね行なっていくべきだと思いますが、今私申し上げながらこれ意見書に対する説明なのかなと思いつつやっていますが、質疑されているので答えますけれども、意見書の内容のカーボンニュートラルという語句については先ほど説明したとおりだし、梅村議員にとっては当然当たり前のことだというふうに思っていると思いますので、そういう観点で意見書提出していたものですから、我々議員のカーボンニュートラルに対する取組や考え方を今ここで問われても、私はそれに答える立場にもないのかなと、言っていることは非常にそのとおりだとは思っていますので、今後ですね議員同士の議論の中で深めていければいいかなというふうに思っております。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、意見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第9号地球温暖化、海水温上昇に伴う水産漁業被害の解明と支援策を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第10 意見書案第3号

○議長（高橋利勝） 日程第10 意見書案第10号インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

阿保静夫議員、御登壇ください。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書案第10号インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。なお、説明は案文の朗読をもって代えさせていただきます。

インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書案。

新型コロナウイルス感染拡大の収束が見えない中、変異株オミクロンの発生など、国民生活、経済活動は甚大な被害を受け、深刻な状況が続いています。

このような経済状況のもと、2023年10月からの適格請求書等保存方式、インボイス制度の実施に向け、本年10月1日からインボイス発行事業者の登録申請が始まり

ました。

軽減税率導入で消費税制度が複雑化し、さらにインボイス制度の導入は、軽減税率対象品目を扱う事業者をはじめ、すべての事業者に事務負担の増加を強いるとともに、500万を超える消費税免税事業者が取引から排除されるおそれがあります。

また、中小、零細事業者、個人事業者にとって仕入れや経費に含まれる消費税を価格に転嫁することは困難な状況であり、特に国内産業における下請け構造では、下請け事業者が単価引き下げ競争に加え、さらなる税負担を強いられ、利益の減少や元請け事業者との取引停止により、廃業に追い込まれる可能性もあります。インボイス制度の導入は地域経済の衰退に拍車をかける恐れがあります。現在、多くの中小業者団体や日本税理士会連合会などがインボイス制度導入中止や見直し、延期を求めています。

よって政府および国会に対し、インボイス制度の導入中止または延期を強く求めます。以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

なお、提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、法務大臣以上です。

皆様の御賛同のほどよろしくお願ひします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） こちらインボイス制度の導入中止または延期を求めるってことでございますが、一方でこの制度の背景にあります、いわゆる免税事業者の益税逃れという点についてはどの様な見解の上での御提案なのかお伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） ただいまの質疑は、このインボイス制度を導入することによって免税事業者の益税逃れということの問題があるのではないかというような趣旨だというふうに思います。

提案しているのは、免税事業者というのは消費税の免税事業者ですね、申告を免除されているという状況ですし、消費税の課税取引が1,000万円以内の、わかりやすく言うと小さな事業者です。ですから意見書にあるとおり、見えない部分で言えば事務の負担、これは多くの場合はたぶん家族労働、あるいは少ない従業員の中からそういう担当を決めてやっているというようなことが多いし、農業者も、本町の農業者で言えばほぼほぼほとんど課税事業者だとは思いますがけれども、以前農業制度の関係でちょっと調査すると、やはり免税の農家もいらっしゃいました。私自身も非常に作柄が悪いときに課税業者だと思って申告したら、あんた免税業者だよってということがありました。そういう点では、免税業者は日頃の営業とか事務負担等で非常に負担が強いられているというふうに思っておりますし、益税逃れというような表現がありましたけれども、そのことは例えば納めるべき税金を納めていないという趣旨なんですか、私それはよくわからないんですけども、税申告できちんと自分の事業を計算をし、消費税の計算をし、その結果免税業者になることを国としても制度として認めてきているものですから、それが何かなんて言うんですか、そのことを裏にとって益税になるような場面があるのかどうなのか

私はちょっとわかりません。そういうことはないものという前提で意見書として提案をしたところですよ。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） この制度の背景には、全てじゃないでしょうけども益税逃れというものがあって、そこについて承知なされていないというような御答弁だったのかなと思いますけれども、わかりやすく申し上げますと、消費者はこの免税事業者に消費税を払うわけですよ、でもこの免税事業者は免税措置を受けているからこれを消費税を納めない、じゃあその預かった消費税はどこに行くのかっていうお話ですよ。この免税事業者の利益になるっていうところです。それをいわゆる益税と呼び、これを納めないことを益税逃れというふうな表現をして質疑をしたところでございまして、それらについて、また、免税事業者の事務負担というようなことをおっしゃってましたけども、要は現時点では免税措置を受けているわけですから、消費税を納税していないというところで特段の事務負担というものは今の時点では生じていないということでありますから、私がお伺いしているのは、この背景にある益税措置、いわゆる税の負担の公平性という観点もこの制度の背景にはありますよと、この点についてはどのようにお考えの上での御提案ですかということをお伺いしてございます。この中でも、私の今の発言の中からも益税や益税逃れということは存在していないというような御認識でしょうか。改めてお伺いいたします。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） 日本商工会議所の2019年ですけどね、全国に小規模事業者に対する調査というのがありまして、これはインターネットなんかにも出てますので後で見ていただければありがたいんですけども、表題はですね、中小企業における消費税の価格転嫁等に関する実態調査、調査結果ということでインターネットのほうに出ております。それを中小企業における消費税の価格転嫁というふうに入れてやればたぶん出てくると思います。その中でいろいろ言うてありますけども、ただいまの御質疑の中での小規模事業者についての記述はこういうふうになっております。小規模事業者はなかなかいわゆる消費税を価格に転嫁できない、これは消費税創設された頃から言われていたことで、小規模な1,000万円以下という意味ですよ、小規模な事業者は物を扱ったときにそれに自分が掛けるべき消費税を掛けて売れないと、消費税分を例えば免税業者の場合は実態はもちろんわからないですけどもそのときいろいろ言われていたのは、消費税分を引いたのを価格として売っているというようなこともありました。言い換えると、小規模な事業者は価格転嫁が難しい傾向であるということがこの調査によっても明らかになっております。小規模事業者は先ほどあったように下請け業者もありまして、全体的な日本の景気の状態やなんかで、わかりやすく言うとなかなか必要な経費も含めてですね、価格に転嫁できないっていうのが全部ではないかもしれませんが、この日本商工会議所の調査でもそのことが言われております。ですから消費税の転嫁が梅村議員がおっしゃるように、転嫁がきちんとできていればいいんですけども、どうやらこのアンケートの結果の中ではその分を価格として引いて売るとなると

うな形があるというようなことで、やはりなかなか小規模事業者が益税としてですね、消費税を扱うという場面がこの中ではないのでないかなというようなアンケート結果を引用して、私もそのように考えるということにしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） つまりいわゆる下請け体質である免税事業者においては、いわゆる元請に対して価格に消費税分を転嫁できないと、だから自身はでも消費者からその消費税を受け取っているというような免税事業者もいるわけで、それらについては自分たちの利益としてね、おくことについては何ら問題がないと、確かにそうしたね中小企業庁や公取なんかも含めてでしょうけども、そうした実態調査の中でそうした実態が存在していると私も認識してございますけれども、ただそれらがやはりその今議員おっしゃるとおり全てではありませんし、じゃあ実態数が果たしてどこまでなのかというものが明確になっていない中で、少なくとも益税として消費者から消費税は本来国に納めなければいけない消費税を預かりますと、その預かってるにも関わらず免税措置を受けているからそれをどこにも納めることなく自身の利益としますと、消費税が8%から10%に増えたこと、また、軽減税率の導入により8%で仕入れてそれを10%で売るといったようなこともあるわけで、こうした税率の増加や新しい軽減税率の導入というものによって、その益税というものが増加しているという背景があるというところで、実態としてはありますが、それらについてはそうした今おっしゃったような元請に対して価格の転嫁をできないというような事例もあるんだから致し方ないというような誤認識でよろしいんですか。

○議長（高橋利勝） 阿保議員。

○10番（阿保静夫） そもそも日本の税制というのは申告納税制度ということで、納税者が自ら計算をしてですね、納税するという仕組みが前提です。言い換えると納税者の権利と納税者を信頼するというような制度だというふうに思います。ですから、今益税のことが度々出ておりますけども、制度の考え方としては恐らく1,000万円未満の消費税課税の業者にとってはとても益税になるような、そのようなことはないということ的前提に、それから先ほどの申告納税制度も含めてですね、制度上の考え方としても1,000万円未満の消費税の取引の業者については、消費税の納付を免除するというような制度になっていったんだというふうに理解しておりますので、それはそういうことだと思います。

それから触れてはいただけなかったんですけども、今度はそういう免税業者と取引のあるその上の大きな会社は、免税業者から物を買ったらですね、免税業者から買った物の領収証には番号が付かないんですよ、免税業者に番号が付かない。でもこの制度は番号のある領収証じゃないと経費として認めないということで、例えば一例を挙げれば、免税業者でなければ5,000万円の取引が経費だと認められるところが、免税業者で先ほど言ったナンバーの付かない領収証であると1,000万円しか経費として認められないというような事例の計算があるんですけども、詳しくはいろんなデータにあると思いますが、そうすると最大の問題はここにあるように免税業者との取引はもうやらない

よということにつながっていくのではないかと、そうなるとやっぱり514万件というふうに言われてますけども、もっと増えてるかどうかわかりませんが、現状の免税業者のかなりの部分はその影響を受けるのではないかというふうに思います。ですからそういうことから考えて、そのことを1番重大だなというふうに私も思っておりますので、この意見書をですね、ぜひみんなで合意をですね、あげてですね、国に中止や見直しあるいは延期等も含めてですね、求めていきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員、御登壇ください。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは意見書案第10号インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書につきまして、反対の立場で討論を行ないます。

本制度の導入により、約2,480億円の増収が見込まれているとも言われており、税制度の適正な措置を行ない、また、税負担の公平性を担保するためにはやむを得ない制度であるというふうに考えるところでございます。しかるに、現在コロナ禍であることから延期、そして煩瑣となる事務負担の軽減に向けてこの延期中に制度の見直しをすべきであり、私自身は延期と見直しを求めることが適当であると考えておりますので、本意見書案には反対をいたします。

また、免税事業者に対する消費税の価格転嫁等についても懸念されるところでございますが、これらにつきましては、これらの懸念を払拭すべく、元請企業側を正す対策を強化していくべきであります。

以上のことから、本意見書案には反対をいたすところでございます。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 意見書案第10号について、賛成の立場で討論をさせていただきます。

質疑応答の中にもありました、免税事業者に対して益税逃れというような言葉がありました。すごく悲しいなというふうに思ったところでございます。

この町にも年商1,000万円に満たない事業所はたくさんあるというふうに認識していますが、法の下において免税をされているというふうな中で、確かにこのインボイス制度をやったときに増収するのはこれはもうわかってることでございますが、小さい企業を守るといった視点で考えたときにこちらの意見書、制度の導入の中止または延期を強く求めるということに対しては賛成という立場で討論をさせていただきました。

議員諸兄姉の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 次に、原案に賛成者の発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) これで討論を終わります。

これから、意見書案第10号インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(高橋利勝) 起立者9人。

よって起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第10号インボイス制度の導入中止または延期を求める意見書は、原案のとおり可決されました。

◎日程第11 意見書案第11号

○議長(高橋利勝) 日程第11 意見書案第11号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書を議題とします。

提案趣旨の説明を求めます。

藤田直美議員、御登壇ください。

○11番(藤田直美)〔登壇〕 意見書案第11号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書案、上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出いたします。案文の朗読をもって提案といたします。

選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書案。

2018年2月に内閣府が公表した世論調査では、夫婦同姓も夫婦別姓も選べる選択的夫婦別姓制度の導入に賛成または容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。特に多くの初婚を迎える30歳代における賛成、容認の割合は84.4%にのぼっています。

さらに、最高裁判所は2015年12月に、夫婦同姓規定を合憲とする一方、選択肢が設けられていないことの不合理については裁判で見出すことは困難とした上で、国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならないと民法の見直しを国会に委ねましたが、議論が進まないために、2018年には選択的夫婦別姓を求める裁判が4件も提起されています。本年6月の最高裁決定においても、夫婦の氏に関する制度の在り方については、国会で論ぜられ、判断されるべきであるとされましたが依然として国会での議論は進んでいない状況です。

平均初婚年齢が30歳前後の現代においては、婚姻前に個人名で信用、実績、資産を築く人が増えています。改姓によってこれまで築き上げてきたキャリアに分断が生じる例が多く、法的根拠のない旧姓使用で不利益、混乱が生じている例や、それを避けるた

めに結婚を諦める人、事実婚を選ばざるを得ない人が一定数いることは事実です。家族の在り方が多様化する今、最高裁判決の趣旨を踏まえて、議論を進め適切な選択肢を用意することは、国及び国会の責務であると考えます。

若い世代が将来に展望を持ち、希望を実現できる社会にしていくために、国民の多様な声を真摯に受け止め、国連のSDGsが提唱する誰一人取り残さない社会の実現に向けて制度導入が求められています。

よって、国におかれては、選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた積極的な議論を行なうよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出します。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、法務大臣です。

議員各位の御賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） これから質疑を行ないます。

ございませんか。

梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは意見書案第11号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書案につきまして質疑を行ないます。

まず1点目でございますが、冒頭記載がございます内閣府が公表した世論調査というものでございますが、こちら賛成又は容認と答えた国民は66.9%となりということでございます。この66.9%の内訳とその設問についてどのようなものであったのか具体的にお伺いをいたします。

2番目のお伺いでございます。こちら最高裁判所の判例、最高裁が判事した件につきまして、平成27年の12月並びに本年令和3年6月の最高裁決定ということで記載がございます。こちら案文中に民法の見直しを国会に委ねましたという記載がございますが、この記載についての解釈でございますけれども、この民法改正や法整備を国会に求めたという趣旨での記載なのかお伺いをいたします。また、その本年6月の部分につきましては、国会で論ぜられ判断されるべきであるとされましたというような記載もございますが、こちらについてもこの解釈についてお伺いをいたします。

3点目のお伺いでございます。案文中、法的根拠のない旧姓使用で不利益、混乱が生じている例ということで記載がございますが、昨今通称使用拡大が進む中で通称使用の拡大でも生じているこの不利益や混乱という具体的例、この法的根拠のない旧姓使用で生じた不利益や混乱が生じている例ということでございますが、この具体例につきまして知り得る限り教示していただきたいと。

4点目でございます。こちら最高裁で判事されてる中にもございますが、いわゆるこの夫婦別姓制度を求める方の中には、長期間使用してきた氏をですね、姓を名字を、婚姻の際に改めることは自身のアイデンティティの喪失感を抱くものであるというような点につきまして、最高裁の判決にも言及されているところがございますが、そうしたこともこの夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書というものの背景にあるのかどうか。また、この最高裁の判決の見解についても、相違はないものというふうなこ

とでの御提案なのかお伺いをいたします。

5点目でございます。こちら夫婦別姓制度につきまして、1つデメリットとして考えられるものの中に、いわゆるその子どもへの影響というものが示されております。議員が採用されましたこの2018年2月に内閣府が公表した世論調査、家族に関する世論調査でございますよね、こちらにつきましても子どもにとって好ましくない影響があると思うという方が62.6%ありまして、この夫婦別姓制度というものは例外なく親子別姓を招くものであります。子どもが同姓を望んだ場合、両親の同姓を望んだ場合など、この子の心情というものはどのようになっていくのかなど、この案文の中にあるSDGsの誰一人取り残さないというものの中に、こうした子どもの心情というものは含まれていないのかというような疑問が生じたものでございますので、この点についての御見解お伺いをいたします。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） ちょっとメモが追いつかないので、足りないところがあれば言っていたきたいと思います。

国民世論調査の1問目ですが、66.9%賛成または容認の中の内訳、設問の内訳ということですが、その内訳を申し上げます。

夫婦が婚姻前の名字、姓を名乗ることを希望している場合には夫婦がそれぞれの婚姻前の名字、姓を名乗ることができるよう法律を改めても構わないが42.5%、もう1つが夫婦が婚姻前の名字、姓を名乗ることを希望していても夫婦は必ず同じ名字を名乗るべきだが、婚姻によって名字、姓を改めた人が婚姻前の名字、姓を通称としてどこでも使えるように法律を改めることについては構わないということが24.4%で、合わせて66.9%となっています。

次に、国会に委ねましたがという表現ですが、私はこの判決が出た時点で判決を提起された方は、法制審議会にも挙げられているということで国会に委ねたと私が解釈をしております。また、この文言についても様々な資料を取り寄せまして、他の議会でも取り上げられていた表現を引用させていただきました。

国会で論ぜられ判断すべき事柄にはほかならないというのは、この提起されているものは民法750条ですか、婚姻に関する法律の規定は合憲であるといった一方で、付帯意見として判事されている言葉を載せております。

3つ目に法的根拠のない旧姓使用で不利益、混乱が生じている例がどういった例があるのかということですが、これも私の情報の中では、当事者の方からも聞き取りはしましたし、新聞やインターネットで調べて確認をしたところですが、2つの名前を使うのが面倒だという人、新姓への変更手続き、旧姓併記でも変更手続きというのがいる、職場での新姓を使う書類や機械があり、自分のことと認識されない場合があった。あとはまだ一部で旧姓併記を認めていない会社や銀行もあるというふうに私が聴取した中では聞いております。判こが2つ必要だとか、細かいことで上位を挙げるとそういう点になっています。

あと子どもが同姓を求めた場合ということですが、これも含めて生まれたときは子ど

もは判断ができないので親が決めなければなりません。家族の形というのは様々あっていいと思いますし、子どもが生まれるまでの婚姻に関してはお互いよく話し合っただけで決める問題で、子どもが望んだ場合については、今後のその戸籍の問題もそうですが、子どもの利益も含めて議論していくべきだということで、この法制化に向けた議論は必要だということで載せてあります。

以上でよろしいでしょうか。

休憩をお願いします。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前 11 時 47 分 休憩

午前 11 時 47 分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 選択的夫婦別姓のメリットという部分にはアイデンティティを守れるということの意味合いももちろん入っているんですが、大きくは96%が、女性が男性側の姓に変わっているという実情がありまして、主にですね女性が結婚によって負担を感じていることなどでは、自己喪失感を受けている人がいるというお話も聞いております。そういう意味でのアイデンティティが、生まれ持った姓を名乗りたいという方たちのアイデンティティを守れるということがあると思います。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） 1点目のお伺いですが、こちら内閣府の家族の法制に関する世論調査の部分の中で御答弁いただいておりますが、容認を含めて66.9%と言われてるうち66.9%を占めるですね多数の42.5%につきましては、法律を改めなくても構わないという方々で、この方々のうち法律が改められましたら夫婦別姓を希望しますかということの問いにはですね、19.8%がそれぞれ婚姻前の名字、姓を名乗ることを希望するとされております。これをですね、全体に当てはめると42.5%のうちの19.8%でございますので、この数値を全体に当てはめれば8.4%にすぎないということでもあります。単純にですね、いわゆる消極的な賛成というか、この42.5%を除けば同姓であるべきだと、法律を改める必要はないよという方々が29.3%で、法律を改めなくても構わないという方々24.4%でございますから、どうもこの内閣府の世論調査というものを恣意的に活用された表記となっているのではないのかなというふうに感じるところでございますが、この辺について、やはり圧倒的多数がこの反対の29.3%を大きく上回っているというような御認識に違いはありませんか、改めてお伺いをいたします。

2点目のお伺いですが、最高裁の判事につきまして、平成27年のもの、令和3年度のもの2件の記載がございますが、こちら判決文によるとですね、その判決文のどこにそのようなその、単に判決文の中で示しているのは夫婦同姓は合憲ですよ、同時であることは家族の一員と実感できますよと、子どもの利益も享受しやすいので、つまりは社会的合理性もありますよと、通称使用で不利益は緩和されますよというよう

なことが、そういった趣旨のことが判事されており、その中で、ただし裁判所としてはこの別姓制度を不合理だとは断ずることはしませんよと、制度の在り方は国会で議論されるべき性質のものですよと述べているのにすぎないのであって、これは裁判所の見解を示してただけでありますので、これを国会、立法府に対して法整備をせよとか議論をせよっていうことを裁判所として促したり求めていることではない。また、その確かにその補足意見、裁判官の補足意見の中にはですね、補足意見っていうものも付されておりますけれども、その中におきまして、それは単に一裁判官としての思うというような意見が述べられているものでありますので最高裁の判事とは異なるものでございます。また、令和3年度の判決でございますけれども、こちらも選択的夫婦別姓制の採否を含む夫婦の氏の制度に関する制度の在り方は、国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないと指摘しているところであるというところでありまして、ちょっと前後の切り取りがあるためどうも裁判所がそれを促しているというような、いわゆるミスリードを誘うような表記になっているというふうに私は感じるところでございますが、こちらの見解についてお伺いをいたします。しかるに、ただ国会で議論が進んでいないよという事実の適示はされているというふうに認識するものでございます。

3点目のお伺い、いわゆる通称使用の拡大が進む中での不利益でございますが、法的根拠のないというような前文がある中で旧姓使用で不利益、混乱が生じている例として面倒だとか判こが2つ必要だとか、それはですねとても些末なものであり、いわゆる不利益とか混乱というふうに例えられるようなものなのかという点なんです。この社会的混乱が生じているというような例にこれは私は該当しない、不適な表現ではないかというふうに感じたところでございますが、こちらについて改めて御見解をお伺いいたします。

4点目にお伺いをいたしました長期間使用してきた氏を婚姻の際に改めるということ自身アイデンティティの喪失感を抱くものであるというような御認識の下かという点でございますが、こちら一定程度そうだというような御趣旨の御答弁をいただいたと理解してございますが、これはいわゆる御自身の生まれ持って育った家名、御自身の氏、名字でございますよね、これを守りたいというような意思表示のものでありますから、家名を守りたいとか御自身の生まれ育った家に帰属したいという意識の表れではないのかなというふうに私は感じたところでございます。つまりはこれ概念としての家制度が存在していることの証ではないのかなというふうに思ったところでございますが、こうした考え方っていう部分につきましては、この夫婦別姓制度を求める方々の中にもそうしたいわゆる概念としての家制度が存在するということの理解でよろしいのかお伺いをいたします。

5点目のお伺いでございますが、子どもにとっての好ましくない影響があるという方が62.6%おりますということを述べさせていただきましたが、こちらにつきましては生まれた子どもが同姓を望んだ場合っていう一例を示したところ、それは今後議論されるべきだというようなことでございましたので、では意識としてはこの制度の中では当事者間でのお考えというものを優先していくものであり、その後生じた問題というのは事後に解決していくべきだという御趣旨の御見解の下御提案なのかお伺いをいた

します。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 国会で論ぜられ判断すべきことほかならないのあと、前後が切り取られていて意味が通じないと、誤解を招くという御指摘でしたが、私はそのようには思いません。これで十分趣旨は伝わり誤解は受けないというふうにこの表記についてはそういう見解を抱いています。

次に、旧姓併記の混乱を招くというところですが、違いますね。先に混乱の部分では数を挙げればもっともあって、旧姓使用を認めている企業が少ないということが一番の大きな原因であると思います。これはほとんどの女性が、仕事をしている女性、婚姻をしている女性が名前を変えるという現状がある中で、大変これは仕事にとってマイナス面であるということがあると思います。特にパスポートなんかで言いますと、ダブルネームは犯罪を示唆するような見解も示されているということも資料の中ではございました。

19.8%の人が改姓をしたいというパーセンテージ、これは大変梅村議員が示されたパーセンテージは大変大きいと思いますし、このことが大事ではないかなと私は思っています。また、この2018年の時点からまたさらに、いろいろなアクションが起きてまして、若年層の声なども挙げられております。2020年12月には男女共同参画担当に夫婦別姓を求める署名が3万筆届けられたという情報ですとか、これも新聞掲載などに載っていた情報でもありますが、そういうことから社会情勢に応じて変わっていくべきものというふうに私は考えております。

アイデンティティの問題ですが、アイデンティティ、元来持っている自分の生まれ持った姓を持ち続けたいということは、家制度、自分のルーツ以外でもですね、お互いの氏名とその背景を尊重しながら男女平等の形式でパートナーシップを結べるという意味の私はことだと考えております。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（高橋利勝） 暫時休憩いたします。

午前11時59分 休憩

再開前に、畑山代表監査委員から午後の会議を欠席する旨の届出がありましたので、報告しておきます。

午後 1時30分 再開

○議長（高橋利勝） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続けます。

藤田議員。

○11番（藤田直美） 午前中にあった質問の中で、子どもの姓をあとで議論すればいいというような私が申したということの問いだったと思いますが、私は法改正の議論の中で子どもにとって利益が損なわれないように進めていくべきという趣旨で答弁をさせていただきました。また、世論調査の中で子どもにとって好ましくない、影響があると思うと答えた人の割合が62.8%だということを問題視されての御質問だったかと思

いますが、日本では夫婦同姓しかない国でありまして、それ以外の国、夫婦別姓で婚姻関係がある間の子どもに関して実際に子どもに悪影響があったというような社会問題のデータというのは私は聞いてはおりません。また、この世論調査の部分ですが、もともと国際結婚で別姓である子どもたちや離婚による親子別姓でいるご家庭もあります。現在訴訟にある子連れ再婚、家庭に対する強い偏見というものが感じられる結果ではないかなというふうに感じておりますし、この選択的夫婦別姓の法制化というのは、自分が自分の姓で生きたいとの考えが選択的夫婦別姓を求めている本質ですので、法制化、そしてSDGsの推進によって意識を変え、そのような差別意識がなくなればいいというふうに思っています。

同姓の現在でも子どもは自分で姓を選ぶことはできません。別姓だからと言って子どもがわざわざ姓を選ぶという必要性もないわけで、今現在親が話し合い、どちらから私たちが名字を受け継いでいます。その構図は全く変わらないというふうに思いますし、現在でも15歳になれば家庭裁判所経由で姓を変えることも可能となっております。それは選択的夫婦別姓の場合でも同様だと思っています。以上です。

○議長（高橋利勝） 梅村議員。

○3番（梅村智秀） それでは4番目にお伺いした点でございます。

男女平等というような言葉が御答弁の中から出てきましたが、この意見書案文でも採用されて重要視されているであろう最高裁においても、夫婦同時姓それ自体に男女間の形式的な不平等が存在するわけではなく、夫婦がいずれかの氏を称するかは、夫婦となろうとする者の間の協議による自由な選択に委ねられているとされており、法解釈といたしましてはそうした不平等というものは存在していないと、しかるに合憲であるというような判断がなされておりますが、具体的にはどのような不平等が生じているという御主張なのかお伺いをいたします。

最後5点目にお伺いをした点でございますが、こちら法改正、法整備の中で子どもの利益ということをおっしゃって、そういった御答弁でございましたが、こちら現時点で想定されているのは、仮に婚姻後子どもの出生があつていわゆる父親側か母親側かどちらの氏を名乗るのかというような争いが生じた際は、家庭裁判所に判断を委ね……。

○議長（高橋利勝） 梅村議員、制限時間がきましたのでまとめてください。

○3番（梅村智秀） はい。

そういう家庭裁判所に判断を委ねるといふようなところがあつて、既に先ほども述べたとおり親子別姓を必ず招く制度だといふところの中で、子どもの利益といふものが果たして担保されるのかと、本質だといふところでおっしゃってましたが、自分のといふようなものであつて個人主義、個々主義といふものであり、周りの家族、子ども等をおもんばかりといふようなところが欠落しているのではないかと私は御答弁から察したところでございますが、どのような御認識でございますか。

○議長（高橋利勝） 藤田議員。

○11番（藤田直美） 自由に選べるのではないかという趣旨でございましたが、今は自由に選べるのではなく、どちらかの姓を選ぶという強制になっているという私は思っ

ております。別姓で法的婚姻関係を選びたいという人に対しては自由に選べる状況ではないというふうに思ってますし、先ほどから申しましたように96%の女性が結婚の際に男性の姓になっているということが負担になっているのが、ほとんど女性であるということからも、この選択肢はあるべきではないかという趣旨で意見書を作らせていただきました。

子どもにとっての……。

○議長（高橋利勝） 藤田議員、時間がきてますけども。答弁を打ち切ってもよろしいですか。

○11番（藤田直美） 子どもにとっての不利益とは私は感じておりません。以上です。

○議長（高橋利勝） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

まず、原案に反対者の発言を許します。

梅村議員。

○3番（梅村智秀）〔登壇〕 それでは、意見書案第11号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書に対しまして、反対の立場で討論を行ないます。

まず案文についてでございますが、内閣府の家族の法制に関する世論調査を採用し、賛成多数である旨を述べておりますが、実際に別姓を希望しているのは全体の約8.4%にすぎず、妥当性に欠けるものであります。また、最高裁が国会に民法の見直しを委ねたと独自の解釈を展開するが、平成27年、令和3年ともに最高裁はこの夫婦別姓制度に対し平成27年においては、この種の制度の在り方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないと言うべきである、令和3年度においては、選択的夫婦別姓制度の採否を含む夫婦の氏に関する制度の在り方は国会で論ぜられ判断されるべき事柄にほかならないと、この制度の在り方について判事したことにすぎず、失当であります。また、最高裁判決の趣旨を踏まえるのであれば、夫婦同姓は合憲です。同姓で家族に一員と実感ができます。子どもの利益も享受しやすいです。つまりは社会的合理性もあります。通称使用で不利益緩和されますといった趣旨のことが判事されているのであり、併せて男女間の形式的な不平等も存在しないとされており、さらに視点を変えると、平成27年12月16日判決では、15名中5名が違憲と判断、しかし令和3年度におきましては4人に減少。むしろ夫婦別姓制度は遠のいているということも、視点を変えると伺えるところであります。しかし、女性の社会進出に伴い一定の不自由が生じていることは理解を示すところでありますが、これらは現在も進められている通称使用の拡大でほぼ解消が出来るものであります。民法の家族法等は、起こり得る不都合の想定が非常に困難で、特にも慎重を期すものであります。これらの法整備に着手するには国民的議論を含め未だ成熟しているとは認めがたいものであります。夫婦別姓制度は婚姻の当事者間だけに目が向けられがちであります。子どもを含む家族、祖先や子孫という視点が失われつつあり、昨今の行き過ぎた個人主義を助長することにもつながりかねませ

ん。

我が国には合理性などでは計ることができない世界に誇る万世一系の男系の皇統が脈々と続いており、国民に根付く家に帰属するとの概念や、日本人の伝統的精神的基盤を崩すことにもつながりかねない、よって本提案には断固反対をいたすものであります。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

阿保議員。

○10番（阿保静夫）〔登壇〕 意見書原案に賛成の立場で賛成討論を行ないたいと思います。

これまでの制度の在り方等についての議論もありました。これまでの制度であっても離婚結婚を繰り返して、子どもの姓が何回も変わることのほうが混乱すると思われま。どのような形でも家族の絆には変わりなく、結婚をする際十分に話し合うことが大事であると思います。このことに関しては、国及び国会での議論を求める意見書は道議会でも可決済みです。それから世界的に見ても、先ほども議論ありましたが、別姓方式は主流だというふうに思います。国会での議論を求める本意見書ですから、大いに国会あるいは国においても議論を求めるという意味ではこの意見書に賛成です。

議員諸氏の賛同をお願いしたいと思います。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

水谷議員、御登壇ください。

○1番（水谷令子）〔登壇〕 意見書案第11号の反対の立場で討論を行ないます。

この意見書は選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書であり、選択的夫婦別姓制度いわゆる個人籍とする場合、戸籍という籍の量的増加による事務処理の煩雑化とコストの増大が伴うと思われま。コストや現行法制や社会全体への影響が大きいことが懸念されま。選択的夫婦別姓制度導入に賛成する人と反対する人の違いは、氏を個の呼称と捉えるか家族の呼称と捉えるかという点だと思いま。子の福祉面、子の氏の安定性を損なわれる可能性があります。他国に誇れる極めて優れた制度だと私は思いま。守ることも必要だと思いま。課題としては、婚前、婚姻前の氏の通称使用に関する法律案の成立の必要と、日本の戸籍制度の理解を深めることが必要だと思いま。

よって選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書案に反対しま。

議員各位の賛同をお願いいたしま。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

柏崎議員、御登壇ください。

○2番（柏崎秀行）〔登壇〕 意見書選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書案に賛成の立場で討論をさせていただきます。

先ほどの反対討論でもおっしゃられてましたが、この意見書は選択的夫婦別姓制度の法制化を求めるものではございません、その議論を求める意見書でございます。国会で話し合われ、どちらがいいのか悪いのか、きちっと議論を進めていただけるということで、この意見書は賛成ということになります。私個人の考えといたしましても、先ほどの長い質疑の答弁にありましたけども、デメリット、メリットいろいろあると思いま。デ

メリットでいけば先ほど言ったように子どもは選べない。メリットでいけば姓が変わったときに銀行ですとかカードですとかそういった手続きがしなくていいとか、いろんなメリット、デメリットあると思います。その中でですね、やっぱり選択的っていうことですから、選ばなければいいんですよ。どっちか選べるんです、今は選べないんです、その違いです。なので私は賛成です。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（高橋利勝） 次に、原案に反対者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） これで討論を終わります。

これから意見書案第11号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書を採決します。

この採決は起立によって行ないます。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋利勝） 起立7人。

よって、起立多数です。

お座りください。

したがって、意見書案第11号選択的夫婦別姓制度の法制化に向けた議論を求める意見書は可決されました。

◎日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第12 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件を議題とします。

総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から所管事務のうち、会議規則第75条の規定によってお手元に配布しました所管事務の調査事項について、閉会中に継続審査の申出がありました。

お諮りします。

本件、申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋利勝） 異議なしと認めます。

したがって、総務、産業厚生、広報広聴の各常任委員長から申出のあった所管事務について、閉会中の継続審査の申出は申出のとおり決定いたしました。

◎日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（高橋利勝） 日程第13 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配布しました所掌事務の調査事項について、閉会中の継続審査の申出がありました。

お諮りします。

本件、申出のとおり閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◎閉会宣告

○議長(高橋利勝) これで本日の日程は全部終了いたしました。

お諮りします。

本定例会に付されました事件は全部終了しました。

会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋利勝) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定いたしました。

令和3年第4回定例会閉会にあたりまして、私から皆様に御挨拶並びにお礼を申し上げます。

令和3年は定例会4回のほか、臨時会5回、予算決算特別委員会などを開催し、この間佐々木町長はじめ担当部局長、課長、職員の皆さんの御出席をいただきながら、また、町民の皆さんの傍聴をいただく中、町提出議案や意見書、議員発議など112件を慎重に審議させていただき、滞りなく終わらせていただきましたことは、これもひとえに御出席いただきました職員の皆様方、議員の皆様方のたゆまぬ努力のたまものと思うところであります。ここで円滑に議事運営をさせていただきました皆様に、改めて心から厚くお礼を申し上げます。

しかし、この1年間は全社会的に新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けることになりました。本町におきましても感染防止、保健、医療福祉をはじめ経済産業などの対応に追われる一年だったように思います。特に、新型コロナウイルス感染のリスクにさらされながら、医療介護現場で奮闘する職員の皆様には、心から感謝申し上げます。

本議会におきましても、感染拡大防止のため本会議、委員会の傍聴の自粛、町民懇談会、ナイター議会の中止などを余儀なくされ、町民の皆さんの参加する機会を奪われたことは開かれた議会を目指してきた本議会にとって大変残念な結果となりました。改めて考慮していかなければいけないと思っています。

また、今年、町長選挙が行なわれ、24年ぶりに佐々木基裕町長が誕生しました。町執行部も刷新されたことから、町民の皆さんの期待に応えるべく望むものであります。なお、10月の定例会に本別高校1年生の皆さんが傍聴に来られました。その後多くの

生徒さんから心温まる感想文をいただきました。さらに今月の20日には2年生の皆さんの模擬議会を行なう予定をしております。本議会としては初めての経験ですが、高校生の思いをしっかりと受け止めてまいりたいと思います。

寒さも一段と厳しくなっております。健康には十分留意され、御家族共々素晴らしい令和4年の新春を迎えられますよう御祈念申し上げ、感謝とお礼の言葉とさせていただきます。

大変どうもありがとうございました。

会議を閉じます。

令和3年第4回本別町議会定例会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午後 1時56分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年12月15日

議 長 高 橋 利 勝

署名議員 阿 保 静 夫

署名議員 山 西 二三夫

署名議員 水 谷 令 子